

にあり。何となれば、此の如きは直ちに江戸の死命の制せらるゝ、所以なればなり。即ち單に上陸軍の恐るべかりしのみならず、若し敵艦にして戦を挑まん爲め、江戸灣内に入り來らば、市民の生活に必須なる物資の輸入は忽ち杜絶せられ、少くとも海上交通に於て、江戸と各地方とは、全く隔斷せられ、數百萬の生靈は日ならずして饑餓に苦まん事明らかなればなり。此る形勢は、當路の有り司の熟知せし所なれば、當時極めて狂愚なる輩に非ずんば、無謀に戦端を開く事の絶對に不利なるを認知せざるなし。蓋し彼等の感想にては、浦賀灣内に於ける米艦は、疑なく江戸上下の頭上に擬せられたる大鐵槌なり。しかも殆んど不可抗力なる故に、現下の問題は、實際如何にして之を避くべきかの點にありて、如何にして之に抗せんかに就いては、殆ど商量の餘地なかりしなり。されど未だ外艦渡來の趣旨を明らかにせざるが故に、其果して避け得べきものなりや否やも未定なり。若し彼に敵意ありて、故さらに戦を挑み來り、到底避躲の道なきに於ては、我亦飽く迄も拒抗せざるべからず。是に於てか幕閣は此の最後の場合に對する處置に就いて凝議する所あり、先づ徳島、熊本、福井、萩、高松、姫路、柳川の七雄藩に内命を下して、内海の防備に當らしめたり。幕府は此の如く、一方に消極的防備の策を講ずると共に、他方に成るべく速やかに米艦を退去せしめん事を欲せり。されど浦賀奉行の稟申によりて、一片の論書を以て、長崎に向はしむる事の不可能にして、飽く迄我か成法を固持するに於ては、禍端の開かるゝの恐充分なるを識認したり。され

ば残る所の術策は、彼れの要求に應じ、江戸より特使を派して、其の書翰を受取らしむるの一あるのみ。是れ幕府退讓の第一歩なり。

書翰受授に對するペリーの主張に就き、浦賀の吏員の側に於て、或る誤解ありしが如し。ペリーの浦賀奉行に渡さんと欲せしは、國書及信任狀の寫にして、本書は彼自から江戸に來りて、將軍に呈せんと欲せしなり。我が吏人は本書と寫とを別たす、同時に之を受取り得べしと考へたり。されど此の問題は、五日香山との交渉の結果、幸にペリーの讓歩によりて、充分の委任を有し、又彼と對應する位階を有する特使にして浦賀に來るあらば、本書寫共に之を渡さん事に定まれり。

是れより先き、幕議の書翰受理に決するや、五日在府浦賀奉行井戸石見守(弘道)に命じて、浦賀に赴き、戸田伊豆守と共に、米使接見の任に當らしめ、國體を失はずして、米艦をして成るべく穩に退帆せしむべしと云ひ、同時に灣内守備の常務を有せる四侯に、警戒を嚴にすると共に、輕舉事を誤るなからんことを令せり。

參 考

(一)本節の参考書は前節に同じ。

第四節 久里濱の會見及米艦の退去

八日井戸石見守は浦賀に着せり。以前より在勤せし戸田伊豆守は、彼と共に、米國大統領書翰受取の重任を負へり。翌九日は即ち米使接見に期せられたる日なり。此間浦賀より稍西方にある久里濱に地を相して、會見に必要な假屋を急造せり。其奥よりたる地位は、稍米人の猜疑を招きたるが如く、彼は浦賀より扁舟に棹して、會見地に赴くには、少なからざる時間を要し、大國使節の威嚴に副はずとの故を以て、場所の変更を求めしも、結局二艘の蒸氣船の錨地を久里濱の前面に移して、其處より上陸するの議に決したり。米人の眞意は、會見場を艦上の銃砲射距離内に置き、萬一に備へんとせしなり。さて九日朝、米船は進みて、九里濱の前面に投錨せり。陸上には將軍の紋章ある幔幕張り廻はされ、幕府及警衛諸家の旌旗は諸方に飄飄たり。而して海岸一帯には、銃劍槍を携へたる兵士填咽し、其數無慮五千の上にある。海上には艦装せる小舟二百艘以上を泛べしめ、其光景正に壯麗なり。又會見場は濱涯より稍離れて、曲浦の中央に位し、幔幕を以て飾れり。

此の日米使ベリーは三百許の將士を選抜し、各正装せしめ、前後して上陸せり。其乗艦を離るゝや十三發の祝砲を放ちぬ。是れ正に浦賀灣頭に聞かれたる最初の祝砲なり。ベリー海岸に上るや、浦賀奉行と稱せし香山に導かれつゝ、自國兵士の列立せる前を過ぎ、三十餘の部下を隨へて、徐に會見場に入りぬ。二人の童子先行して、國書等を納めたる美麗の匣を捧持し、二人の黒奴彼の兩側に進み身を以て護れり。場は二室となり、床上を掩ふに、外は白布を以てし、内は赤布を以てす。我

が全權二人内室に座を構へ、左側に并びて、床几に踞せり。ベリー及一行の導かれて之に入るを見るや、二人は立て黙禮しぬ。米使等はやがて右側の椅子に着けり。通詞は伊豆の太守戸田、石見の太守井戸と宣して、我が全權を紹介せり。一堂間として聲なき事數分時、頓て通詞の書翰受領の準備成れりとの發言によりて、此の閑寂を破り、米使は外室に立てる二童を領して、書匣を齎らしめぬ。二黒奴共に進み入りて、書翰を取り出し、署名及鈐印を顯はして、之を我が全權より出せる匣中に置けり。大統領より將軍への書翰、ベリーの信任狀、及びベリーより將軍に致せる二通の通告書にして、各漢蘭二譯文を添へたり。時に米使の譯官は、我が通詞に向て、右文書の性質を示せり。尋で香山は井戸石見守の前に跪きて、將軍の論書を受け、轉じて米使の前に到り、又跪きて之を捧ぐ、其文に曰く、

亞米利加使節へ

御 論 書

一國王之書翰及び政府之副書共請取ぬ。

國朝に捧べきとの義、此所は外國と應接の地に非ず、長崎に赴べき由、幾度論といへども、使命を耻しめ、一分難立と存せり、申立度趣、使節に於ては止を得ざる事なれ共、我

國法も又破り難く、此度は使節の苦勞を察し、曲て書翰を請取候得共、應接之地に非ざれば、

應答の事に及ず候趣會得いたし、使命を全ふし、速に歸帆可_レ有もの也。

嘉永六丑年六月九日

ペリーは右に添へたる蘭譯によりて之を讀めり。此後兩者沈黙せる事復數分時、少時ありてペリーは其譯官をして、彼は艦隊を率ゐて、琉球及廣東に向ひ、此の地を去るべし、併し明春四五月（洋曆）の間に再び歸來すべしと云はしめたり。此の時我が通詞は、明春亦同く四艘の舟を率ゐるべきかを問ひしに、彼は恐らくは尙多數を率ゐらんと答へき。此くて國書受授の儀は了れり。ペリーは立ちて訣辭し、室外に歩し去り、我が全權起立して目送せるのみ。凡て會見に要せし時間三十分を出でず、やがて米人は己が乗船に歸りぬ。

右の會見に就ては種々注意すべき件あり、其一は我が全權の終始黙々たりし事にあり。初め幕府にて已むを得ず、書翰受取の議を決するや、尙長崎以外にて外人と應接せずてふ國法に執着し、結局書翰の受授を行ふも、言語を交へずして、責めて法の形骸のみにても維持せんとする甚しき形式主義に陥りしなり。故に豫め香山をして米人に對し、新來の全權は書翰受授の委任を有するも、應接の命を受けざる由を反覆説示せしめたり。ペリーも亦思ふ所ありて、之を諾し、遂に上記の如く、黙々の中に會見を了する次第となりしなり。されば事了りて、奉行の幕府に出せし稟申書を見るに、二人は右の如く、一語をも發せざりし事を以て、使命を全うせし所以と考へしに似たり。

上に掲げし論書中にも見ゆる如く、這回書翰を受領せしは、「使節の苦勞を察し、曲て」取計ひし所なり。此の文蘭譯となりて、米人に通せらるゝや、米人は「其主張の正當なるを認識し、我が國法を棄て、」の義と解せり。大意異なる事なしと雖も、語勢に強弱の差あり。是に於て、米人は右の會見の結果を以て、豫期以上の奏功として誇稱せし趣あり。又事實に於て、我が退縮讓歩たるに相違なし、即ち鎖國政策破棄の初なり。

ペリーの我をして書翰を受領せしめ得たるを以て、豫想外の成功となし、直ちに決答を迫る事なく、一度退帆せしには、種々の理由あるべし。我に熟慮の餘裕を與へしは其一なり。彼が充分糧食を準備し居らざりしも其二なり。當時清國長髮賊の亂に際し、上海に於ける自國の居留民を保護せん爲め、其形勢を知らんとせしは其三なり。

されど彼は浦賀を去るに臨み、尙我が有司の頂門に一針を下すを怠らざりき。我が論書の末句に曰く、「使命を全ふし、速に歸帆可_レ有ものなり」と。彼は此の命令に對し、唯々たるものに非ず、故らに之を無視するの態度を示しぬ。即ち翌日更に船を一層内灣に進むる事數里、本牧の邊に及び、神奈川沖にては、水深の測量に従事せしめたり。此の状を見たる幕府の驚動大方ならず、由來要害第一の場所と稱せられたる房相二州の海峡をも乗越したる、夷情測り難く、形勢既に急に迫れりとなし、遂に豫て内旨を含め置きし諸藩に對し、夫々部署を定めて、出兵を命じ、以て海岸を警備せし

めたり。都下の人心亦恟々として、戰機到れりと考へしが如く、士卒は周章狼狽して、戰具の運送に忙はし。十日夜半に至り、老中、若年寄、三奉行等俄に火事裝束（當時一種の武裝）にて、軍器を携へて登城し、徹宵凝議せしは、勿論防備の策なりしなるべし。然るに其翌日米艦は又錨地を變じて、稍外灣に退き、同く測量を遂げ、十二日に至りて、漸く琉球に向て浦賀を去れり。

參考

(一) 參考書前節に同じ

第五節 米國の要請に對する幕閣の態度と國論の歸趨

米使渡來の主意は、第一節に述ぶるが如し。故に其差出せる書翰の内容も、自から之に異ならず。されど幕府有司等の之に關する所見を考ふる前、先づ其大旨を摘記すれば、大統領の書翰は、兩國互に通信通商すべき道理を告明して、其國地の本邦に密邇せるが故に、蒸氣船にて容易に往來し得る事實を指摘し、兩國共に物産豐饒なれば、各通商の利益を收め得る望あるを説き、一轉して我が國禁は世界の知悉せる所なれども、現今世界の大勢に適せざるが故に、之を解き、假に期限を定めたりとも、通商の道を開かれたしとの要望を述べ、又近海に漂流する自國船の救助と、支那往來の商船に對する石炭食料の給與を得ん爲め、南方の一港の開放を求めたり。ペリーより將軍に致せ

る書翰は、大統領の書翰の意を反覆したるに過ぎざれども、中に往年近海にて、風難に會し、救助を求めたる米船の受けし迫害を訴へて、我の處置を非難すると共に、今般は僅かに四艘の小船を率ゐ來りしも、本國には數多の大艦を有すれば、其來着に先ち、我の世界の情形を洞察して、早く和親の約を定むるを得策とすと云ひて、頗る囑喝の意を含みしは、注意すべき點なり。

今此の書翰を受けし後の幕議を観察するに先ち、祖法を破りて、之を久里濱に受くるに至りしまでの順序を一言すべし。幕府の米艦の來着を聞きし時の感想は、前に揣摩したり。閣老阿部伊勢守は此の報に接するや、直ちに同僚牧野備前守と謀り、有司をして集議せしめしに、皆國法に違ふは、遺憾の極なれども、輕忽に之を拒絶すれば、忽ち兵端を開くの恐あるが故に、姑く枉げて彼の望に従ひ、速に退帆せしめ、而して後徐に策を講ずるに如かずと云ふに一致せり。然れども伊勢守尙自から決する能はず、乃ち私に一書を水戸齊昭に致して、策を聞きしが(五日)齊昭とても、今更妙案のあるべき筈なし。故に即夜前年來此る事あらんを憂苦し、建白せし事あれども、採用を得ざれば、今に及びて、策の施すべきものなし、勿論我とても、今直に擊攘するを可なりとはせず、最後の勝利の期し難ければなり。併し彼の書翰を認めし所は、必ず我に不利を強ふるなれば、若し一時の安を偷まむ爲めに、一ヶ條なりとも、許容する事あらば、後思計り難し。加之外船の騷動に伴うて、國內の紛亂の激發せざるを保せずと答へしのみにて、要領を得ず。蓋し事態の切迫は、齊昭をして

異船打拂を主張するを得ざらしめしなり。さりながら彼は憂國の念禁する能はず、又國家の休戚に關する重大事件を安んじて伊勢守等の處分に委するを得ざるが故に、翌日又伊勢守に書通して、處分の最初に於て不策あらば、容易に恢復し難きを以て、若し將軍の命あらば、直ちに登營して、衆議をも聞き、所見をも陳すべしと云へり。其自信の厚き事此の如し。伊勢守は祖法の維持と、外艦の逼迫との間に苦惱せし際なれば、渡に船を得たる心地せる事察すべし。されば彼れの直ちに將軍の旨を請うて、自から齊昭の駒込邸に至り、諸有司の意見書を示して、所見を叩きぬ（七日）。其結果にや、幕議は遂に書翰受取に決せり。

右の如く伊勢守の齊昭に諮詢せしは、今後の政局に重大なる關係を有す、政治家としての伊勢守の能力に就ては云々するの必要なし。只當時彼れの自から決斷するを欲せざりしは事實なれども、之を以て強ち彼の識見、膽力の不足に歸すべからず。假令如何なる處分を行ふとするも、其結果の豫想し難かりしは諒とすべき所なれば、現代の政界に勢力を有し、殊に其外交意見は、天下の傾聽する所なりし水戸齊昭の所見を聞き、略同意を求め置くは、今後の内政外交何れに處するの策としても、妙ならざるに非ず。彼よりして決を齊昭に仰ぎしか、若くは成竹ありて、同意を請ひしか、此の間の曲折は、容易に明らかにし難きも、彼にして極めて進歩したる開國意見を有し、又之を斷行せんと欲せしに非ざる以上は、攘夷論を有する事明らかなる齊昭の勢力を無視する能はざりしは、

彼の地位に於て、已むを得ざる事なり。現に幕府の親藩として、又少なからざる名望ありし松平越前守（慶水、福井侯）の如きも、姻戚の親を以て、伊勢守に向ひ、齊昭の意見を參考せん事を慫慂せり。

さて既に書翰を受理せし後、幕府は開鎖の凝議に日も惟足らざるの觀あり。米艦の本牧邊に進みし際、一時周章を極めしが、幸に十二日悉く浦賀を去りしを以て、稍小康を得たるを以て、伊勢守は一方有司をして、續密に開鎖の利害を計較して、處分の策を建てしむると共に、他方齊昭に向て、積年苦心の明謀奇策を興り聞かん事を請へり。さて此の時、有司の最も痛切に感受したる我が弱點は、云ふまでもなく、武備の薄弱なり。こは年來の宿題にして、有識の士の天下に先ちて憂ひし所なり。其の中大艦巨砲を有せざる我の、海上防禦の絶望なるは、何人も略知得せしが、前に述べし如く、陸戦は我の長する所なりとの信念を懐ける者尙多く、二三の識者を除くの外、一般に未だ敵の武力の到底拒抗し得ざる事を切實に認識せざりき。即ち或る時日の猶豫さへあらば、相當の防禦力を備へ得べしと考へしなり。彼等の此る信念を有せしは、多くは嘗て敗戦の歴史を知らず、又神功豊公兩度の征韓、元寇の殲滅等の偉大なる事蹟を懷想して、自尊の念を煽りしに基く。然るに此外に尙一層痛切なる又極めて秘密に附せられし一大理由ありて、幕府をして強硬の態度に出る能はざらしめたり、他なし、幕府府庫の空乏なり。即ち一旦戰端開かるゝに及びては、假令常に勝利を得ると

も一年間も持續し能はざりし事情ありしなり。此の趣は余の第一章第五節に述べし所を參看せらるれば、直ちに首肯せらるべし。されど斯る財政の秘密は、勿論三四當局者の外は與かり聞くを得ざりしが故に、世論の之を察せずして、其態度の軟弱なるを非難せしも無理ならず。又幕府として、此の真相を説示して、反對者を説伏するを得ざりしも當然なり。さはれ財用の窮乏は、幕府をして退嬰せしめし最大理由なるを認むべきなり。

右の事情なれば、伊勢守の執るべき處置は固より和親の外にあるべからず。只奈何せん世論は容易に之を認めざるを。是れ伊勢守の苦心を要する點にして、其事毎に水戸齊昭に諮詢するは、全く彼の勢力を假りて、天下の人心を繋がんとせしなり。故に米艦退去の翌日、直ちに書を齊昭に致して、策を聞かんとし、更に其翌日自家の腹心なる勘定奉行川路左衛門尉（聖謨）、留守居筒井肥前守（元紀伊守、政憲）の二人をして、駒込邸に就いて、幕議を開示し、可否を聞かしたり。然るに結果は、伊勢守をして失望せしむるものなりき。齊昭は二人の武備の不足を理由として、米人に交易を許さんと云ふを聞きては、祖宗の嚴禁を名として之を拒み、二人の已む無くんば、事に託して、時日を遷延し、武備の充實を待つべきかと問へるに對しては、若し斯る手段の成功する見込あらば、已むを得ざる處置なるも、覺束なし、何れにしても、交易を許すの議は贊する能はずと云へり。彼は強ひて古法を墨守する人ならず、前章に云ひし如く、艦砲製作の議を建てしにても明らかなり。

此の時彼の祖法を主張せしは、和親通商の不利を信せし爲と見るべし。此の如く幕議と齊昭の所見との睽離は、實に今後政局の紛亂を生せし原因の一なり。併し伊勢守は、尙如何にしても、齊昭を度外に置く能はざるを感せしが故に、此後も彼との調和を計るに腐心せしは、後人の最も諒察すべき所なりとす。

右に述べし幕議の趨向は必ずしも開國の利益を認めたるにもあらず、又鎖國の持續し難きを知りしにも非ず。主として外人の壓迫に基きし退讓なり。故に眞意の存する所は機會を見て、攘夷を執行せんとするにあり。されば其財政の困難なるにも拘らず第一に力を海岸の防備に用ひたり。故に六月十八日若年寄本多越中守、大番頭九鬼式部少輔（隆都）、勘定奉行川路左衛門尉、目付戸川中務少輔、代官江川太郎左衛門（英龍）等をして、武相房總の海岸を巡視せしめしは、國防の完成を計りしものにして、夫の品川砲臺建築の議を決せしも此の比にあり。

此の時に當て、將軍家慶病床にあり、米艦渡來の後一日、病革まりしと云ふ。此の故にや、將軍は米艦渡來後、二日を過ぐるまで、之を知らざりしと傳へらる。开は兎も角、家慶は國家無前の大危難に會し、正に二百年來の祖法の廢絶せんとするを見ながら、再び起つ能はざる様なり。其世子右大將家定はと見れば、元來病羸の身、斯る大事を裁決し得べくもあらず。故に家慶は將に大漸に及ばんとする時、伊勢守を病床に召し、後事を託して曰く、外國の事極めて憂ふべしと雖も、予病に

嬰^おりて自ら局を了する能はず、幸に水戸中納言(齊昭を云ふ)の多年關心せし所なれば必ず良策あるべし。予が死後は、起^{おこ}して登城^{トシヤウ}せしめ、共に外事を謀るべしと。此くて六月二十二日を以て薨去せり。當時の如き難局に臨み、倚頼する所を失ひし伊勢守の心中も亦察すべきのみ(されど將軍の喪は秘して翌月二十二日まで發せざりき)。仍て伊勢守は、將軍の遺命を奉じ、齊昭を起さんとせし際、恰かも福井侯慶永も、將軍大漸の報を得て、憂慮に堪へず、私に齊昭をして世子の補翼たらしめん事を勸告せるは、正に伊勢守の意料に合せり。然るに偶、齊昭の嫡母の喪に會して未だ發表せず。齊昭の當代に重を爲せし事此の如し、實に松平慶永は、彼を推獎して、當時天下の矚目、英明老練一に駒込邸老君に止まると云へり。容易に人に許さざる島津齊彬の如きも、當時齒德并に高く、外國の事情に通曉する者、此の人を措きて他に求むべからずと云へり。假令聲聞過情なりとするも、彼の心を收むるは、則ち天下の人心を攬る所以なるを見るべし。故に伊勢守は、飽く迄も其對外策に對し、齊昭と協和するの必要を感じけん、七月三日遂に彼を起して、閣議に參せしめたり。後日、勘定奉行川路左衛門尉(聖謨)が、齊昭の謀臣藤田誠之進(東湖)に一書を遣り、幕府財政の秘密を漏らして彼を説得し、併せて暗に齊昭を勸説せん事を求めしも、此の爲めなり。書中に老君の言は、世人之を信ずる事龜著の如しと言ひしは、諛辭のみにもあらず、又以て幕吏が如何に齊昭の言動に重きを置きしかを見るに足るなり。

斯の如く、伊勢守は齊昭に倚頼せり、加之當時幕府は、斷乎として獨裁の處置をなす能はず、頗る國論の歸趨を顧みるの必要を感じたり。蓋し當時の諸侯中には、未だ悍然として、將軍に拮抗せんとせしものなしと雖も、幕府の衰態は、冥々に諸侯の心裡に反照し、時に鼎の輕重を問ふものなしとせず、幕威の凌夷は幕府自身も自覺せり。殊に這回の如き外事は、國家全體の休戚に關するのみならず、假令如何なる處置を施すとも萬事諸侯の協力を必須とせり。故に其嚮背を制するは、政機を運用する上に於て、最も重要な事云ふを須たす。且又當時の諸侯とても、其藩臣の援護に頼らざれば、何等の言動をも爲す能はず。中には拱手して、成を重臣に仰ぐ者も少なからざる有様なれば、草莽の微士の所論も、自から幕議に影響するに至りし時運の暗遷默移、深く察すべし。而して其主因は緒論に述べたる如く、社會組織變遷して、個人の地位の高まりしに在り(尙此の事は後に述べん)。されば幕府は初めより獨斷せず、廣く諸侯諸士の建論を聽きて、取捨せんとせり。之を以て、當局者の失策なりとなすの論ありしも、こは時勢を觀ざるの過に座す。

斯くて阿部閣老は、七月朔日諸侯の常例登城に當り、台旨を以て、米使呈出の書翰の譯文を渡し、通商の許否は國家の大事なれば、一體の利害得失を熟慮し、忌諱を憚らず、建言すべきを令し、又嚮きに書翰を受取りしは、一時の權道なれば、之に拘る勿れと附言せり。是に於てか、諸侯の國務に參與する端緒開かれ、隨て處士橫議の弊を伴ひ、國論の沸騰するに至りしも、已むを得ざる勢な

り。伊勢守は此の發令に先つ前一日、駒込に赴き、齊昭を起たしむるの議を定めしのみならず、豫め諸侯に諮詢するの件を謀り、其同意を得たり。

右の發令に隨ひ、諸侯は各藩論を定めて、漸次建議せしが、余は今此等並びに幕府有司の所論、及び三四有識の士の建白等を彼此考覈して、國論の歸趨を觀んとす。

諸建論の主旨を通觀するに、其殆んど總てを通じて認め得べきは、左の諸點なり。

- 一、外艦の渡來は、其志我が國土を覬覦するにあり。
- 二、外國貿易は、我に害ありて利なく、國家凋弊の源なり。
- 三、祖法は容易に變改すべからず。

右の如き信念の基く所は、余の前章に於て詳らかに論せし所なり。即ち、第一は明らかに、葡萄牙、英吉利、露西亞三國民の我に對する行動の反映にして、累世の經驗は、深く人心に固着し、牢として抜き難きに至れり。而して此の信念を最も極端に代表せるは、水戸昭齊の海防愚存、及び其一派の攘夷論なり。余を以て見れば、露國の我が地境侵暴の事實は、充分に斯かる猜疑の根據を與ふるものなり。英國漁民の暴行は、政府の關知せざる所ならんも、其の印度及び支那に施せる所は、我に影響せるを奈何せん。加之海外の事情に通せざるに因ることなれども、論者の中、諸外國の通謀を疑へるもの少なからず、甚しきは二百年交通の誼ある蘭人をさへも、目して彼等の手足間謀とせ

るものあり、齊昭の如き、常に此の邪推を公言するに躊躇せざりき。而して若し外夷の強要を拒むを得ずして、假令不毛の地なりとも、彼に與ふる事あらば、漸次他地方も侵削を受くる事、期して待つべしとの議論は、米の貯炭場の要求を誤解せしに因れども、此の種の猜疑の由來する所向し。第二も亦余の既に述べたる如く、葡萄牙及び蘭國との貿易に經驗を教へられたるものにして、未だ通商の利益を收めたる事なき國民が、其利益を認識し能はざりしは當然なり。且つ近世に行はる、貿易の状態を知らざりしが故に、貿易と云へば、單に從來和蘭に對する如く、多額の銅、米穀若くは重貴の金銀を與へて、藥種、織物其他奇巧の珍玩を購ふものと解せしもの少なからず、隨て國家有用の財を糜して、無用の品を求むるは長計に非ずてふ、元祿以前よりの信念に執着せり。故に若し彼の甘言に欺かれて、一度通商を許さば、嗜利厚き狡獪の夷人の餌となりて、舉國の衰弊立所に至るべしと論じ去るもの多し。

第三は幕府の有司及び譜代諸侯の最も主張せし所にして、外藩の大諸侯と雖も、之を口にせしものあり（仙臺藩の如し）。其人心に固着せし事の甚しかりし狀は、前章中に叙せし所にて明らかなるべし。且つ諸家の建論を見るに、概して自己の眞意を發表するを欲せざりし趣少なからず（金澤藩の如し）。是れ自から幕威及び天下の輿論に制せられし結果と見るべし。

此の外耶蘇教の患害を慮りて、議論を建てしものあり、又舊時の觀察を繼承せしに過ぎず。

諸家建論の基く所右の如し、而して其目下の問題に處するの策として論述せし所、今より見れば、悉く迂拙の譏を免かれざるものゝみなり。されど我が武備の薄弱にして必勝の算なきは、何人も認識せし所なるが故に、此弱點を自覺しつゝ、尙外敵を拒否せんとして畫したる策の姑息儉安なるか、若しくは迂愚無謀なりしは自然の結果ならずや。其多數の意見の時日を遷延して、許否の決答を與へず、我が武備の完成を待つて一舉擊攘すべしと云ふにありしは、以て國論の歸趨となすべき歟。又中には初めより斷然たる攘斥の舉に出づべしと極論せるものあり、福井、佐賀兩侯の如き然り、殊に佐賀侯の如き、征夷大將軍の職任、萬世不易の眼目は征夷の二字にありとて、斷然たる打拂を主張し、外艦の渡來を以て、昇平遊惰の士氣を一振するの好機となせしが如き、眞面目の發論なるや否やを知らず。又幕府有司の中にも、強硬なる主戰論を把持せしものあり、海防掛目付の論の如し。蓋し彼等は稍外國の狀勢を聞知せしが故に、何時までも決答を遷延せんとする姑息の策の用ふるに由なきを曉りしが、さりとて祖法を捨て、外夷の要求に屈する耻辱を忍ぶ能はず、故に明年入船の際は、國務多端に托して謝絶し、其間に江戸灣及び豆相房總等の防備を整へ、人心の奮興を利して、機會を逸せず、勝敗を天に任かせて一戰するの決心あるべしと云へり。米人渡來の眞意を了解せざる當時に於ては、獨立を愛する國民の議論として、無理ならぬ所なれども、僅々一年の間に、相當の防禦力を備へ得べしと考へしは迂濶なり。彼等とても強ち其可能を確信せしに非るべしと雖も、云は

進退谷まりし窮餘の計なりと見ゆ。是れ大久保一郎兵衛(一翁)堀織部(利熙)の如く、數年の後米人の所志を明かにしたる後は、最も進歩したる外交家として、名聲を博せし人々の建議なるを知らば、當年の議論の無謀なりしは、全く窮餘の餘に出でし故なるを洞知すべし。

然れども、上述の如く、一世の議論雷同に近き有様なる間に立ち、毅然として開國論を主張せし諸侯及び幕吏なきに非ず、彦根侯井伊掃部頭(直弼)、浦賀奉行戸田伊豆守の如き其例なり、彼等の識見の時流を抜きし所以は、全く海外の形勢を聞知し、耳目の洞開せられたるに由らすんばあらず。彦根侯建論の要旨は、鎖國の舊典は維持し難く、海防の全備は容易に成り難きが故に、姑く兵端を開かず、年月を経て、必勝を得るの術計に出でざるべからず。而して此の策としては我より進んで海外通商の道を開き、遠洋を航して、陽に商利を求め、陰に水軍の訓練を行ひ、彼れの形勢を審らかにして、其恐嚇欺罔を憂へざるに至るを要すと云へり。右は直弼の家臣中川祿郎の説を採納せしものなりと云ふ。彼れの此の如き説を發表して憚からざりしは、信する所の厚きに因ると雖も、又其溜詰大名として、幕府の諮問府に列せし爲め、忌諱少なかりし爲ならん歟。

浦賀奉行戸田伊豆守の論する所、大體直弼の説と等しく、爲めに他の有司の彈壓を受けし程なりき。此の外儒臣古賀謹一郎の所見は、其父侗菴の説を繼承したるなるべし。小普請勝麟太郎(安芳)、長崎の砲術家高島喜平(初名四郎太夫、秋帆)、莊山代官江川太郎左衛門、仙臺藩臣大槻平次(盤溪)等

數人の上書は、皆開國を主張せしものにして、蘭書の講習により、海外の形勢に通曉したればなり。就中高島喜平の建白は、疑もなく當世第一の卓論にして、學殖の富贍、識見の超過多く匹儔を見ず、されど其所論多端にして、頗る長文のものなれば、今之を紹介する能はず。

以上は米艦渡來後、嘉永六年中に見はれし國論の概觀なり。其一般歸趨の尙鎖攘を固執し、依違決答を遷延せんとする姑息策を執らんとせし事前述べの如く、幕府の政策とても其初めに於ては、亦此の範疇を脱する能はず、其開國を決心するに至りしは、數次外艦に接して、略其希望を理解し、其必ずしも異志を有せざる事を漸々領會せし後にあるが故に、此の傾向の實現は稍後の事に屬す。

參 考

(一)寛政元年五月川路左衛門尉より藤田誠之進に送りたる書狀は、能く幕府の内情を示すものなれば、左に録載すべし。

彌御清健被_レ成_二御起居奉_レ壽候、然者過日は老君様御登城被_レ爲_レ在候て、扱々難_レ有御事に御座候。右は私輩は勿論之義、阿闍老に於ても、殊之外なる難_レ有がりにて、老君様之御登城にて、一安心と申候て、いか計りか心強奉_レ存候様子に御座候。右に付ては、別而河内守私打寄候て、これにては世上の人氣も靜に相成候義と大悦仕、とり／＼申居候義に御座候。乍_レ恐御苦勞被_レ遊候は萬々に可_レ被_レ爲_レ在候得共、御登城に付ては、先達而以來阿闍老より被_レ申上_二候御勝手御入費之事など、秘中の秘に御内慮等被_レ相伺_一候事と奉_レ存候。右は申上候迄も無_レ之、思召を以て御登城之事被_レ仰進、海防之事萬端御内話有_レ之、扱海防と申候得ば、富國強兵勿論之義に付、御勝手向内密の事をも打明、御咄不_レ被_レ申上_二候ては、内外御分りも被_レ成業候故、御物語被_レ及候

哉と推察仕候間、右等之外々へ漏泄仕候次第は無_レ之事故、極々秘密之事と被_レ思候様、定て阿闍老よりも無_レ如才_二被_レ申上_二候事とは奉_レ存候得共、別段御懇篤之御沙汰共段々被_レ成下_二候事に付、不_レ顧_レ恐御内々申上候扱右之書面類御覽被_レ遊候は、これはと御驚も被_レ遊、一體之事情も直に御承知可_レ被_レ遊候。右之御勝手之様子にては、外國と戰爭いたし、縱令御勝利にても、一年ともちこらへ候義は出來申間敷と奉_レ存候間、薪に臥膽を背、上下一致いたし候て、十年の末には、是非御國力を復古いたし、御武威相立、撰_二夷狄_一尊_二王室_一候と申候征夷府之御職掌、明に相立候様仕度ものと、毎度私輩迄へも、阿闍老嚴敷垂誡有_レ之候儀に御座候。右之譯故、此節は逆も被_レ成方無_レ之次第、外より御覽被_レ遊候とは違ひ、奥ふかく内輪之咄を御承知被_レ遊候ては、容易に戰爭等は難_レ相成、今般墨夷之御穩に御取計可_レ被_レ成との御趣意、實に無_レ御餘義、御間然被_レ遊候義は不_レ被_レ爲_レ在義、折にふれ、御示し被_レ成下_二候は、老君様之御沙汰は、世人如_レ龜_一著_二仕候故、天下之人氣もけにもと靜に相成、御取締も相立可_レ申哉、これは老君様に於て、若哉乍_レ恐御迷惑之事歟は不_レ奉_レ存候得共、人氣を服し候義、公邊之御爲第一に御座候間、何卒右の御含被_レ爲_レ在候様奉_レ存候云々。

(二)左に諸候の建白中、主戰論及び開國論の例證として、其極端なるものを録して、參考に供すべし。

福井候松平越前守の建白。
交易御許容は御國禁に觸れ、神祖御趣意に背候故、一日も早く、御決定に而、漂民無恤之外は、決而御取上無_レ之旨、御返翰可_レ被_レ遣に付而は、早々蘭人え托し、此節御出之方來年春季春來船を相待に不_レ及、彼國え被_レ對候而も、一つ之御義理も相立可_レ申、書翰之越、都而御斷に候は、戰艦差向候も難_レ計に付、必戰之積に而、此節より事非常之御仕置要之御儀に而、只今之體に而、徒に時日を経候内には、來春來船之設之武備行届不_レ申、物前に至り、狼狽致し候而已と奉_レ存候。武備之整はざるを以、御猶豫有_レ之、先假に兩三年五

七年之間も、御許容有之候は、神州之國脉絶候前證と奉存候。右様武備之境に御英斷無之候は、乍恐足利氏の末世之時勢の如く成行可申、歎敷次第御座候。只今之内、精々御世話有之、來春迄には、武備整候様仕度、來春軍艦入津致候共、矢張浦賀より直に近海に乗入候儀可有之故、只今の内海岸は申に不及、御府内の町家を引拂、并武家諸藩の老少婦人、追々銘々領地を引拂置不申候而は、其節に至り、無據引拂等被仰付候得ば、億萬の人民道路に難儀致候事、言語難盡儀と奉存候。只今目前(?)之愛を以、其儘被差置候得ば、俄に人民共損傷を見るに至り可申候。左候へば、只今の内緩々引拂被仰付候方、如何計りの御仁恵と奉存候。且上様並諸御住居等も、當分の内、甲府へ御移被遊候方可然、沿海領知有之諸候は、不殘御暇被下、自國を堅固に致候様被仰付候方可然、御府内計堅固に而も、萬一何地之浦方へ渡來事起候も難計、右に付海岸有之候者は、御暇被下候而も、御府内の儀は、御旗本並詰合の諸候に而、十分御間に合可申候。御筒類若御有合に而御不足の分は、只今世上に有合銅器不殘御取上に而、猶御新調被仰付、御入用金御不足の分は、富商之者へ御用金被仰付候様仕度、伊豆七島を嚴重御備有之、米穀は不及申、其餘は夫食に相成候品は、只今之内、兩三年之貯十分に有之程御固有之候様、其餘武備之儀は、唯今之内、精々御心組、來春迄には、十分御整有之候様仕度、右に付而は、國家之大元帥を御立被成、御宗室之内御任擢にて、可然御方被仰付、萬端御指揮有之候は、萬事區々不相成、埒明可申と奉存候。畢竟大元帥無之故、萬事區々相成、御軍政行届不申儀と奉存候。只今の處に而は、一日空敷御評議而已に而、御手後れに相成候得ば、一日丈の御損に而、御備の不行届に至り可申、精々御英斷の方可然奉存候。

八月

松平越前守

彦根侯井伊掃部頭の建白。

寛永十二年以前は、長崎堺京都等に御朱印船九艘有之處、大猷院様御代、耶蘇御制禁に付、右之九艘航海御停止、閉洋鎖國之御法被爲立置、通商は支那和蘭に限り、其餘は一切御免無之候。然るに當今之勢を以、篤と相考候處、近年外寇之萌芽を察し、頻りに憂國之英雄憤士之先識、議論紛々たりしも、今時之急變に相臨候而は、御古代の如く、前條閉洋之法而已を押立、天下靜謐、皇國安泰之御所置可有之共不被存、尤海防之全備年月を不經しては難行届候、抑慶長十四年、五百石以上之兵船廢毀以來、皇國沿海大砲を以外寇に可敵對之軍艦無之、唯今にも八丈、大島、其外孤立之島々足掛りに乗取候時は、其儘に難差置候得ば、兵艦なくては、追討之術計何分無心許奉存候。籠城も橋を引候得ば、居すくみに成、始終は難保、又川を隔戦ひ候にも、渡りて打て掛り候方勝利を得ると傳承候。行く者は進取之勢あり、待者は退縮の姿にて、古今之勢必然に相見へ候。祖宗閉洋之御法には候得共、支那和蘭之橋計り殘し被置候、今此橋を幸ひに、外國之御所置可有之事、暫く兵端を不開、年月を経て必勝萬全を得るの術計に出可申哉。此度亞墨利加所望之石炭も、九州に多く出候由承及申候、當方にて必用云々之權道を以、先書申上置候得ども、是等も彼洋中臨時急用之時は、長崎に來て可求、餘りあらば可送、薪水は惜む所にあらず、食料は國々豊凶ありといへども、漂流難民には與るへし。又漂着之難民は、近年撫育し、送り返し候如く、今更不及詮議、萬事蘭人を以申可出、扱又交易之義は國禁なれとも、時世に古今の差あり、有無相通するは天地之道也、祖宗之神に告て、以來は此方より商船を和蘭會所、咬嚙吧之商館を遣して交易すべし、交易之品、是は亞墨利加、是はヲロシヤと分賣するは、蘭人に任して互市すべし。尤航海大艦を新造すれば、今一兩年を経べしと、大體蘭人同様之御取極有て、々様に彼が不意に出置、扱寛永以上之御朱印船を復古し、先大阪兵庫堺等之豪商に被命、其株を與へ、堅實の大軍艦初蒸汽船を新造して、日本無用之品を積込、水主船頭は暫く蘭人を雇ひ、剛直にして

しかも心利たる者共を乗せ交へ、大砲之矢利、大船之取廻し、針路之法を學ばせ、表に商法を申立、内實は専ら海軍之訓練を心得、追々船數を増て習熟し、日本人自在に大洋を乘廻し、蘭人之密訴を不待して彼地之容體を實見し、他日海軍全備をなし置、又是迄恐嚇欺罔之憂を看破し、奢侈空費之弊風を變改し、武備嚴重に内を十分に相整へ、勇威を海外に振ふ様に相成候はゞ、末々居すくみに不_ニ相成、内外充實、却而皇國安泰に可_レ有_レ之哉奉_レ存候。此方より先んして仕掛け候はゞ、時宜に寄、何時にても御制禁に成候はん事、寛永度之如く、兎角彼を寄せ付さる處良策と被_レ存候。又妖教之禁は、如何にも嚴密之御仕向も可_レ有_レ之候。亞墨利加魯刺も、航海之術は近年習熟致候由、吾皇國之人性恰惻敬疾、今より習練致さば、いかで西洋人に劣り可_レ申哉。國體時勢を量り、永世皇國蕃夷之憂なく、海内靜謐に御守護被_レ遊候はゞ、たとへ祖宗之御法に沿革増損御座候共、却而神慮に被_レ爲_レ叶候はん事奉_レ存候。尤今度之御處置、専ら海内之信義を得させられん事肝要と奉_レ存候へば、第一天朝に被_レ違、伊勢、石清水、鹿島等へ勅使、日光山へは台使を被_レ立、海内靜謐、國家安全之御裁斷可_レ有_レを被_レ告、兎角神慮に被_レ爲_レ任候はん事、神國之舊典、且人心をして一致なさしむへき御計ひ歟と奉_レ存候。今御府内近海之御軍配に依ては、不慮急變之前銘々之覺悟容易之筋に無_ニ御座候得は、片時も難_レ被_レ指置、たとへ幾重之鐵壁を被_レ築候共、異變に臨候而は、必人和に不_ニ相及、兎に角一同安堵之御裁斷有て、夫々之號令を可_レ被_レ示事、即今之御急務所_レ仰に御座候。右之趣御制禁に違ひ候見込に付、奉_ニ恐入候得共、無_ニ遺策、十分之處申上候様被_レ仰出候付、奉_ニ申上候以上。

八月

井伊掃部頭

(三)本節の参考書

開國起原。懷舊紀事。昨夢紀事。開國始末(島田三郎氏著)。

第六章 露使ブーチャチンの來航

米艦の浦賀を去れる後僅かに一月餘、露使ブーチャチン(Poutiatine)亦長崎に來り、爲めに我が鎖國政策は一大打撃を蒙れり。國民は此の報に接して、所謂前門僅かに虎を却けて、後門又狼を迎ふの感ありしなるべし。露使の來航は、米使の渡來に對し如何なる關係あるか、本來如何なる目的を以て來れるか、又其幕府に與へたる感觸并に其政策に及せる影響如何、是等の問題は本章に於て考究すべし。

第一節 露國の野心

露使渡來の時期を察するに、其米艦の去來と或る關係を有すべしとは、何人も直ちに推察し得る所なり。果して嘉永六年七月、閣老伊勢守の有司に示せる和蘭別段風說書を見るに、露國水師提督ブーチャチン少將フライゲートパルラス(Pallas)以下三四の船艦を率ゐて、我が海面に來るべきを豫報し、且つ其目的は、米國艦隊の行動を監視するにあるが如しと云へり。思ふに歐洲諸國中、我が國土に對し緊切なる利害を有する事、露國に過ぎたるはなく、此の情形は余の第二章第二節に於て略ぼ明らかにせし所なり。即ち若し露國にして、國家の發展に必須なる、しかも其大西洋上に有す

るを得ざりし海上權力を太平洋上に獲得せんと企望を有すとせば、彼の本邦に垂涎せる事の寧ろ自然なるを察すべし。彼は既に我が千島の殆んど總てを奪へり、又指を唐太に染めて、將に我が北門に逼らんとす。故に一旦機會來らば、其次第に強盛に赴ける陸海の兵力を提げ來て、必ずしも我が北境と云はず、本邦の全面に殺到せん事期して待つべかりしなり。但し其敵として現るゝや、又先づ味方を裝うて來るやは只事情の命する所なり。

米國遠征の擧の世界に公報せらるゝや、露國は認めて以て或る活動を試むべき好機となせし事疑なし。今其政策を明知するは困難なれども、俄かにプーチヤチンをしてバルラス及蒸氣船ホストツク(Vostok)を率ゐて、東洋の海面に急行せしめ、又オーロラ(Aurora)、ナバルノ(Navahino)の二艦をして、各所用に託し、一は太平洋に、他は甘察加に向ふと稱して東航せしめしは事實なり。即ちプーチヤチンの本國を發せしは、實に我が嘉永五年十月にして、米艦の出發と略ぼ時を同うせり。由來米國の遠征に就いては種々の評論各國に起りしが、多數の一致する所は、本邦の鎖國政策は強頑なれば、到底武力に訴へずしては、之を打破し難しとの所見なり。且又米艦に於ても、飽く迄も、平和的手段に出づるにあらず、已むを得ずば、武力に訴ふの必要を感すべきを豫想して、之に備ふる準備をなせしが故に、自ら東洋の海面に、暗澹たる戰雲の捲き起らざるを保し難しとは、諸國の等しく信せし所なり。されば露國は此る機會を逸せず、之に乗じて、宿望を達するの途を見出さん

とせり。プーチヤチンの東航は、正に此の消息を示すものにして、和蘭の豫報の如く、米艦の行動を監視して、其模様により、將に爲す所あらんとせし事疑なし。故に六年の末に於て、露國の有力なる艦隊、本國を發して、丁抹コーベンハーゲンに在り、銳を蓄へて東亞を望み、戰機の到るを待てりと傳へられしも、其故なきに非ず。

當時米人の或る者は揣摩して曰く、露の私に計量せし策略は、米艦の平和的手段の我が開國を促すに效なく、遂に干弋に訴ふに至らば、彼は直ちに來て、我が日本を助け、米の勢力を排却して、恩を我に賣り、漸く逼つて地歩を我が國土に占めんとせしなりと。此の想像の適中せるや否やは明らかならざるも、後に云へる如く、長崎に來りし時、若し他國にして暴力を振ふ事あらば、彼は隣誼を重んじて、力を我に假すべしと提言せるに考合すれば、其の中らずと雖も遠からざるものなるを知る。又米艦一度浦賀を去りし後、其成功の望あるを見るや、プーチヤチンはベリーに向て、協力して我が開港を迫らん事を申込みしが、ベリーに體よく拒絶せられたりと傳ふるを見れば、露の米の擧動に應じて、活動する所あらんとせしは瞭然たり。此等の事は假令露米の争衡に屬すと雖、余は如上の形勢を叙するに當り、正に過ぎ去りし國家の危機を回想して慄然たらざるを得ず。當時若し我にして一步を誤らば、危くも露米戦争の渦中に投じ、二狼の牙に懸けらるゝ突たらんとせしなり。而して此の消息は、不思議にも當時一二有識の士の看破する所たり、夫の慧敏なる浦賀奉行戸

田伊豆守の如き其最なり。

参 考

(一) 嘉永六年八月、戸田伊豆守の老中に呈せる書中の一節に曰く。

露西亞國之義は、亞細亞洲より歐羅巴洲に相渉、北亞米利加にも押及び候強邦に而、帝國之義にも有之、皇國とは奥蝦夷ウルフを境と仕、數十年通信通商之志願御座候處、文化度レサノットえ被_レ仰渡_レ以來、是迄手出し不仕義は、案推仕候處、フランス疑帝ボナハルテ以來、國用疲弊仕候故、姑く他を顧候之暇無_レ之、打過候哉、此度アメリカ洲より書翰を捧候事は、能機會と存、表には皇國之御加勢杯申上候積、御爲之次第申上、内心は久懸之御國地故、存念有_レ之、使船を差出候哉、尤申上候次第存不_レ申候得共、若右様之義も御座候は、レサノット以來御怨をも可_レ申上候處只今と相成、俄に厚意を申出候は、甚疑敷義に奉_レ存候、事實御加勢等申上候譯合に而は、御國地に詰合不_レ申候而は、御用には相立兼、左程御親可_レ申上所謂無_レ御座、其慮に乘じ、掠奪可_レ仕謀計には無_レ御座哉、兩國共に御油斷相成兼可_レ申、且アメリカ洲は大平海を隔、魯西亞國は地境相接、何れも強國に而、右に屈候義には無_レ御座候得ども、是迄御獨立之御國柄故、早々御軍艦等御取建、大小國立差別無_レ之、他國一同之御取扱に無_レ御座候而は、偏頗之論に可_レ相成、其上イギリス國に而も、軍艦之催促御座候哉に相聞、深意難_レ計候得共、アメリカ魯西亞二國之舉動に付、一段手厚之軍艦を以て、浦賀表え罷越、押而交易相願可_レ申哉と察居候。魯西亞アメリカ二國と違、西洋人は人物狡猾に而、取扱甚難遊仕、此應接只今より容易とは不_レ奉_レ存、諸國え之御取扱振、御國法相立居不_レ申、其時に變動御座候様に而は、渡來之威に屈候様にも可_レ相成哉と、是又深心痛仕候。

(二) 節は開國起原及 "Japan Expedition" を參考せり。

第二節 露艦の入港及書翰の受取

七月十七日、露艦四隻長崎港口に向ひ入り來らんとす。長崎奉行及同地警衛鍋島家の配下にありし遠見番所の小吏は之を認め、先を争うて奉行所に申告せり。奉行大澤豊後守之を聞かば、直ちに命を港内警備の任を有する鍋島、黒田以下十四諸侯の出張所に下し、夫々警戒せしむる所あり。夕刻に及び、露艦遂に進みて港内に入る。長崎上下の沸騰名状すべからず。然るに黄昏に及び、露艦は考ふる所やありけん、退きて港外に出る事一里餘にして繫泊し、明旦を待たんとせり。今夜十四家の番所皆燎を焚いて戒心せり。

翌旦露艦再び整々として入港す。是に於て奉行配下の小吏船に臨みて、其露艦にして、使節ブーチャチン國書を齎らせしを知れり。

此の時に於けるブーチャチンの態度は、ベリーの浦賀に於けるそれと甚だ趣を異にせり。彼は我が檢使をして異議なく上船せしめ、且つ親しく接見するを辭せず。或は屢々酒肴を出して之を懇待し、或は影戲(幻燈か)を見せしめ、又蒸氣機關運轉の狀を示して、其の好奇心を満足せしめたり。蓋し彼れの思料せしは、一に我が歡心を買ふに在り。故に奉行に送りし書中に、彼は我が國法を敬重して長崎に來り、妄りに他港に赴くを敢てせず、奉行は此の衷情を汲むに吝ならざるべしと述べて、

大に好意を銜ひ、又其渡來は敢て通商の利を求めんとするに非ず、兩國に關する重要案件を帯べるなりと稱して、我が猜忌を避けんと力めたり。而して其持ち來れる書翰は、露國外務大臣ネツセルロードより我が老中に致せるものにして、尙外に一二の書翰を有する旨を告げたり。乃ち奉行は急使を幕府に派して、書翰受取の可否につき命を請へり。

右の報の幕府に達せしは八月朔日の比なるべし。閣老等議を三奉行、海防掛等に下して、書翰受取の可否を問ふ、又書を齊昭に致して意見を聞けり。されど既に浦賀に於て、米國々書を受領せし以上、今更外國と信を絶つとの祖法を固執するを得ざるは明らかなり。故に有司の答議、一も初めより書翰の受取を拒まんとするものなし。見るべし嚮に米國書翰受取を以て、權宜の處置と稱して、諸侯の心を繋がんとせし幕府が、忽ちにして、所謂權宜を再びせざるを得ざりしを。即ち鎖國政策の基礎は既に動けるなり。露は此の點に於て、正に米艦に負ふ所なしと云ふべからず。進莫幕吏の例の形式に拘泥するや、皆殆んど一樣に先づ國法の趣を諭告して後、書翰を受取るべし、殊に露に對しては、文化度祖法の故を以て、書翰の受取を拒みし歴史あれば、今回何等の異議なく、彼れの請に従ふは、我より國法を破りて、自ら外侮を招く所以なりと論ずるに至る。此くて八月三日を以て、指令を長崎奉行に下し、文化度諭告せし祖法を再び懇諭せし後、強て請ふ所あらば、書翰を受取るべく、答書の如きは、國事多端にして、俄に決し難ければ、和蘭甲比丹を以て通達すべき旨を告げ

て、速やかに退帆せしむべしと命じぬ。茲に一言を費すべきは、上述の如き幕府の態度の、外人に與へし感觸なり。有司以爲らく、以て祖法の外人の故を以て動かし難く、又容易に變易するものに非るを示すを得べしと。是れ祖法の形骸なりとも維持せんとする形式主義に執着せるなり。されど結果は反對なり。外人以爲らく、日本人は初めは自家固陋の見を主張するも、一度強硬に抗爭すれば、彼等は直ちに退讓するものなりと。換言すれば、邦人は以て外人の懇請に對する仁恕の沙汰となし、外人は却て威力を畏るゝ怯懦の習性と考へしなり。幕府の歩一步退嬰畏縮し、外人の日に跳梁恣睢なる、其由る所深しと云ふべし。

露艦の米艦の如く浦賀に來らず、我が國法を敬重すと稱して、先づ長崎に入港せしは、其の豫期せし如く、幕府有司の虛榮心に投じ、彼等の間に頗る良好なる感情を懐かしめたり。故に閣老は長崎奉行に指令して曰く、我が國法を守り、其地へ渡來せしものなれば、之を懇待すべしと。又初に答報は蘭人によりて達すべしと云はしめしも、右は書翰をも見ざるに先ち、徒に出帆を促すに似たりとて、亟に前令を改めて、若し滯泊して報を待たんとせば、其請に依るべしと命せしも、實は其恭順を裝へるに満足したるなり。尙閣老等は、萬一露艦にして、長崎に滯泊して、書翰受取の諾否を聞くに及ばず、直ちに浦賀に回航し來るも計られずと爲し、其節は特に適當の場所を選びて、四五の將官を上陸休息せしめ、江戸より吏を派して、應接せしむるに如かずと思惟せしが如く、浦賀奉

行をして其可否を議せしめたり。是れ米艦渡來の節の處分に比して、甚しき相違ならずや。右は伊勢守等の米國の書翰に接して、外人の必ずしも異志を挿むものにあらざるを認識し得たる結果なるべきも、一には露使の甘言を喜びて、俄かに緩和變通の態度を取りしなり。右の議に對しては、流石に開國を主張する戸田伊豆守も一驚を喫したるが如く、又嚮に米人に對する待遇と相違の甚しきを見て、今般露國に對せらるゝ處置の此の如く緩優なるは賀すべしと雖も、萬國同一轍に出でずんば、其取扱の偏頗より、却て事端を生ずるの恐ありと答申せり。こは前にも云へる如く、其の慧眼は早くも、蜜の如き露國の甘言の恐るべき異圖を包むものなるを看破し、幕閣の之に欺罔せらるゝを慨せるなり。されど一般有司は、尙露は米と異なりて、隣國の好を修めんとして來りしものとし、信義を以て來りし者と、不禮を以て強恕するものとを別たざるべからずと論ずるもの多かりしが如し。

やがて幕命は長崎に達しぬ。乃ち八月十九日を以て、露國使節の上陸を許し、書翰授受の儀あり。此の日ブーチャチンは各船長及副官以下の將士數十人を隨へて、西役所に到る。黒田家の兵士等道路を警戒し、儀衛最も嚴重なり。使節以下上官六人應接室に入るや、奉行大澤豊後守出で、之に接し、書翰を受く。露國外務大臣より老中へ致せる書、并にブーチャチンより老中に送れる書翰にして、共に漢蘭二譯文を添へたり。此の時ブーチャチンは、滯泊永きに亘れば、尙一層便宜なる地に

繋船し、又時々上陸するを許されたしと云ひしが、奉行は此議は後日を期すべしとて、多くを談らず。事了りてブーチャチン等は歸船せり。此くて奉行は其下吏をして、特に右の書翰を齎らして、江戸に急行せしめぬ。

參 考

(一)開國起原、懷舊紀事及古事類苑外交部參看。

第三節 幕吏の西下

露使の齎らせし使命は如何、ネスセルロードの書翰の要は、今回使臣を送れる本旨は、日本帝國の周圍に於ける方今の形勢を明告し、露帝の其時運に就いて、深く憂慮する所以を説明し、隨つて兩國人民の福利を増進し、兩國の間に爭隙怨讐の生ずるを避け、和睦安穩を固定せん爲め、二個の策を獻せんとす。其一は兩帝國の境界を定むるにあり、即ち千島及唐太に於て、日本領土の極まる所を明らかにせんとするなり。其二は日本の一二港を開き、露國民の往來して、自國の産物を以て日本の有餘と交易するを許し、又露艦に食料其他須要の物品を供給せん事を求めんとするなり。而して其の第一に就いては、露帝は既に廣大なる領土を有し、其強勢世界に冠たれば、此の上更に地を益し、境を廣むるの必要なく、只兩國の和平住民の安穩を目的とするにあるを云ひ、第二に就いては、

此の事の決して日本に損失を蒙らさしめざるは、明察を請ふ所にして、只接壤の隣邦なる誼を頼みて、其許容を求むるなりと云へり。ブーチャチンの書には國書に載する重大案件の中、國境を定むるの件は急務なれば、之を決する爲め、參府して直ちに老中に應接するの便を與へんを請ひ、長崎にて事を議するは、徒らに延緩を來す所以なりとて、出府につき海陸孰れの道を執るべきかを問へり。

幕府は右の書翰を得て、其處分につき凝議せしが、遂に返翰を作り、留守居筒井肥前守、勘定奉行川路左衛門尉の二人に命じ、之を齎らして長崎に赴き、尙露使に面して、審らかに諭告せしむるに決せしが故に、十月八日二人を任命し、又目付荒尾土佐守、儒者古賀謹一郎をして同行せしむ。老中返翰の主旨は、使節の渡來の好意に出るは彰明較著にして、疑を容れず、されど邊土の境界を定むるには、先づ邊藩に命じて、細に査覈せしめ、又大吏を派して、貴國官人と會同商議せしむるを要するも、是れ今日直ちに能くする所にあらず。又貿易來往の如きは、祖法の厲禁なれども、只現今宇内形勢の變化は、我をして古例を取て、今事を律する能はざらしめ、現に米國も亦來りて、互市を求めたり、されど之を決するには、審らかに利害を計量せざるべからず。然るに方今君主新に位を嗣ぎ、百度維新、國務多端にして此の暇なし、又斯る重大の事は、必ず之を天子に奏し、列侯に諭告して後議を定むるを要す、故に勢三五年の時月を費さざるを得ず。や、延緩に似たれども、

且らく吾が言に従ひ、論議一定するを待てと云ふにあり。是に據りて之を觀れば、幕府は此の時、明らかに祖法の維持し難きを自覺し、又變通を公言するを憚らざりしも、只國論の歸趨に顧みて、直に決行するを以て策の得たるものに非ずとなせしが如し。思ふに當時の有力者なる肥前守は、曾て述べしが如く、私に開國の見を持するもの、左衛門尉も自ら財政の局に當りて、到底無謀の戦争の最後の勝利を占め難きを熟知するものにして、共に阿部閣老の腹心なり。又古賀謹一郎の如きは、其父侗菴以來の熱心なる開國論者なれば、此等三四人の西下は、明らかに當時幕議の頗る開國に傾けるを示すものなり。米艦渡來を去る事僅かに數閱月、しかも一度外人渡來の旨意と、天下の形勢を領會せし幕府有司の一部をして、充分覺醒せしむるに足りしが如し。されども此の傾向を阻止せんとする齊昭一派の勢力も亦決して侮るべからず、是れより生ぜし政界の紛亂は後章に説明すべし。

參 考

(一) 參考書前節に同じ。

第四節 露艦の出帆及再渡

長崎に滯泊せし露使は、八月十九日書翰を渡せし後、同月二十四日を以て一書を長崎奉行に送り、

己が奉使の趣旨の決定は永く延引すべからざるが故に、今後凡そ六十日の後、答報を得ざれば、事の長崎にて決し難きを認め、別に決心する所あるべしとの意を述べて、暗に江戸附近に回航すべきを云ひ、又蘭人に託して答報せらるべしとの事は、己が欲する所に非ず、露には多數の軍船を備ふれば、他國を煩すの必要な旨を切言せり。思ふに長崎奉行大澤豊後守、並に交代の爲め赴任せし水野筑後守(忠徳)の二人は、尙方めて祖法を固執せんと欲し、妄りに露使の要求を容れず。故に露艦の長崎に在るや、繫泊上陸等に就き、少なからざる不便を感じたる如く、隨て兩奉行の處置に對し、頗る懼焉の情あり。遂に溫柔の態度、謙抑の甘言の我が有司の好意を得難きを曉りしにや、漸く渡來當初の態度を一變し、往々逼迫の狀を示せり。而して露使の斯の如く安じて滯泊せざるには、又別に重大なる原因あり。即ち夫のクリミヤ戰爭開始の恐ありしに基くもの、如し。

露と英佛との國交破裂の恐ありとの情報は、上海に往來せる糧食船に由り、八月廿四日の頃ブリーチヤチンに傳へられたるが如し。故に彼は九月朔日に至り、再び右の糧食船を上海に遣したり、恐らくは尙右の形勢を探らん爲めなりしならん。されば右等の結果にや、十月中旬に及び、露艦四隻は俄に相率ひて長崎を去らんとせり。奉行驚いて其理由を問ふに、露使は渡來後三月に及ぶも、未だ國書の答報を得ず、此くては滯船の詮なきに因り、當港を去らんとすと答へたり。奉行諭すに返翰を齎らせる幕府の重吏西下の途にあるを以てせしも、彼は假令有司の主張あるとも、此の如く上陸

をも許されず、永く船中にありては、將士病を得て、困難云ふべからざるが故に、尙出發すべき旨を告げたり。是に於て兩奉行は、文化度先格に據り、獨斷を以て一地を相し、養生運動の爲め上陸するを許さんとせり。然れども露使の言ふ所は、皆口實に過ぎずして、其眞因は歐洲風雲の變にある事疑なし。蓋し俄に戰雲東歐に捲き起らんか、其影響は直に東洋に及び、ブリーチヤチン等は印度支那海に游弋せる英佛の艦隊に脅威せらるゝの恐あり、尙甘察加方面にはベトロバウルの要港ありて、守らざるべからず、是れ彼等の長崎港内に晏然たるを得ざりし所以なり。

されば右の如く、奉行の勸説あるに拘らず、ブリーチヤチンは同二十二日に至り、長崎奉行より露使の爲めに設けたる上陸場所は、甚だ不便なるのみならず、總て奉行の所行の露國全權を待つ道のに非ざるを抗爭し、又斯の如きは、恐らく日本政府の意にあらず、兩奉行の露艦をして退帆せしめんとする手段なるべしと、甚しく奉行を難詰せる書を出し、翌日又長崎に再來して、會議を始むるに先ち、西下の有司の熟慮を須つとて其の老中に致せる書翰の寫を奉行に託し、又再來の時尙東使に會するを得ざれば、直ちに去りて江戸に赴くべしと記したる一書を遺して、遂に一度長崎を去れり。余は其後の行動を審らかにするを得ざるも、恐らくは又上海に向ひしならんか。

長崎の兩奉行は、直ちに右の事情を幕府に稟申せり。時に筒井等は發して西下の途にあり、幕閣は一時之を召還せんとせしも、亦有司の議に據り、露艦の再來を豫想して、尙西下せしめたりしが、

彼等は徐に行を續け、十二月初旬一行相前後して肥前佐賀に在り。然るに同月五日露艦は果して再渡せり。其報の達するや、川路等晝夜兼行して、皆十日以前に到着しぬ。

参 考

(一)参考書前節に同じ。

第五節 國境及和親の議

十二月十四日、西下の幕吏筒井川路以下と露國使節ブーチャチンと初度の接見あり。前數日ブーチャチンは國書持參の節自ら長崎役所に赴きしを以て、此度は幕吏の露艦に來るは至當の禮節なり、若し無禮の待遇あらば直ちに帆出せしと主張したれども、筒井等は遠く返翰を持參せしを知りながら、自國の禮法を主持し出帆を以て脅かさんとする不當を詰り、吾に於ては禮節を屈し、國法を破りて外船に赴くを得ずと峻拒せし爲め、結局初見の時露使上陸し、其後有司彼の船に赴きて答禮するを諾して、漸く十四日長崎西役所にて接見する事と定まりぬ。

當日露使一行入り來るや、古賀謹一郎玄關武者緣ムシヤネに出で迎へ、筒井、川路、荒尾及長崎奉行は廊下に出で、之に接し、各自挨拶あり、一室に休息せしめし後、ブーチャチン以下四人を別室に延て饗應せしが、此の時筒井川路の兩人同食せり。露使其の懇待を喜びしと云ふ。今之を久里濱の會見に

比するに、幕吏の外使に對する態度の甚だしく變易せるを認めざるべからず。往時奉行程の重職の外人と同食するが如きは、彼等の夢想だもせざりし所なり。右は主として筒井川路兩人の所見に由るものにして、當時大澤水野等は此る接遇を不可とせしが如し。さて此の日は、單に初對面の禮のみにて、應接に及ばず、後二日を距て、十七日に至り、筒井以下露艦に赴き、懇待を受け、又砲陣操練及發砲演習を見る。翌十八日露使再び西役所に來り、此の時初めて幕府の返翰を授受す。此くて二十日より始めて漸次折衝談判あり。

是れより先き十五日ブーチャチンは一書を筒井等に與へて、國書に載せたる兩國境界劃定及和親通商の二大案件は、共に今回長崎に協定し得るや否やを問へり。故に二十日應接の始に當り、彼れ先づ口を開いて、其答を求めしが、境界設定の件に就いては、肥前守等は老中返翰の趣を述べて、重大の案件なれば、豫め調査を要し、急速談判し難しと答ふ。是れ最も露使の失望せし所なり。そも兩國境界協定の議は、此の時に始まれるに非ず、文化十年露將リコルド、ゴローニン以下の俘囚を受けて歸るや、明年復來りて兩國の境界を定めんと云へり、是れ千島に於ける境界を議せんとするなり。故に當時の幕府は、我は擇捉を限り、彼れはシモシリ島を限り、其中間の得撫ウヰツは間島として、互に人家を置かずとの所謂中立地帯を設定するの議を定めて、露人の再來を待ちしも、遂に來らずして事止めり。其後四十年を経たる嘉永六年に及びては、露は遂に得撫を占奪し、將に擇捉を併

吞せんとし、又唐太の北部に扶殖せる勢力を以て、一蹴して全島を奪はんとするの企圖を有せしなり。而して此の時、彼れの俄かに境界設定の急を呼號せしは、米艦渡來以來歐米列強の勢力我が國に及び、太平洋上に於ける列國の利害は漸く錯雜して、將來露國をして、又其意に従つて、侵略を逞うするを得ざらしめんとす。露は此の形勢に盲なるものにあらず、故にブーチャチン等を急派して、米國の行動を窺ひ、機を見て爲す所あらんとせし事上述の如し。加之露政府のブーチャチンを長崎に遣りて、樽俎折衝の間に其宿望を遂げんとせしのみならず、別に一將を唐太に遣はして、其南端アニワ（今のコルサコフ）を占領し、一隊の兵を駐めて、東洋風雲の變を待たしめしは、其政策を示すものと云ふべく、こは嘉永六年八月比の事に屬す。

されば國境劃定は露國の最も熱望せし所にして、急速の決着を望みし所以も、早く自己の勢力範圍を定めて、他國の侵奪を防がんとせしなり。且つ英佛と釐端を開きて、東歐動亂の餘波東亞に及ぶに至らば戰の勝敗豫見し難く、随つて千島唐太の事未だ知るべからざるものあり、故に戰亂の發せざるに先ち、境界の設定に努力せしなるべし。されど我に於ては、之を無用とするにあらざれども、必ずしも急務に非ず。ブーチャチンは頗に兩國の和協輯睦を理由として、其必要を切言せしも、恐らく幕吏は之を解する能はざりしならん。

さて上述の如く、肥前守左衛門尉は、境界の議の猶豫を求めしも、露使は其要求を反覆して已まず、

且つ其何れを以て境界とするかに就ては、兩者の所見に著しき差異あり。先づ千島に就ては、露使は擇捉は元來露領なりしを、五十年前に至り、日本人初めて居住せりと主張せしが、左衛門尉は、千島より甘察加に至る迄、總て日本領なりしに、却て露國より漸次蠶食せしなり、擇捉の我所領たるは、斷乎として疑を容れずと辯駁せり。ブーチャチンは又唐太は本來露領にあらず、只土民の請により、軍卒を遣して、彼土を守らしむるものにして、敢て日本の領土を侵すに非ずと辯解せしが、尙其中土及北部は露に屬し、只其南端のみを日本に屬せしめんと云へり。然るに露兵の唐太に駐屯するの報は、幕府に達し居りしが故に、往々其覬覦を怒るもの少なからず。左衛門尉も先づ其不法を詰り、速かに撤退せん事を要求せしが、露使は是れ他國の占奪を防ぐ爲め、本國より命せし所に於て、若し境界定まらば、直ちに撤去すべしとて、容易に應諾せず。二十二日の談判に於ては、左衛門尉は其私見として、天度五十度を以て、唐太を中分するの議を提出せしも、露使は日本人及び其吏人の住居往來する場所を以て限りとせんとて、只南端のみを我に屬せしめんと主張せり。左衛門尉は更に我が國人の全島を巡視し、アムール河畔に到りしものあり、又沿海諸所に往來して、漁業に従事するものあれば、單に住居往來にては曖昧なりとて之を拒みぬ。次に擇捉に就いては、露使は稍前議を變じ、本島を中分せんと云ひしが、左衛門尉は、峻拒して容さず。露使の當時同島にはアイノのみ住して、日本人を見ずと、反駁せしに對しては、アイノは即ち本邦所屬の人民なりと

て、其領有を主張せり。そもアイノは我が撫育を蒙る民なれば、其住居地は即ち我が領土なりてふ論據は、現今より見て、認容せらるべきものなるや否やは知らざれども、實際幕末の國境談判を通じて、常に私の主張せし所にして、頗る注意すべき點なり。元來無所屬の野民の住地にして、日露の孰れにも屬せざりしものなれば、當時我が風化の及ぶ所なりとの意味にて、上の如く主張せしものとすれば、又一理なきに非ざるべし。そは兎も角、露使は固より右の主張を認諾せず、左衛門尉も亦他迄も擇捉の本邦所領なるを主張し、若し之をさへも疑難せば、總ての談判に及ばし難しとまで切言せり。次に和親通商の議に就ては、露使は江戸近海及蝦夷地にて各一港を開かん事を切望せしが、左衛門尉は今直に之を議するを得ずとて應せざりき。

翌二十三日ブーチャチンは、又書翰を以て、尙擇捉の領有、唐太^{カウラト}の境界設定に就て前議を主張し、日本政府は通商を拒まんとし、調査に託して時日を遷延せしむる意に非ずば、直に二港を開くべしと請求せり。故に二十四日の會見に於ては、筒井肥前守は頻に己等の西下は單に返輸の意味を敷衍し、説明する爲めにして、此の以外の件に就ては商議するを得ざる所以を繰述し、且つ國境の議は、文化年度に一度起りて今に五十年此の間更に何等の交渉なく、現今俄に逼迫するは其意を得ずと云へり。ブーチャチンの之に答へて、若し五十年前の状態にして變せずんば、今更に急に境界協定を迫る必要なきも、蒸汽船の發明以來、形勢劇變し、現に唐太の如き他國の覬覦する所なれば、晏然

として坐視するを得ずと云ひしは、全く露政府の實情を吐露せしものと云ふべし。彼は又開港に關しては、日本は從來外交を絶ち、孤立の志を遂ぐると雖も、此の間外國に於ける軍事の發達著しきが故に、薄弱なる武備にては、將來平安を保ち難し。殊に全國第一の要害と聞き及ぶ長崎の如きすらも、一朝外國の軍艦に攻撃せらるれば、忽ち防禦の術を失はん。然るに露の如きは、何れの邦國の下風にも立つものにあらず。故に若し他國にして暴威を振はば、露は日本を助けんとて、恐嚇欺罔の言を弄せり。此くの如く双方論辯同事を繰返すのみにて、結末に至らず、二十六日を期して相別れたり。

右の如く我は今直ちに國境及開港の議に及ぶの意なく、彼は自己の利害より打算して、其急決を逼るのみにして、互に其主張を固執せば遂に調和の途なし、是に於て左衛門尉等は、二十六日の談判に於て、露使の面目を立てんが爲め、一步を譲り、現今より直ちに唐太視察の吏を派して、遠からず境界協定の準備をなさしむるを約せんとせり。露使は右の巡視の吏をして、直ちに境界を定めしめんと請ひしも、此る事は幕制の許す所にあらず、結局露使も已むを得ず、右の議に同意せり。然るに彼は尙二ヶ所開港の議を固執し、又別に天下の形勢と本邦開國の切要なる所以とを繰述せる書を出して、私の反省を求めたり。右の議は二十八日の應接に於ても、更に進捗を見ざりしが、恰も年末に際したるを以て、一先會見を止め、左衛門尉等尙熟考の上、露使の使命を辱めざる如く、書面

を以て通達する事となれり。

十二月晦日勘定組頭中村爲彌(後出羽守時萬)は命を受け、前日約せる書面を携へて、露艦にブーチャチンを訪へり。此の覺書の要旨は、老中の返翰と數次談判の要領とを敷衍したるに過ぎざれども、就中擇捉の元來我國所屬なるを確言し、唐太は各所有を糺して國境を確定すべく、隨てアニワの露兵は外寇の來り據るを慮る由なれば、境界定る時、速に撤去すべきを申告したりき。ブーチャチンは此の際に及びても、尙擇捉の露領なるを主張せんとせしが、爲彌の色を作して、同島は千年來日本所屬にして、動かすべからざる明證ありと放言したる爲め、彼れも遂に我が志の奪ひ難きを覺知して、更に論ずる所なかりき。開港の件に就ては、露使は何等かの決答を得べきを豫期したれども、只老中返翰の意を繰返せしのみなれば、頗る不満の意を洩らし、遂に彼れより亦一書を出して、爲彌に託せり。此の書は主として、和親通商につき、露國の希望を述べしものなり。

此る間に、嘉永六年も暮れ果て、安政元年となりぬ。正月二日中村爲彌再び露艦に赴き、晦日差出せる書は、將來の協議に屬する事にして、現今の問題にあらずとて之を返戻せしが、ブーチャチン若し之を受理して、協約の基礎となすを肯んせずんば、直に出帆して江戸に赴くべしとて大いに怒りぬ。爲彌之に應じて強ひて退帆せんとせば、敢て阻止せざれども、一度命を受けて此の書を齎らせし以上、其任を了ふるまでは、一步も此の船を去らざるべきを斷言して、決心の色を示せり。露

使は之を見て、覺る所ありけむ、然らば別に老中に呈すべき書ありとて其傳達を依頼せり。

四日に肥前守左衛門尉等再び露艦に赴き、ブーチャチンと最後の談判あり。結局露使は、一、日本は他國よりも露國に親近するを欲するが故に、若し他國に通商を許さば、露を以て初とすべし。

二、今後他國に通商を許さば、隣國の誼を以て、特に露國を厚待すべしとの二約束を得て、満足するに決し、六日此の約束書を授けたり。肥前守は尙唐太併吞の異圖を防がん爲め、日本は其南端のみを領有すとの露の主張に對し、抗議書を提出し、外國地圖にも五十度を以て兩國の境とせるものもあれば、此の問題は後日見分を待ちて定むべしと云へり。露使は之に答へて、尙執拗にも、露人以外の國人は唐太の實状を知るものにあらずとて、種々抗辯を試みたれども、兩者共に譲らず、決する所なくして止み、後日の問題として残れり。

今此次の交渉の次第を通觀するに、川路等折衝の功績没すべからざるものあり。即ち兩國境界の議に於て、露は初め擇捉及唐太の殆んど全部を自國の領土と宣言せしに拘らず、數次論争の結果、略彼をして擇捉に對する主張を放棄せしめ、尙唐太に就ても、自己の欲望を貫徹する事能はざらしめたり。通商の議に至りても、單に他國に比して優越權を與ふとの空約をなしたるのみにして、大體我が通告を甘諾せしめたり。其他兩國應接の禮讓饗應贈遺の末に至るまでも、能く我が體面を傷けざりしと共に、固陋偏執に陥らざりし功は、川路筒井中村の諸有司に歸せざるべからず。

正月七日西役所にて、露使辭訣の儀あり。遂に露艦四隻は八日正午を以て長崎を去れり。

参 考

(一)魯西亞使節え諭書。

貴國執政より、我國老中へ之書翰に、北地之境界を定め、兩國の和親を結び、交易を通せん事を申越されしが、此節治定の挨拶に及び難き事は、既に返翰中に申述る所にて分明なり。たとへ此上老中え直に申立らるるによりて、又々老中不殘打寄評議これあるとも、聊其意を動す事成りがたし。されども、追々使節より申立らる、趣も、實に無餘義相聞、且は善意に而申さる、事故、なる丈面皮を立、相返度によりて、即今境を定むる事は成がたしといへども、先地所見分のものを遣し、取調に及ぶべし。和親交易之義は 祖宗之嚴禁にして、世々確守すべき處なれど、古今の時世變遷し、古例にては今事を律かたし、故に其當否之評論あれども、未治定之議に至らず。方今我君主位をつがせられ、海内百事の新政多端にして、其餘之評議に及ぶべき暇なし。かゝる大事は、必京都え奏聞し、諸大名諸役人え申達、評議の上取極る事、返翰中に申述る次第にて、且布政之始には、祖宗の法を大切に守るべき事を諭すを以て、永世之重典とする事なれば、此時に當りて舊法を改る事を手始とはなしがたし。去れ共こゝに申べき事有、熟考あるべし、抑往年貴國之使臣レサノツト此地に來り、申乞處ありし時、我に於て素より意なければ、速に辭して、其等の評議にも及ばざりき。今次申越る、處も意なくんば、其時の如く、辭すべき處なるを、論定るの時を待べしといふは、無量の意味ある事にして、貴意を絶にあらざれば、使節に於て、國命をはつかしむるにはあらず。三五年の時月を費さんとのことも、前文申述る通に而、報聞の期遅々せん事を、兼而より懸念していふ所なれば、嗣君繼業之典禮も、ことし一年立後に至り、聊其暇を得たらんには、使節の深切をおもふがために、急ぎ取調に及ぶ

べければ、存外報聞の期近き事もあらんか。又外國の漂民我國地に至らん時、是を救助して、厚く撫恤を加ふことは、我國法にして、殘刻の處置有べきにあらず。おくり返されし國民等は厚く手當して、事故なく其いとなみをなせり。貴國の船海上にて漂流に及び、我國地に來りて、其求あらん時、破損修理の事は、其次第にも寄こと故、豫め約し難しといへども、事實疑なくんば、薪水食料は江戸近海を除く之外、其求に應すべし。其價を出されん事は、祖宗の法に障る所あれば、方今答に及難く、前文件々の議論定る時に至りて議すべき處也。エトロフカラフト二島の事、一旦申さる、旨あれども、エトロフは元來我國所屬の地たる事既に分明なり、因て彼是の議論に及ばず。カラフトは各其所有を糺して、國境を確定すべし。先達アニワ港え置處の守兵は外寇の來り據らん事を慮るが爲にして、我地を侵し奪はんとするにあらず、境界定るの時に至り、速に引拂ふへし。右邊境取調としてまるる我國の者、貴國の守兵に出遇事あるも、聊害意を挾まず、和平を以て待べしとの事、彼守兵に示さる、書付に是をあらはし、其餘面晤の際使節の實意悉し畢ぬ。斯く厚意申出ること明白なるにおるては、某等歸府上、貴國は信義を守る大國にして、殊には使節別段なる人物に見受るによりて、偽りを以て人を欺く事は決而ならんとこの事を、具に老中に申立、力を盡して、永く兩國をして安穩ならしめん事を取計はんとするものなり。

(二)参考書は前節に擧げたるもの、外、柯大概覽を参考せり。

第七章 和親條約の締結

米露兩國は、其太平洋及び本邦に對する利害の相互に相衝突する點ありしに關らず、我が鎖國の關門を破らんとする點に於ては、自ら一致せり。米の第一擊、露の第二擊、共に少なからざる痛苦と惶恐を我に與へつゝ、從來東亞の一小天地に索居せる我を誘ひ出して、慙に世界の壇場に立たしめたり。當時我が國民は、己が實力の如何を考ふるに遑あらず、運命の命するまゝに、餘儀なく列國の伍班に就けり。されど固より受働的なれば、其外人を待つ道も、其始めに於ては、例へば未知の客の我が玄關を訪ふを拒む能はざるも、未だ俄に之れを客室に延見するを欲せざるが如く、内實冷淡なるを免がれざりき。是れ安政元年に締結せられたる米英露三國との和親條約の示す所なり。さはれ一度外人の接近を許せし以上、彼等は永久に其趣味と利益とを忘るゝものに非ず。或は甘言好辭を以て、或は威壓恐嚇に依り、我をして遂に膝を接し腕を組みて相交歡するに至らしめずんば已まざりしりなり。

第一節 米國和親條約

嘉永六年六月十二日、米使ペリーは浦賀を發して、中途非常なる暴風に會しつゝ、同月廿日復琉球

那覇に來れり。此の地に於ける彼の行動は、今細叙の餘地なし。只彼は浦賀に於ける成功に勢を得て、琉人を威壓し、若聽かすんば、王城を占領せんとまで脅迫して、遂に貯炭所の設定、市場の自由賣買を認諾せしめ、又那覇を以て米國艦隊の集合地たらしむるを得たるを記すに止めん。又彼はブライマウスを小笠原島に派して探檢を再びせしむると共に、米國政府の名を以て、公然之を占領し、始めて本島の存在を自國に報せし捕鯨船の名に本島、群島の一にコフィン(Coffin)なる名を與へたり。此くてペリーは琉球に残り居りし糧食船サブライを率ゐつゝ香港に赴けり。

ペリーは始め明年春陽の候を期して、再び本邦に來らんとせり。然るに十一月の末、澳門に碇泊中なりし佛國軍艦の本國よりの密令に接して、俄に出港したる事、及び此の時長崎より上海に來り居りし露使ブーチャチンの行動は、ペリーをして兩國も亦直ちに江戸に赴き、米國の計畫に何等かの妨害を加へんとするに非ずやとの猜歎を懷かしめしが如く(此の佛艦の行動は寧ろクリミヤ役に關するものならん)、爲めに本國より我が將軍への贈呈品を齎らせし一船の到着を待ち兼ね、其來るや否、十二月十六日自からシユスクエハンナ、パウハタン(Powhatan) ミシシッピー以下數艘を率ゐて再び琉球に向ふの準備をなせり。

是れより先き、幕府は長崎在留の和蘭甲比丹に囑して、將軍の薨去及び新將軍襲職に伴ふ國家の禮典は、米國の國書に答ふる能はざらしむるが故に、米使の豫告の如く再來せざるを望む旨をペリー

に報せしめしが、ペリーは琉球に於て之を開けり。彼は既に上海にて、露國士官より將軍の死を聞き、今又蘭人の報を得しも、尙其の眞偽を疑ひ、若し事實とするも、國務の之が爲めに停廢せらるべき理由なしと、己が國風に隨て推斷し、毫も其計畫を延引するの意志なかりき。

ペリーの三度琉球に到りしは、頗る重大なる理由を有するものなり。彼は本邦に對し、少なくとも漂民の好遇及び薪水食糧の給與を受くべき爲め、一二港の開放を求めざるを得ずと決心せしが故に、種々商量の結果、我が幕府の飽く迄之を拒絶せんとするに於ては、其報復及び脅威の手段として、我が屬島と見做したる琉球を占領せんと欲せしに似たり、故に再び本邦に來るに先ち、琉球に到りて、若干の士卒を止め、此の最後の手段に關する相當の準備をなさしめたるなり。而して此の計畫は、恐らく當時の邦人の推想する能はざりし所ならんも、其單にペリーの豫量に止るを得しは至幸と云ふべし。

ペリーは正月十五日江戸灣に達しぬ。其先發なる二隻の蒸汽船は、既に前一日小柴沖に投錨せり。然るに此度は、彼は浦賀に止るを欲せず、十六日總艦八隻相率ゐて内灣に進入し、神奈川の前面に投錨せるは、少からず我が有司を驚せり。

是れより先き幕府は鹿兒島藩よりの届出によりて、略米艦の琉球附近に往來せるを聞知したるを以て、年の改まると共に、遠からずペリーの約の如く再來するを豫期し、これに對する處分につき、

充分商量せしが、其執らんとする大體の方針は、前章に於て述べたる如し。されば前年十一月朔日、伊勢守は登營の諸侯に對し、台旨を奉じて、幕府の對米方針に就き、一片の諭告を發したり。即ち米使再來すとも、事に託して決答を遷延し、和親通商の願意聽許の有無を告げずして退去せしめ、且能ふ限り穩和の處置を施すべきも、萬一彼より亂暴をなさざるを保し難きが故に、諸大名は防備を嚴重にし、忠憤を忍び、義勇を畜へ、彼の動靜を熟察し、若し兵端開かるゝに及ばば、一同奮發して毫髮も國體を汚さざる様上下舉つて心力を盡すべしと令せり。又同月六日付を以て諸侯及麾下の士に對し、非常の備につきて、注意すべき件々を通達せしめたり。又十二月に入りて、幕府は米艦の浦賀に止まらず、直に内海に乘入る事あらんを豫想し、有司に其行動を以て、異心を包藏せる暴行と認むべき機會を定め置かん事を令せり。若し之を定めずんば、海岸警衛の諸家は徒らに敵艦の進退を觀望するのみにて、空しく應戰の機を失し、敵兵に乘せらるゝ恐あればなり。蓋し將軍「御膝下」の安全を慮る餘り、江戸灣内何れの地點より以内は、決して進入すべからざる旨を衆艦に通告し若し之を聽かずして侵入し來らば、之を以て擊攘の機會とせんとしたるなり。されど此る事は、到底豫定し置かるべきものに非ず、恐らくは水戸齊昭の發案に出でたるものなるべく、伊勢守等の此る命を發せしも、其の攘夷派の勢力を排卻し得ざりしを示すものなり。さて翌年正月十一日に至りては、遂に儒者林大學頭(煒)、町奉行井戸對馬守(學弘)、目付鶴殿民部少輔、及び儒者

松崎滿太郎の四人に、米艦浦賀に來らば、應接の爲め出張すべきを命じたり。當時彼等を亞米利加應接掛と稱す。

米艦は果して來れり、しかば豫想の如く、神奈川の前面にまで突入せり。幕府の今更ながら驚動せしも無理ならず。十五日浦賀警備の任を有せる四藩は、各多數の兵を發して海岸を警衛せり。又此日大學頭等四人をして浦賀に急行せしむ。其の發するに臨み、老中列座の上、伊勢守諭告するに、去冬諸藩へ布告の旨に基きて處辨し、國辱を取る勿からん事を以てし、水戸齊昭も亦別に諭告する所ありしと云ふ、其の言知るべきのみ。されど幕府素より衅端を發するの意なし。當時諸大名中には、米艦の浦賀以内に進入せるを聞ては、禍機或は發せずやといきまけるものありたれど、幕府は却て米艦の態度穩和なればとて、物情の鎮靜に力めたり、見るべし幕命の外剛にして内柔なるを。さは伊勢守等の一方盲目なる輿論を制して、他方外人の強求を抑ふるの苦心諒察すべし。

我が有司は、屢次米艦の浦賀に引き返さん事を求めたり。されど米人は浦賀の碇泊の危険なるを理由として之を諾せず。挨拶贈遺に於て示したる我が好意も、彼の決心を動すに足らざりき。次に浦賀不可ならば鎌倉を以て會見地となさんとの提議も拒斥せられ、結局ベリーの欲するまゝに、神奈川を應接の地と定むるに決するの外なかりき。蓋し我が有司は、米人の直ちに江戸に赴くべしとの威迫に對しては、一向に畏縮せざるを得ざりしを以てなり。

我が應接の幕吏は、上述の四人及び浦賀奉行伊澤美作守(政義)なり。會見場は前に久里濱に建てられしもの、如く、急造の家屋なり。而して折衝は二月十日を以て始められり。余は今詳細に其の談判の經過を叙するを止め、單に其の要領を述べん。

二月十日初度應接の際、我の與へたる覺書オキゴキの大意は、新將軍襲職の初、祖法の變改し難きが故に、石炭、薪水、食料及び難民救助の外は希望に應ずるを得ず。されど米艦の來泊を許すべき港の決定は、今後五年の時日を猶豫すべし。それまでは來年正月より長崎へのみ來泊すべしと云ふにあり。而して此の日米使より林大學頭に渡せる覺書及び書翰は主として漂流民の好遇及び渡來の米船への薪水給與を切實に要求して、和親條約の締結を求めたるものにして、必ずしも通商の開始を過らす。尤も參考として自國と支那との條約書を示して、又本邦との通商條約の草案を出して、一應通商の利を説きたれども、第一回の應接に於て、林大學頭の謝絶を受けし後は、強いて之に言及せざりき。然らば兩者意見の相違は、單に今直に永久の和親條約を締結するや否やの點にありて、しかも米使は明かに其條約は暫定のものなるも可なりと云へり。故に議論を闊はすべき範圍益狭く、只兩國の交誼を和親條約の締結を以て確定せしむるか否やの點、及び長崎以外の開港を即時にするか、若しくは五年の後にするかてふ時の問題のみ残れるもの、如し。蓋し一方ベリーの初めより通商關係の設定を必せば、却て所志の貫徹を困難ならしむべきを知りて、之を第一の問題となしたると、他方

我が有司の全然蘭國以外の洋船を拒斥するの不可能と不利益とを曉りたるによるものにして、共に前年初度渡來の經驗の兩者に教へし知識なり。而して上に述ぶる如く、我に於て既に鎖國政略を放棄し、憚ながらも外人の來航を許すに決せし以上、米人は其の目的の半を達したるものなり。故に二月十日以後の應接に於て、米人の主張は甚しき困難なくして貫徹せられ、又相互の讓歩によりて意見の一致を見るに至れり。今數回應接の結果を條記すれば下の如し。

一、漂民取扱方に就ては、從來彼等上陸の節、仇敵を以て之を待ち、直に禁獄幽囚せしを改め、今後一視同仁の愛を以て、寛大に取扱ふ事となし、只我が國法を遵奉せしむるを要すと約せり。これは既に天保十三年異船打拂令廢止以來、我の略實行せし所なり。されどベリーの最も非難し、其改正を過らんとせしは、其以前に於ける打拂令實行の結果、時に漂到せし難民を禁囚し、或は好意を以て、若しくは害意なく來航せし外船を砲撃せる等の處置にあり。故に此の項は、米使の渡米を須たすして、我の自ら改善せし所なりとす。

二、食糧、薪水、石炭其他船中缺乏の品は、求に隨ひ給與し、且つ代金を受取るべきを約せり。此に於ては、我が全權は代價とせず、謝禮として金銀を受取るべしと主張して、例の形式主義に執着せり。是れ取るに足らざる拘泥なるが如きも、尙熟察するに、此の問題は我の外人を待つ道と、米人の希望との間に幾多の徑庭の存するを認むるに足るものなり。試に思へ、同じく薪水給與と云ふ

も、條約に基ける賣買行爲は對等の關係に於ける相互の權利義務なり。されども假令條約に據りて強請せらるゝとも、代金を受取らざる給與は、我の外人に施せる恩惠なり、好意なり。故に薪水食糧給與の約成りし後、我は困難に臨める船舶に與へしものなれば、代價を要せずと云ひ、彼は徒らに外國の慈惠に依頼すべき理由なしと云ふ。此る問答は從來渡來の外船と我が有司との間に、屢、交換されたる所にして、此の次の談判に於ても、前例を用ひんとせしに外ならず。其の理由の一は、交易の姿となるを避けんとせしなれども、根本思想に於て、如上の差異ありしを察すべし。

三、開港すべき場所に就ては、米人は琉球、函館其の外三港總べて五港を要求し、且つ日本々島に於ける一港として浦賀或は神奈川、横濱を望みたれども我は琉球は隔遠且つ化外の地、函館は諸侯の所領、浦賀は内國船舶の輻輳する所なりとて之を拒みしが、交讓の結果、明年三月より函館を許し、別に直に伊豆下田を開く事とせり。但し彼は函館にては薪水食糧のみにて、石炭を要せず、長崎は不便なれば、多く往來せすと云へり。但し米の長崎を拒みて、他港の開港を迫りしに就ては、大學頭等は一度歸府して、老中の旨を請ひ、其の内諾を得て右の談判に及べり、是れ祖法の大變改なればなり。四、下田函館兩港に於て米人の上陸遊歩を許し、其の里程下田は一日往來の常里數七里、函館は調査の上決定する事とせり。

五、米使は江戸に赴くを許されたしと主張し、又江戸灣の測量の允許を請ひたれども、此の兩條は

我が全權の論辯により遂に撤回せり。

六、開港場なる下田に兩國民の紛争を解き、相互の利益を進むる爲め、米國官吏を駐在せしめんとは米使の提議にして、我の頗る難しとせし所なれども、彼の要求拒み難く、結局今後十八ヶ月の後に至り、尙双方の協議を経、已むを得ざる事情もあらば之を許すべしと云ふに決したり。

七、交易に就いては、前に云へる如く、米使支那との條約に准じたる一草案を作り提出したれども、我が全權は、邦人の熟せざる所なれば、今直に交渉に應じ難きを答へしに、米使は必ず此の主張を貫くの意なかりしが如く、其後遂に之に就いて語る所なし。

相互交渉の要領上の如し。右の議成るに及び、米使より條約の草案を出し、討論削補の結果、遂に三月三日を以て、十二ヶ條より成る和親條約に調印せり。然るに此の文中に一二注意すべき項あり、即ち第十一ヶ條に「兩國政府に於て、無_レ據義有_レ之候様様により、合衆國官吏之もの下田に差置候義も可有_レ之、尤約定調印より十八ヶ月後に無_レ之而は不_レ及_ニ其儀候事」とあり。これは後節に述ぶる如く、露國條約の締結に際し、一難問題を惹起せしめしのみならず、安政三年以後に於て、外交と内政との衝突を生せしむる主因をなせり、故に今讀者の注意を望む。此の他第八ヶ條に「薪水食料石炭並缺乏之品を求むる時には、其地之役人にて取扱、都て私の取引すべからざる事」とある如きは、後年通商條約の締結に至りて、全然廢棄せられし所なれども、幕府の尙交易を避けんと

の希望を有せし間は、外人と邦人との直接交通を防ぐべき手段として固執せしが故に、外人の最も不便を感じ非理と考へし點なり。

今成立せし條約を以て、余の嚮に述べし幕府の態度、及び國論の歸趨に顧みるに、其の間に甚だしき差異あるを認む。幕議は明らかに鎖國の政策を維持して、外人の要請を許さざらんとするにあり。しかも去年十一月、幕閣は右の方針を發表して、諸侯の決心を要求せり。然るに數月ならずして、米艦の再來に接するや、事悉く志と違ひ、歩一步退縮して、彼の要求の殆んど總べてを容れざるを得ざりき。其の應接の衝に當りし林大學頭等、及び幕府有司の一部は、其の已むを得ざる處置なるを信じ、或は之を認むるに吝ならざりしも、水戸齊昭は云はずもあれ、數月前の幕府の宣言に満足せし諸侯の多數は、皆其宣言と實行の餘りに異なるに驚きて、一樣に幕府の軟弱不信を攻撃せり。單に此等實情に通せざりし徒は姑く措くも、彼の筒井川路等の如く、内心開國の已み難きを信する者と雖も、其の長崎に於て、露使ブーチャチンと談判の末、先づ何等の讓歩をなさずして歸帆せしめたるを以て、自ら誇る色あり。彼等長崎より歸府の途中に於て、米使との交渉の進捗の報を得て、閣老の態度の一定せざるに慍らず、歸府の後老中に建白する所あり。當時二人の建論に於て、功を争へる私心を認めざるを得ずと雖も、幕府の態度の忽ち動き忽ち變せしは、二人の他の攘夷論者と同じく不可と信じたる所なり。勿論ペリーとの應接に於て、川路をして林に代らしむるとも、

其結果は、必ず同一なりしならんも、自ら其局に當らざるものは、情實の委曲に通せず、己が心中の理想を以て、必ず遂行し得べきもの、如く思惟し、局外より空疎なる酷評を下すは古今の通弊なり。されば米國和親條約の締結の後、閣老伊勢守以下の衆人非難の燒點となりしは、當時の政局に於て免るべからざる趨勢なり。伊勢守の嚮に鎖國主義維持の外交方針を發表せしは、或は失策ならん。されど當時の勢は、此の宣言をなして、諸侯を鎮靜するの必要ありしなり。又彼の後に米使の威迫に屈せしも、柔惰の譏を免れざらん。されど此の時何人をして局に當らしむるとも、眼前に嘗て夢想だもせざりし山の如き大艦を見ながら、背後に何等の恃むべき武力なきに於て國家を焦土となすの暴斷をなす外は、退嬰の外なかりしなるべし。故に今余はペリーの再渡に際し、彼の執りし態度と所爲とを概説して、其の如何に邦人の眼に映せしかを想像し、以て幕閣の退縮を餘儀なくせし當時の情勢を髣髴するの資となさん。

二月十日ペリーの上陸せんとするや、各船艦を離れ得べき總べての士官水兵をして皆盛装して己に隨行せしめ、又三船の樂隊を上陸せしめて、壯麗華麗なる光景を邦人の眼前に現出せしめ、且つ此等の兵員に悉く劍、銃等を携へしめて、以て完全なる武装を誇示せり。當日彼等舉て五百人許、二十七隻の端艇カヌーに分乗し、列を成して一齊に海岸に向ひ來れるさまを見ては、邦人は其の武力を畏怖せざるを得ざりしなるべく、彼等上陸を了るや、頓てペリーは十七發の祝砲を放たしめつゝ、其旗艦

パウハタンより徐に上岸せり。其後彼等樂を奏し、又兵士の操練を行へり。其の進退の整齊にして、節度を失せざるは、將士の兵を用ふること、手足の如きを思はしめたり。是等は軍に式禮を備へん爲めに非ずして、邦人の如き儀禮を尙び、形容に拘泥する衆民に對して、其の堂々たる威風を示して、侮蔑を招かざらんとせし米人の用意のみ。又ペリーは十五日我が將軍及び老中以下應接掛へ多數の贈遺をなせり。其の品目を見るに、或は新發明の電信汽車の雛形を贈りて、此れが運轉使用の狀を見せしむる等、文明の利器を示して、國人の蒙を啓かんとするを見る。又伊勢守への贈品に、メキシコ戦争の激戦の狀を描けるものありて、其光景慘憺觀者をして悚然たらしむ。右等皆邦人を以て、米國の武力と文明との迥然トウゼンとして優勝なるを理解せしめんとする爲めならずや。而して又實際に幕府の有司に對し、彼等の豫量せし如き効果を生せしが如し。我が有司も彼に劣らじと思ひけん、米使以下に答禮の品を贈るに當り、力士七十五人をして各米二俵宛、一町余の間を持ち運ばしめしは寧ろ滑稽に類せり。訓練ある兵士と單に腕力を恃める力士との對稱は能く當時に於ける兩國の武力の相違を具體的に例示せるものと云ふべし。

此の如くして和親條約は成れり。乃ちペリーは三月廿一日神奈川を去り、下田、函館に向ひぬ。兩港の形勢を視察せん爲めなり。後一月餘、五月十二日に至り、ペリーの乗船パウハタン及びミシシッピの二隻は復下田に渡來し、再び江戸より來れる林大學頭、井戸對馬守及び下田奉行伊澤美作守、

都築駿河守(峯重)目付鶴殿民部少輔、勘定吟味役竹内清太郎(後下野守、保徳)及び松崎滿太郎等と應接の後、同二十二日條約附録十三條に調印せり。此の附録中に、函館の遊歩里程を日本里數五里と定めたり。其他は多く本條約實施に就ての細則を規定したるなり。右の條約及び附録は安政二年正月五日、下田に於て、米國使節アダムスと我が亞米利加應接掛との間に本書の批准交換を了しぬ。此の時の批准は老中の連署のみにて、將軍の鈐印シンプなかりしは、當時應接掛の私に國威を立てたりと思惟せし所なり。世に神奈川條約と稱するものは是れなり。

参 考

(一)開國起原、懷舊紀事、昨夢紀事、古事類苑外交部、及 *HAWK* を参考せり。

第二節 英國との協約

米艦退去の後三月、閏七月十五日英艦四隻長崎に來りて碇泊す。英國水師提督ゼームス、スターリング(*James Stirling*) 旗艦ウキンセスタル(*Winchester*) に座乗し、一書を奉行に送りて來意を述べたり。此の書には、現今自國及同盟諸國は露國の歐羅巴を併吞せんとするを制せん爲め、之と交戦中にして、且つ數次大勝を得たる旨を告げ、又露は日本の屬島なるサガリーン及び千島にも其侵掠の手を延ばし、やがて日本々島にも及ぼさんとするは疑なしと警告し、自身は目下國命を奉じて、東

方海上に於ける露船を擊碎し、其英國の船舶を奪はんとするを妨げん爲め、數隻の軍艦を率ゐ來りしものなれば、今後時々英國及び同盟國(佛蘭西を指す)の艦船の日本諸港に寄泊する事あるべし、故に今是れに對し、日本政府の認諾を求めたと云へり。之に據れば英艦の渡來は、米艦及び次節に述ぶる露艦の來航と稍趣を異にし、目下の軍事上の必要を充たさん爲め、力めて我が邦の露國に對する不信恐怖の念を挑發し、以て己が利をなさんとするにあるが如し。蓋し英艦の極東に於ける露國の領土を侵暴せんとするに當り、到る所に良港を有する本邦の中に、已が艦隊の根據地を置くを得ば、其の策戦に便する所尠少なざればなり。時の長崎奉行水野筑後守此の書を得るや、直ちに命を幕府に請へり。

幕府の有司は、二百年來國を鎖して、歐洲列國の國情に熟せず、又國際の道義に就て注意する所なかりしと雖も、流石に周密なる商量と正當なる判斷の結果、上の如き場合に處する道を誤らざりき。即ち當時の諸有司の議は、今英人の要求を絶對に拒絶すれば、從來暴横の聞ある彼等の事なれば、憤怒の餘如何なる舉動に出るやも計り難し。さりとて、其の云ふ所に據れば、露との戦争の便を得んが爲めに、入港の許可を得んとするなり。若し此の求を聽せば、其敵國たる露は、必ず我に對して怨を含むに至るべし、是れ何等の恩怨もなき國に怨恨を結ぶもの也。故に英艦にして近海通航の際、薪水食糧に缺乏し、若くは艦船修復の必要ありて寄航せんと欲するものならば、之を許すべし。

若し然らずして、露國に限らず、外國との戦争を理由としたる請求には應じ難き所以を充分に説得すべしと云ふに一致し、幕府は此旨を以て奉行に指令せり。是に於て長崎奉行は右の主旨に隨ひて、スターリングに通告し、且つ露船に出會すとも、日本の港内及び近海に於て交戦するを許さざる旨を警告せり。此くて八月十八日より長崎奉行所に於て、奉行及目付永井岩之丞（後玄蕃頭、尙志）とスターリングと應接の結果彼も我が意を領し、目下の戦争を外にして、長崎函館の兩港に入港するの約を結ぶ事となし、遂に同月二十三日、七箇條より成れる協約書に調印せり。其内容は大意米國和親條約の外に出でざるも、之に比すれば、締約の箇條少くなし、是れスターリングの目的とする所、單に入港の許可を得るに在るが故に、ペリーの如く、豫め周密なる用意をなさざりしに基くなるべし。我に在ては勿論彼れの求めざる所を與ふるに意なし、隨て本條約には下田に就ても云ふ所なかりき。是れ奉行の幕府の内旨を含みて、成るべく外艦をして同港に渡來せしめざらんとせしに因るなり。本條約は翌二年八月二十九日を以て、同じく長崎に於て、スターリングと時の長崎奉行荒尾石見守（成允）、川村對馬守（修就）等との間に本書の交換を了せり。右の締約成るの後、スターリングは八月二十九日を以て長崎を出發したり。

參 考

(一)開國起原、懷舊記事。

第三節 露國和親條約の締結と國境談判

前二節に述べし如く、米英兩國の和親條約相尋いで成りしが、之に續きしものを露國の和親條約とす。本來露は我が邦に對し、最も緊切なる利害を有するが故に、寛政以來常に心を兩國の通交に用ひ、自國の利益を收め、勢威を張る上に於て、決して他國の後に立たざらんとせり。故に嘉永六年米使來朝の後、ブーチャチン踵いで至り、先づ長崎に於て談判の端を開き、我が有司を要して、和親の締盟は露を先とすべきを約せしめたる程なりき。然るにゆくりなくも東歐に生ぜし風雲の變は、露使をして其企畫を遂行せしむるを得ざらしめ、竟に米に後れ、英に先んせられ、尙災禍の爲めに困頓する事數次、辛うじて素志の一部を達せし事情は、本節に述べんとする所なり。

安政元年正月八日長崎を去れるブーチャチンは、復た上海に赴きしもの、如し。彼れの退去と相前後して神奈川に來りし米使ペリーは、三月中途に和親條約を贏ち得たり。初め正月同港を去るに臨み、成功を聞かせし故にや、同月二十八日の比、三たび長崎港に來れり。初め正月同港を去るに臨み、一書を筒井川路の二人に送りて、當春北方に航する時、又長崎に來りて、懸案の重要事件、即ち國境協定の議に就いて決答を聽かんことを望む旨を述べたり。然るに此の次長崎に於て、筒井等より何等の傳言をも聞くを得ざりしを以て、再び夫の二人に送る書翰を長崎奉行に託して、直ちに同港

を去れり。此の書には六月を以て、唐太のアニワに赴き、我が兩全權の中一人の來着を待ちて、境界の議を定むべし。若し其の時我が全權に會合するを得ざる様の事あらば、已むを得ず、彼一人にて境界を考定し、後日本政府へ通告すべし。元來直に江戸に赴くは易々たる事なれども、我が有司の切言を記憶するを以て、力めて此る行動に出るを避くるなりとて、威嚇と甘言とを併せ連ねたり。されど露使の一方に米艦の成功を羨望しつゝ、尙自己の志望を遂行せず、急遽長崎を去りしは、本年三月を以て已に露と英佛との國交は斷絶せられしを以て、今やブーチャチンは英佛兩國艦隊の捜捕を免かれんとするに急なるが故に、悠々として平和的所業を成す能はざりしに因る。

此の後一ヶ月、五月の頃露艦は唐太の方面に見はれたり。即ち副官ボスシートはブーチャチンの命を受けて、筒井川路の兩人に宛てたる一書を作り、之をハカトマリ(アニワ附近)なる本邦の吏人に託して去れり。こは思ふ所あるにより、アニワなる露兵を撤退すべし、又日米條約の成りしを聞きしが故に、露國の求めし所も容易に許さるべしと期待せり。されど他に考ふる所あれば、長崎にて約したる期日にアニワに再來するを得ざれば、最後の會議の爲に、江戸の近港に赴くべしと云へるなり。此のアニワなる露兵の陣營を撤去せるは、當時幕吏の認めて國威の立ちし所以とせし所なれども、其實は全くクリミヤ戦争の影響にして、英佛聯合艦隊の襲來を慮りし結果に過ぎざるなり。果して此の秋ベトロバウロスクの攻撃あり、聯合艦隊の大敗に歸したる事は人の熟知する所なるべし。

し。此の爲めにや、ブーチャチンは九月再び函館港に來り、我が老中ラウヂウに宛てたる一書を出して、英佛との不和の爲め、日本海岸を離れざるを得ざりしが、今其事を果したるを以て、是れより直ちに大阪に赴くべし。若し江戸にて應接を望まば其旨を大阪に告示あるべしと告げたり。

此書の江戸に達せしは九月二十八日なり。然るにブーチャチンはフライグートデアナ(Diana)に乗じ、是に先づ十數日、十八日を以て大阪安治川沖アヂカハに到着せり。彼の大阪に渡來せしは、豫て同地の開港を望み居りしに因るものなれども、大阪及び京都の上下は、此の意外なる外艦の渡來に、今にも上陸攻戰始まり、禁關をも侵されんかと、恟々として安き心もなし。大阪城代土屋采女正(寅直、常陸土浦侯)及大阪町奉行佐々木信濃守(顯發)、川村對馬守(修就)等、穩かに露艦を退帆せしめんと苦心し、此地は外人應接の地に非ざればとて、差出したる奉行宛の書翰を受取らず、江戸に急報して處分を請へり。かくて碇泊十餘日に及びしが、結局江戸よりの指令により、下田に赴くべき旨を露艦に達し、薪水食糧の給與に時日移せし際、同船は十月三日、俄に大阪を出帆して下田に廻航せり。

同月十五日ブーチャチンは下田に到着せり。江戸にては既に豫め筒井川路の二人及び浦賀奉行伊澤美作守、目付松本十郎兵衛(穀實)に命じ、ブーチャチン應接の任に當らしむ、之を魯西亞應接掛と云ふ。又會々蝦夷地見分に赴きし勘定吟味役村垣與三郎(後淡路守、範正)歸着せしを以て、國境問

題につき所見を述べしめん爲め、右應接の列に加はらしむる事とせり。かくて露使到着の後十七日、右の五人及び儒者古賀謹一郎(増)に下田に赴くべき命を達しぬ。

此の時に當りて、露本國は方に英佛と交戦中なること前述の如く、其艦隊も尙東洋の海面に游弋す。此の際なるにも拘らず、ブーチャチンは其國を出るに臨み受けたる使命を果さんが爲め、只一艦に乘じ敵艦の搜索を避けつゝ、甘察加カムサツカより我が蝦夷地及太平洋沿岸を潜行しつゝ、瀬戸内海にまで進み入りし其大膽なる行動、寧ろ感歎に餘りありと云ふべし。然るに下田渡來後旬日、應接未だ半ならずる中、不慮の天災に遭逢し、遂に艦體覆没、全員據る所を失うて、異郷に流落し、始め堂々國使の威容を備へて來りしブーチャチン等、終に憐むべき漂民として遇せらるゝを望みし窮狀、想察するに餘あり。十一月四日、東海沿岸諸地方に大海嘯あり、下田町全市を擧て流没し、江戸に對する海港として殷盛を極めし地も、一目荒涼の境と化し了せり。此の時碇泊中なりし露艦ヂアナも甚だしき損傷を被り、殆ど航海に堪へざるに至りぬ。故に勢暫く應接を中止し、露使は艦船の修理に、我は下田の難民救助に忙殺せられたり。初め露艦の下田に來るや、一見の後港内狹隘にして、且つ大軍艦の碇泊に不安なりとて、直に江戸に赴かん事を望みしが、不慮の事とは云へ、數日ならずして上の如き災害に會せり。依て露使は船艦修理の爲め、附近の一良港を假さん事を請へり。幕府も固より時災の憐むべきを知りしを以て、之を許さんとせしが、其何れの港に於てすべきかに就き、議

論容易に決せず、こは露使の下田を嫌忌せる事情よりして、若し別に良港を示さば、それを以て開港地となさんと強請せんを憂へしなり。既に下田を米人に許せしに、更に別港を露人に開くに至らば、列國踵いで到るとき、弊患の生ずる事期して待つべしとの有司の杞憂も其理由なき非ず。されど幸に露人彼此搜索の後、伊豆君澤郡戸田村の船の修理に最も適當なるを發見したり。こは到底開港場たるべき地に非ざれば、幕府も安じて右の地に於て露艦の修復を認許するを得たり、

そも戸田は下田を距る事十七里許の西海岸にあり。露艦は十一月二十六日漸く下田を出で、此の修理場に赴かんとせり。船進んで伊豆の岬角を廻り、駿河の海上に向ふや、再び暴風に會して、戸田に入る能はず、船も亦大破して、殆ど沈没せんとし、小須濱の海上に漂ひ、乗員等船を捨て、富士河口なる宮島村に漂到せり。されど尙破船を戸田に入れんとし、幕更と露人と力を併せ、十二月朔日夕復漁船數十艘を用ひ、露艦を引いて小須濱より二里の洋中に出でしに、奈何せん風波俄に起り進む能はず、漁船等皆恐れ、引綱を絶ちて逃れ去る。是に於て憐むべし、ヂアナは忽ち横に海中に没入し、僅かに帆柱を餘せるのみ。さて此の引船に伴ひしブーチャチン等の一行も、亦暴風に漂はされて、江の浦に至りぬ。かくて露艦修復の企一空に歸し、ブーチャチン以下悉く戸田に收容せられ、あはれ異域の流民殆ど歸國の望を絶たんとせり。

されど露人は俄かに絶望するものに非ず、遂に幕府の允許を得、戸田に於て新船建造を始めたり。

木材銅鐵等は我より恵まれたれども、不完全なる器械と、不熟練なる工匠とにより、苦心慘澹の後、數月ならずして彼等の歸國に用ふべき二艦を成せり。而して此の一は私の求に應じ、露人の序を以て建造せしものなり。當時此の造船を助けし我が船匠は、之に依りて始めて大艦製造の術を學び、自ら君澤形と稱する一船型を造るを得しは、全く露人の賜なり。君澤形とは始め戸田にて成りし船型なるを以て、其郡名を採りて名づけしものなりと云ふ。

さて筒井以下の有司下田に來着し、十一月朔日初めて露使と稻田寺に會見し、翌日は筒井等露艦を訪ひ、三日より和親通商及び國境協定の件の談判を始めたり。和親通商の議に就いては、幕府は米國に許せし所は露にも亦許すべしとて、米國條約に定めし所を基本とし、國境問題も、前年長崎の應接に際し主張せし如く、擇捉は勿論我が有にして、唐太も五十度を限りて、兩國の境を分たんとせしが如し。然るに露使は己れの受けたる使命の一は、通商の道を開きて兩國和親の永續を計るにあればとて、頻に通商の認許を求めぬ。此の議未だ決せざる中、前述の如く四口の海嘯ありて十數日應接を中止せしが、十三日再び開始、十四、十七の三回の會議に於て略々議決せるが如し。此の談判の經過は詳述するを得ざれども、結局私の主張せし如く、亞米利加條約を基本として、和親條約を結び、通商は許さず、又兩國の境界は、露使の擇捉及唐太南端アニワ港のみを以て日本領土として、アニワ以北は露領とせんとの提言を拒斥し、數次折衝の結果、兩國圓滿なる解決を得ず。漸く

同島は露西亞と境界を分たず、従前の通りたるべしと云ふに定め、將來の問題を残せり。蓋し此の時幕閣に於ては、堀織部、村垣與三郎等巡視の結果に據り、同地住居の土人は、我が屬民なる蝦夷人の外は、スメレンクル、ヲロツコ等の獨立又は山丹(滿洲土人)の支配を受くる野民のみにして、本來露國の所領あるべき理由なきを看破し、寧ろ全島の領有を主張せんとの議起り、伊勢守より十二月九日を以て、應接掛に下命する所ありしも、筒井等談判の衝に當るものは、流石我より何等の施設をもなさず、又何等の憑據もなき唐太北部をも我が屬領なりと強辯するを得ずとて、幕命に従ふを欲せず。旁此等の困難を避くる爲め、上の如く不得要領の結果をなせり。此くて十二月二十一日兩國全權は、下田長樂寺に於て、條約九ヶ條及同附録四條に調印せり。

今亞米利加の條約を以て露西亞條約に比するに、大體に於て殆ど同じ。只米國には長崎は不便なればとて、下田函館二港を開きしを、露には長崎をも許せるを以て異なれりとすべきのみ。又本條約の我が將軍と彼の君主との批准を用ひずして、老中及び大臣の署名のみを以て、本書を交換するを約せしも、亞米利加條約の例を追へるなり(露國條約の批准交換は、安政三年十一月十日下田に於て行はれたり)。然るに本條約第六條の「若止む事を得ざる事ある時は、魯西亞政府より函館、下田の内一港に官吏を差置べし」との規定、及び第六條の附録に「魯西亞官吏は安政三年より定むべし」云々の約束は、はしなく幕閣に物議を惹起せり。

勿論亞米利加條約中にも之に類せる規定あり。即ち、同第十一條に、「兩國政府に於て、無_レ據儀有_レ之候時は、模様_ニ寄り、合衆國官吏の者下田に差置候儀も、可_レ有_レ之、尤約定調印より十八箇月後に無_レ之候ては不及_ニ其儀_ニ候事」と記せり。且幕閣は嚮に之をも批難せしに相違なきも、此の方は尙兩國政府今後の協議の餘地を存せり。然るに魯西亞條約に至りては、殆んど確定して、安政三年に至らば、當然函館若しくは下田に、露國官吏の來任を見るべしと思惟せられたり。そも外國官吏の駐在を許すは、余の本章の初に云へる如く、歡迎の意なき客を延いて堂に上らしむるものなり。成るべく之を避_レせん_ト考へ居りし當時の幕府は、固より右の如き規定を認容する能はざる筈なり。且つ右は筒井川路等の豫め閣老の裁可を請はず獨斷せし所なれば、二十四日條約書の江戸に達せし時、之を見たる伊勢守の錯愕は一方ならず、直ちに勘定奉行松平河内守を召し、右の箇條の後患を遺すや明らかなるに、才幹傑出の左衛門尉等にして之を争はざるは怪しむべし。若し已むを得ざるに出でしものならば、須らく豫め致報すべきに、其事なかりしは失當なり。故に極力罷_レ勉_{シテ}、右の規定の撤回を試むべき旨を左衛門尉等に嚴達せしめ、又自ら一書を遣りて、右の趣を命令せり。時に肥前守左衛門尉等應接を了して、既に下田を發し、戸田の露船製造の視察に赴く途中にて、右の書を接手せるが、思ふ所やありけん、直ちに命を奉せず、翌年正月三日歸府し、翌日登營して、老中列座の前に於て、具に露人應接の顛末を述べ、且つ右の官吏一條の抑_レ阻_シ難かりし所以を縷_レ陳

せしも、伊勢守等尙肯んせず。二人を激勵して、必ず右の項を削除すべきを命じぬ。そも伊勢守の此く外國官吏の來任を難せしは、必ずしも其真意に非ずして、大に政治上の理由あるならん。即ち云ふまでもなく、水戸齊昭を憚りしものなり。故に彼は數次書を齊昭に致して、右の件に關する意見を叩くと共に、暗に勸解に力めたり。而して此の如く幕閣の陰に陽に、齊昭に掣肘せられし事情は、當時の政局上最も注目すべき點なれば、尙後章に述ぶる所あるべし。

此くて正月十八日に及び、幕府は川路左衛門尉及び勘定奉行水野筑後守、目付岩瀬修理(後伊賀守、又肥後守、忠震)の三人をして、別に下田開港につき、同所取締の用務を帯ばしめて、上述の再談判を遂ぐる爲め、下田に出發せしめたり。

此の時左衛門尉の任務は、官吏一件の外、齊昭の所見に基きて、伊勢守も拒み難かりしと見える切支丹宗門嚴禁の旨を露使に承諾せしむべしとの難件をも附加せられたり。然るに二月二十三日以後戸田に於てブーチャチンに應接の結果は下の如し。即ち一、官吏駐在の件は、既に一度條約調印後にて、本書をも既に下田に來れる米船に託して、本國に送致したれば、今更變改し難し。但し左衛門尉の苦境を察して、若し他國の官吏にして先づ來任する事なくば、豫め一官吏を派して、此の件を妥協せしむる様本國政府に稟申すべしと云ふに決し、二、切支丹宗の件は、ブーチャチン委託の使命以外の問題なれば、交渉を始むるを得ずとて談判を避けしが、結局互に覺書を交換して、我

は其の國家の嚴禁なるを通告し、露使は露國は他國民の信仰に干與する事なき旨を證言せしむるを得たり。以上は兩國和親條約締結に關する顛末なり。

是より先き、去年十二月二日米國使節アダムス神奈川條約批准交換の爲め下田に渡來し、正月七日用務を果して去りしが、此の間露使困迫の狀を熟視して去れり。恐らくは此際アダムスとブーチャチンとの間に密契の成りしと覺しく、間もなくスクーター、カロラインフット下田に來り、下田奉行の許を得て、其乗員を上陸せしめ、之に代へて、戸田に殘留して失望落膽の淵に沈める露兵百五十人許を載せて、甘察加カムサツカに送還せり。尙此の後三月五日佛船一隻下田に來りしが、露兵の戸田ヘタに在るを探知し得て、七日朝退帆せり。傳ふる所に據れば、此の時ブーチャチン謀を以て佛船を奪ひ、歸國に資せんとせしが、佛船早く推知して逃れ去れりと。

さて此る間に戸田にて建造中のスクーター遂に竣工せしを以て、ブーチャチン自ら之に乗じ、三月二十二日を以て戸田を發し、歸國の途に就けり。跡には尙將卒の一部を止め置きしが、彼等も亦其後下田に渡來の一米船を借りて歸り去り、是に於て漸くブーチャチン渡來の悲痛なる歴史の終を告げたり。ブーチャチン戸田を去るに臨み、書を老中に送りて、遭難後の懇遇を感謝せしが、其外相ネスセルロードも亦之を聞き、數次書を致し、我が高誼を禮謝し、又露帝感謝の證として、下田に殘し置きしデアナの備砲五十二門を我に贈りて、以て我が幕府の接遇と露政府感謝の紀念とせんと云ひ

越しぬ。讀者は正に上述の事實によりて、東歐に發せる動亂が、永く世界の他の部分と消息を通せざる本邦に波及し來り、開國の劈頭ヘツトウに於て、既に此の東亞の別天地に、意外の波瀾を生せしを見て、少なからざる興味を感ずるなるべし。

参 考

(一)開國起原、懷舊紀事、柯太概覽、古事類苑外交部。

第八章 幕府の覺醒

余は前數章に於て、外艦てふ一大勢力の幕府に與へたる衝動、及び其結果の一斑を述たり。衰替に傾ける徳川氏の己を支へん爲めには、非常の努力を要せり。其政治上、經濟上、軍事上に受けたる打撃は容易に癒すべからざる底の創痍なりき。只事舉國の運命に關するを以て、單に幕府の獨力を以て、之に當るを要せず。三百諸侯命を待たずして、此の無前の困難に處するの覺悟をなせり。又動もすれば、強弩の末力、魯縞を穿たずとの譏を免かれざりしも、「神君」以來累世の積威は、尙大小名、旗下乃至百姓、町人を強制して、使命に服せしむるを得、漸く彌縫糊塗を爲すを得たりき。されど勢窮れば則ち變ずとの古語に違はず、燕安二百有餘年、文恬武熙風を成せし幕府の上下も、其基礎をも動かさんばかりに逼迫せる外敵に會しては、流石に祖法を墨守し、形式に拘泥するを得ず、太平の長夢俄に破れて、漸く着實となり、熱心となり、目前の危険を理解するに至りては、遂に死力を盡して、此の外來の勢力に適應し對抗せんとするに至れり。是れ幕府の自己を維持せん爲めのみならず、國本の確立と國家の進運の此の間に兆されたるものも少なからざるなり。今其概要を説述せん。

第一節 國防完成軍備充實の計畫

幕府の外敵に接して、最も痛切に感受したるは、我が國防の不完と軍備の廢闕なり。されど之を意識したるは、決して嘉永六年米艦渡來後に始まれるにあらず。早く寛政の頃、松平越中守(定信)執政たりし時、露使の北海に來るに會して顧念する所あり。自から芒鞋を穿ちて、豆相房總の四國を巡見し、國防の完成に就きて企畫せり。其後文化年間に至るまで、多少の施設を見しが、水野出羽守(忠成)執柄に際し、外船の渡來暫く絶えし爲め、只管太平鼓腹を祝し、兵事を談するを以て不祥となせしが故に、邊防の事亦措いて問はず。天保年間水野越前守(忠邦)閣老たるに及び、稍注意する所あり。阿部伊勢守政を執りてより、常に外船の頻來に驚かされて經營に苦心せしと雖も、奈何せん財力の缺乏は、諸有司建白の半をも採用する能はず。浦賀奉行戸田伊豆守、淺野中務少輔(長祚)及伊豆蕪山の代官江川太郎左衛門等の浦賀下田の防備に關する卓拔なる建策も、成るべく手輕に取調ぶべしとの指令に制せられて、殆んど成功の望を失せり。府庫の空乏は事實なり、只外寇の逼迫を慮りつゝも、尙之を現實に經驗せざるが故に、太平を粉飾する無用の冗費を省き、故格を破り舊習を脱して此の必須の資を得んとする決心勇氣を呼び起さざりしは、當路の責を免かる能はざる所なるべし。されど今より見れば、こは五十歩百歩の論のみ。當時の財政の狀況にては、假令非常の

斷をなすとも、泰西の武力に拮抗し得べき程の防備を成さん事は思ひもよらず。又資財のみならず、當時我の有せし軍事上の知識に於ても、頗る不充分なれば、國防を完成せん事は困難なり。故に後年外人の強請に屈したればとて、強ち當局有司の罪に歸すべからず、云はゞ國家の運命なり。

今先づ江戸の關門なる浦賀の防備の如何なる状態にありしかを見るに、嘉永二年浦賀奉行の稟申に據れば、其廢闕の甚しき驚くべきものあり。陣中第一の要須なる兵糧としては、奉行所に非常備金皆無なれば、事ある際水手船頭等多人數に對する糧食に窮し、俄の外寇には、一日の防禦も難しとすべき状なり、洋式の備砲少しくあれども、其彈丸僅に十個宛を貯ふるのみにて、中には砲ありて、彈丸皆無なる類もあり。在來の舊砲の分に至りては、特に幕府に請うて一發宛を貯ふるを許されしのみ。斯の如くんば一刻の防戦も力及ばざるべし。嘗て軍艦の製造を請ひたれども省せられず、只押送船一艘の増加を許されたり。而して奉行配下の總人數漸く百人餘を數ふのみ。且つ其外防禦線たるべき相房沿岸砲臺の備砲も、多くは貫目以下の小砲にて、其總數も洋船一艘の砲數にだも如かざりしと云ふ。此の如くしていかで一國の首都を防護するを得んや。

下田は江戸上下の船舶の必ず寄泊すべき要港なり。且つ伊豆の國たる海中斗出の半島にして、三面海に臨み、外より攻むるに易し、故に外夷の占據の憂ありとは、江川太郎左衛門等の常に恐れし所にして、若しさあらん時には、國內の峻山重嶺は却て敵の利とする所となりて、傍近より赴援する

に難し、然るに殆ど擧示すべき程の防禦を有せざるなり。是に於てか太郎左衛門等夙に防備の必要を論じて建議する所ありしも、例の財用に窮して、遂に實施を見るに至らざりき。

遮莫浦賀下田の防備を云々するも、こは外艦の江戸内灣に侵入せざるを豫定しての言なり。古來特みに恃みし富津の要害の、少しも外艦を阻止するに足らざるは、嘉永六年米艦の内灣進入によりて明らかとなれり。是に於てか江戸前面なる品川灣の防備は最も重切なるものとなれり。

米使ベリー退去の後數日(六月二十三日)、幕府は若年寄本多越中守、勘定奉行川路左衛門尉、目付戸川中務少輔、代官江川太郎左衛門に近國海岸の見分を命せし事前に述べしが如し。此の結果として(八月二十三日)勘定奉行松平河内守(近直)、川路左衛門尉、目付堀織部、勘定吟味役竹内清太郎、代官江川太郎左衛門の五人に内海警衛の臺場、即ち品川砲臺の建造を擔當せしめ、太郎左衛門は又此の砲臺に要する備砲の鑄造を命せられたり。其の彼が夙に高島四郎太夫の門に入りて砲術を學び、管内に反射爐を建設して、銃砲の製造に盡瘁せし事蹟は、世に著見する所にして、多年の蓄と熱誠は、上下の信頼を博し得たりしなり。當時の計畫に據れば、建設すべき砲臺の數は總て十一にして、其中一より三までは明四年竣成し、四五は同正月より起工し、漸次落成せしが、既に嘉永六年十一月には、川越、會津、忍、鳥取、莊内、松代等の諸藩に、其管掌警衛を命じたり。此等の工事の防禦上幾何の價値あるやは知れざれども、少くとも當時に於て、此の海堡は江戸一帯の沿岸

を遮蔽せしが故に都下を防護するに足るものと信せられて、物情の鎮靜に與りて功ありしは疑なし。されど後年經費續かざるを以て、中止の令の下れるを見る。江戸の防備の薄弱なる事此の如し。由來本邦は四圍環海の國なれば、何れの海岸とても、敵襲の患なきはなし。されど其多くは諸侯の領地なれば、防備は彼等に一任して、幕府は殆んど干與せず。諸侯とても、多數は外寇を夢想だもせざりしが故に、何等の防禦計畫をも有せず。又其志ありしものも、財力に窮せし者多ければ、容易に實行の運に至り難し。故に江戸浦賀等の外は、何等國防上の施設を有せざりしと云ふも可なり。されど長崎は古來外船の來航を許せし唯一の港にして、又幕府の直轄地なれば、常に多少の防備を施し又黒田鍋島の二家をして、毎年交代して、其警衛に當らしめたり。就中鍋島氏は、文化五年英船フェートンの事ありて、嚴譴を得たるを以て、爾來銳意して此の辱を雪がんと欲し、長崎の防備に對し、苦心する所少なからず。外艦の渡來漸く頻繁なるに及び、弘化二年幕府は右の二家に命じ、長崎の警備に就いて建議せしめたりしが、此の時兩家の協議に成れる答申に隨へば、其出張の兵員從前に倍加し、結局兩家の疲弊を招ぐべしとて、僅かに内港の一二所につき、徐々に防備の模様替を許せり。元來長崎港防禦は、往者は一度内港に入りし外艦の事ありて外港に逸走するを防止するを目的とせり、是れ當時外船を待つ方針の然らしめし所なり。然るに文化以後は英船の亂暴に懲りて、外船の恣に内港に入るを阻遏するに足るべき計畫を立てたり。されば右の如く、幕府の一二内

港に施設する所あらんとせしは、徒らに文化以前の方針に固着するものなるが故に、嘉永三年に至り、鍋島氏は更に右の缺點を指摘し、外港防備の法立たずんば、港内の施設も其效力を顯し難しとて、幸ひ自領にして港外なる伊王島、神島に、獨力を以て砲臺を建設せん事を請ひて、之を許されたり。仍て鍋島氏は、江川太郎左衛門、佐久間修理(象山)等當時有名なる砲術家の意見を聽きて、砲臺築造に着手し、翌四年に至り、遂に其功を成せり。仍て同年十二月幕府は褒詞を鍋島氏に加へ、又從前貨與の五萬兩の返納を免除し、尙安政元年十一月、外艦渡來に接して、特に其功勞を思ひしにや、將軍は藩主松平肥前守を召し、刀を賜うて之を賞しぬ。余は此の砲臺の實際幾何の防禦力を有せしかを知らざれども、若し米艦にして浦賀に來らず、長崎に入りて、夫の強請を試みたらんは、或は意外の事件の發生せざりしを保し難しと信するものなり。

さて沿海の防禦如何に完成せられたりとも、海上に於て、敵艦の接近を妨ぐべき軍艦を有せずしては、充分國防の實を擧ぐる能はざるは明らかなり。されど寛永度に於て、時の幕府の邦人の外國渡航を止めん爲め、大船の建造を禁せしより、荷船の外は逆風嶮波を凌ぐに足るものあらず。隨て海國冒險の氣象次第に沈衰し、果ては上下共に認めて國家の安泰を得べき唯一の策は鎖國政策なりとし、寧ろ祖宗が子孫の爲めに、百年の大計を遂行せしを感謝せり。然るに海外形勢の變は、徐々に此る信念の白日夢に過ぎざるを示せり。當年の先覺者たる水戸齊昭、其他海外の事情に通じ、耳目の洞

開せられ居りし幾多の有志は、夙に大艦製造の禁を解くの必要を呼號せしも、當路の有司は祖法を變改するを以て恕すべからざる罪惡と思惟せしが故に、躊躇して決行の勇なく、荏苒嘉永に及べり。同年間米艦の渡來は、幕府の有司をして、痛切に右の古法墨守の困難にして又不利なるを感せしめたり。流石の當局も、今更手後れなりしを悔いざるを得ず。遂に嘉永六年九月十五日を以て、大船製造の禁を解けり。

此の時、幕府に於ては、齊昭等の議に基き、長崎渡來の蘭人に託し。數十艘の大帆船蒸汽船を購入せんとせり。當時一隻の船舶の代價幾何なるやをも知らざりしが如く、一時に五六十隻の軍艦蒸汽船の購入を長崎奉行に命せり。右の空想に終りしは云ふまでもなきも、以て如何に當時の有司の國防の薄弱に狼狽せしかを見るべし。此くて同年十月、數隻の蒸汽船の購入を歸帆の商船に託して和蘭政府に依頼せしが、此比よりして歐洲には、露と英佛土との争戰ありて、容易に軍艦を賣買するを得ず。故に安政元年七月、長崎在留甲比丹キビダンキユルチウスは、右の事情を長崎奉行に告げ、和蘭政府は、日本に對する好意を顯はさん爲め、一隻の蒸汽船を贈らんとするも、之さへ尙得難きが故に、先づ國用を帯び長崎に來るべき蒸汽船將をして、滯在中邦人の爲めに、造船、航海、蒸汽機關の運用等に關する諸術を教授せしめて、將來に資せんと云へり。尋いて蘭船スームピング渡來せしが故に、先づ長崎奉行配下の者、右乗組の蘭人グファビユス以下に就いて學ぶ所あり。蘭人も亦懇切に

指導し、且つ本邦海軍の建設に就いて、種々忠告する所ありき。此の間幕府に於ても長崎奉行水野筑後守の稟申に基き、熱心に攷究し、蘭人に依りて漸く海軍創始の端を開かんとするに至りぬ。又スームピングの退帆の節、捻仕懸蒸汽キョウキコルヘット二隻を注文せり。越へて一年、グファビユス再びスームピング及びゲーデの二隻を率ゐて渡來し、和蘭國王の好意を以て、スームピングを我に贈り、又蘭人三十二人を止めて、海軍に關する諸術を邦人に傳習せしめんと云へり。幕府も喜んで其贈物を受け(後の觀光丸是れなり)、又七月小普請勝麟太郎、小十人組矢田堀景藏以下幕士子弟の俊秀三十名を遷選して、長崎に派遣し、尋て又三十七名を派し、尙請により、鹿兒島、福岡、佐賀、津、福山、掛川等の諸藩士をも交へ、蘭人に就いて、船の製造、運轉及大砲發射等の技術を習得せしめ、長崎在勤目付永井岩之丞(後玄蕃頭、尙志)之を監督せり。是れ本邦海軍創設の端緒なり。

此の如く、蘭人に依りて、大船を得んと焦心しつゝある傍、元年十一月、水戸齊昭をして軍艦製造の事を掌らしめ、先づ試に水戸藩臣鱸半兵衛に命じて、洋式の大船を造らしめ、又鹿兒島藩臣及江川太郎左衛門に命じて、蒸汽船一艘を造らしめんとせり。又押送形船は製造容易にして、大砲を備へ得るものなりとて、之が建造を命じたり。此の時の造船は佃島に於てし、齊昭親ら之を督し、祁寒暑雨を厭はず、其熱心驚くべきものありしも、奈何せん造船の實驗なく、又實物を知らず、單に蘭書所載の雛形を摸して、之を造らんとせしものなれば、落成の後、海に放ちたるに、舳輕くして動かす、

旭丸の佳名空しく朽ち、徒らに厄介丸の名に諺はるゝに過ぎざりき。此の他露使ブーチャチンの戸田に止りて、スクナーの建造に着手するや、邦人之を助け、因りて君澤形なる一船型を造り出せし事は前に述べたり。

砲臺大船と共に、幕府の必要を感せしは大砲なり。本邦の砲術は、固より戦國の末、西人の傳へしものなれども、間もなく假武の世となりて、充分なる發達を遂げず。爾來徒らに光景を壯にし、命を主とせる所謂華法オウポフに流れ、且つ萩野、藤岡、稻富等の諸流各門戸を張り、幕府にありては、井上田付の二氏、鐵砲の職を世々にせしが、彼等の術は、實戰に臨みて、充分の戰鬪力を發揮し得べしとも思はれず。只長崎町年寄に高島四郎太夫(秋帆、後喜平)あり、夙に蘭人に就いて、近時發達せる洋式の砲技を學び、自得する所少なからず、遂に高島流の一派を成せり。四郎太夫の識見一世に卓越し、早く天保十一年に、長崎奉行に上書して洋砲採用の必要を説き、時の酷吏鳥居耀藏等の彈壓を受けしが、幕府は結局四郎太夫を參府せしめて、其技を見る事となし、翌十二年五月、武藏德丸原に於て、高島流砲術の見分あり。此の時鐵砲方井上左太夫の如き、偏狹なる門戸の見を持して、不當の酷評を敢てせり。然るに幸ひ老中水野越前守見る所やありけむ、却て褒詞を四郎太夫に加へ、手當を與へ又習得の秘術を、特志を以て入門せる弟子江川太郎左衛門に傳へしめたり。されど尙鳥居等の如く、四郎太夫の新奇の説を喜ばざる者、私慾を以て相結託し、彼を陥れんとして、

其罪案を證鍊する事五年、爲めに四郎太夫は、弘化三年七月遂に中追放チユウボウの罪名の下に、安部虎之助に永預の身となれり。只高島流砲術は、江川太郎左衛門に依りて更に發達し、外艦渡來に際し、防禦上必須の術として、朝野の信頼する所となれり。故に四郎太夫も、江川の盡力により、嘉永六年八月赦免の命を受け、尋いて十月幕府は西洋砲術を習得すべき旨を周く天下に令せり。是れ皆高島流砲術の價値の世に認めらるゝに至りしを示す。又是れより先き、太郎左衛門は葦山に小反射爐を造り、大砲を鑄造せしが、嘉永六年七月、幕府に請うて、葦山附近中村に大反射爐を作り盛に大砲を鑄造し、其歿後十餘年間尙之を繼續せり。彼は又弘化五年以來、私塾を開きて書生に砲術を傳授し、幾多有爲の士を養成せし功績没すべからざるものあり。水戸齊昭の銃砲の鑄造に熱心せし事も、亦人後に落ちず。早く自己の領内に於て、佛寺の梵鐘を銷して、大砲を鑄らしめ、爲に物議を招ぎしが、其幕政に參與するに至りし後、安政二年三月、老中伊勢守に勸めて、勅許を得て、全國諸寺院の梵鐘は、本寺の分及古來の名器、毎日の時報に用ゆる外は、悉く毀銷して、銃砲に改鑄すべしと發令せしめたり。されど輪王寺宮リンワウジヤウミヤ、知恩院宮等の抗議内願起りて、結局實行に及ばざりしも、又以て幕府の武器の改良に熱心せるを徴すべし。

士氣の衰廢、武術の不鍛鍊は共に幕府武備の廢闕を致さしめし主因なり。嘉永以前に於て、幕府の武職たる旗奉行、槍奉行、持弓頭、先手頭の類は、多く垂死の老人の占めし閑職にして、三番頭等

の要職も、全く家格に因りて選任せられたる庸愚の徒の當りし所なり。一般の幕士は、武術の修行を以て無用の好事と見做せしのみならず、却て世途を求むるに妨害ありとなし、若し之を勉勵するものあらば、知人の中に、其一身に不利なるを忠告するものもありしと云ふ。されど此る迷夢は、安政以後忽ち覺破せられたり。米艦の來るを見て、俄に柔、劍の術を學ぶ者ありしは、寧ろ滑稽なれども、幕府も武術の修行を獎勵して、士氣を鼓舞振作するの切要を感じ、目付岩瀬修理、大久保左近將監の首唱に因り、有司疑議の末、安政二年二月築地、筋違外、四谷の三所に講武所を建るに決し、留守居跡部甲斐守(良弼)等十人總裁たり。此の中築地にては、専ら砲術、兵學、馬術、水練を學び、他の二所は狹隘なるにより、槍劍柔術を修行せしめ、又別に深川越中島に練兵場を設け、野戰訓練、大砲稽古の地となせり。而して五十歳以下の幕士及其弟子は、皆日割を以て出場すべきに定め、當時劍、槍、柔、砲等に精しき者を撰びて師範役とし、其下に教授方數員を置き、諸流を混一して實用を尙ばしめ、此くて三年四月より實施せり。幕府は又軍制改正の必要を曉り、安政元年七月水戸齊昭に此の件を委任し、又大目付井戸石見守、筒井肥前守、勘定奉行松平河内守、川路左衛門尉、目付鶴殿民部少輔、一色邦之輔、岩瀬修理へ軍制改正掛を命じ、齊昭の指揮を受けしめしが、其調査進捗せず。三年八月齊昭の發議に因り、之を新設の講武所に移し、總裁久貝因幡守(正典)、池田甲斐守(長休)兩人に取調を命じたり。而して此の時下命の要旨は、舊制に拘らず、銃砲を

以て實備を立て、西洋銃隊に就いて深く攷究せしむるにあり。されども其實際の改正は、文久年間に及ぶまで行はれざりき。

以上は幕府の太平の夢より醒め、急に國防武備を充實し、以て無前の國患を拯はんとせし努力の一般なり。

参 考

(一)嘉永二年十二月、浦賀奉行戸田伊豆守、淺野中務少輔兩名の老中に上りし稟申書は、能く幕末に於ける國防薄弱の狀を示すものなれば、左に摘録すべし。

一、萬國之御所置御改革に相成候共、日本國に於而、海防之手配相減、異船近付不申、御安心と申良謀奇策は乍恐御座有間敷と奉存候。假令通信通商を開き、蠻國へ親み候共、御備は勿論之義、況や打拂候御趣意に立戻候は、彌御嚴重に無御座候而は不相成、其事に於て緩急御座候迄と奉存候。且浦賀表は諸方之海岸と事變り、萬一小變御座候も、御國體に相拘り候而已に無御座、差當り江戸表之治亂難計義と被存候。且海面の義も揚廣之事に而、推而異船通航仕候節は、富津、觀音崎を乗越候義は容易之事に而、其節有來之小船に而乗留候義は、逆も及兼、右者毎々申上候處、近來異人多人數軍艦に而渡來仕、以前之漁舟難破船とは相違仕、海底之測量も相開き、日本通詞乗組候次第に而、此上之處、此儘御捨被置候而は、行末御爲宜とは乍恐難申上、此義海面之様子、異艦之形勢、渡來之人物等親見候者に無御座候而は、畢竟分り難く、惣而臺場之銃器は死物に而運轉不仕、軍艦之砲器は活物に而運動仕候故、戰艦に一倍相備不申候而は、對戰難仕候由承傳候處、近く弘化三年、ボストン船申上候は、大船之方八十挺餘、小船之方二十

擬餘、都合百挺餘之大筒仕掛け、然る處一昨年來御固め相増候而も、相州之方城ヶ島より種ヶ島まで六七里之間、漸々七十挺餘に而、悉く貫目以上之筒は無御座候。房州之方は、洲之崎より相州迄十里程之所に、四拾挺程之大筒も可有之、兩岸之鐵砲一所に相集め候共、兩艘大筒之員數に不足仕、萬一事を生候節は、萬死一生は難得、縱令討死仕候共、御國益更に不_レ相見、右故渡來之時に、舌頭を以承伏爲_レ仕候外無御座、其外如何程申論候共、尙又度々渡來り候は、同様之義幾度申論候連、異人共心服致候義は毛頭無御座候間、容易出帆仕間敷、推而江戸へ乗入可_レ申と、其心痛仕候。右に付一ト通之義に而は、御安心之御備共難_レ申上候故、漸充實仕候より外勘辨無御座義と奉存候間、少々宛之義申上候得共、多く御入用筋に而行届不_レ申、右故此度防禦筋御取締之御趣意も被_レ仰出候上は、十分之義とも被_レ申上候義と差扣罷在、數月之間朝暮御沙汰之次第を奉_レ待候義に御座候。先浦賀表御手薄之次第左に申上候、

一、凡陣中者兵糧第一に御座候處、御代官御藏御座候而も、平生御切米御扶持之御渡而已に而非常之義、町人共諸色立料御用を以焚出仕、御入用御下_レ五七ヶ月を越候而御渡に相成、右は御國恩と相辨、平生之義差支不_レ申候得共、異變を生じ、一度砲聲轟き候は、輕き者共恐怖仕、用立申間敷、其節非常御備金は無御座候、水手船頭多人數之兵糧第一に差支、一日之防禦も難_レ計儀と奉_レ存候。

一、近來異國筒御廻しに相成候處、長崎御廻しカルロンナーテ、ホイウキツスル御筒に、御玉漸十ツ、外業に至、伺濟に而一發ツ、御貯に相成、當時相廻候モルチール、ホーキツスル御筒之御玉無御座候。依之大筒御貯、玉藥並組内稽古、大筒玉藥之義御手輕に取調度と申上候得共、未御下知無御座、非常御備藥も纒斗に而、彌打合に相成候節は、一時之戦も無_レ覺束と奉_レ存候、

一、船之義は先役共より軍艦御製造之義申上候處、難_レ被_レ及_レ御沙汰、押送り舟一艘御造増被_レ仰付、其後スル一、御固之向に而は、未年二月、異船渡來之節は、番船數艘差出し、海中漂候義は無_レ詮事故、以來番船一艘二艘_レ、差出候様御下知之趣を主張仕、持場陸固之心得故、追々利解仕候得共、海面之事は力に及兼候趣毎事申聞、左候ては異船俄に野心を發候は、二三里或は四五里を隔陸地之人數、二三艘之番船に而急報相届可_レ申とは不_レ奉_レ存、其上多者異船之浦賀邊え船繫仕候事故、萬一之節諸家人數御用には相立兼浦賀一手之引合と被_レ存候處、惣人數百八人、先々手配候事故、引足不_レ申候。第一心配仕候義に御座候。右に付再應勘辨仕候得ば、浦賀之義は江戸近海と申、公儀御備場之事故、御改正御座候而、御守衛相立不_レ申候而は難_レ相成候間、可_レ相成_レは海防掛り之者共御召連、場所之様子御備方等は御一覽御座候様仕度候。依_レ之荒増御備方之義左に申上候、……………(陸軍歴史卷十四)

(二)本節は主として陸軍歴史(勝安芳編)に據れり。

第二節 北境の防備

露使ブーチャチンの提議せる日露國境問題は、幕府をして今更ながら、北門の鎖鑰の忽にすべからざるを曉らしめたり。故に安政元年正月、筒井肥前守、川路左衛門尉の長崎より幕府に呈せる稟申

中にも、當春速に見分の吏を唐太に遣はし、國境と定むべき地を調査すべきを論じ、若し此儘にして一年を過せば、同島は又我が有にあらすと痛言せり。尤も幕府は此の見分の議を前年に立てしも、長崎に於ける彼我使臣の會見により、一層痛切に其必要を感じたり。故に二月八日遂に目付堀織部、勘定吟味役村垣與三郎の二人に、松前並に蝦夷地に出張すべきを命じぬ。

村垣與三郎は同年十月に至り、巡視の結果を齎らして歸府し、二十八日を以て、國疆畫定に就ての所見を上申せり。此の巡察の結果として、幕府の同島の地理風土に關する知識益明確となり、元來オロツコ、スメレンクル、アイヌ等の野民の住地にして、露國の其領有を主張するは、全く侵略行爲なるを看取し、爾後國境の議に就いて、彼の要求を排卻すべき根據を見出し得たり。开は兎も角、幕府の着手すべきは同地の經營なり。我に拓殖の實なくば、到底言語の間に、外人の侵略を防ぐ能はざる事明らかなればなり。されど唐太を保たんと欲せば、先づ其根本として、本蝦夷地(北海道)の守備を全うせざるべからず。從來廣漠たる同島なれども、僅かに松前の一小藩を封じ、士民をして漁業を營ましめし外は、空しく夷民の跳梁に委せり。嚮に寛政文化年間一度幕府の直轄となせしも、文政に松前氏に返付してより再び顧みず、荏苒今に至りしなり。されど松前氏の獨力を以て、此る廣大の地の經營を全うせん事は望み得べからざるが故に、嘉永六年露使渡來以後、再び蝦夷地上知の議幕府に起れり、其首唱者は水戸齊昭なりしが如し。

是れより先元年六月二十九日、先づ松前氏の封地の中、函館四方六里の地の上知を命じて、幕府の直轄とし、函館奉行を復し、勘定吟味役竹内清太郎(下野守)を以て之に任す。即ち幕府の此地經營の第一歩なり。されど之のみにては、到底北門の鎖鑰を固うするを得ずとて、二年二月に及び、更に松前氏に東西蝦夷地一圓の上知を命じ、悉く函館奉行の所管とせり。隨て奉行を三人とし、一人は在府、二人は在勤にして、其中一人は唐太巡見に當らしめ、相交代して邊境の備を全うせしめたり。又從來其守備に當らしめたる弘前盛岡の二藩の外に、又仙臺久保田(秋田)の兩藩を加へ、協力して、函館、松前並に蝦夷地全體の警衛に任せしめぬ(三月)。されど人民の移住は拓殖の第一義なり、故に同年十月を以て天下に令し、幕士の五百石以下、目見以上以下、同總領、次三男、厄介、清水附の者、及浪人百姓町人等の中、風寒暑温を厭はず、山野を跋涉し、文武の修練を望む者は、志願により移住せしめ、諸藩士も其の主人の意見によりては、又在住するを許し、皆荒地の開墾、馬牛の牧養、鑛山炭山の開掘、薪材の伐採、山海の漁獵等、諸種の生産に従事せしめんとせり。是れ最も機宜を得たる措置と云ふべく、後來同島の移住開拓の端を開けり。

序に同島の武備に就いて一言せんに、函館には從來矢不來、押付、山脊泊等の砲臺あり、其位置は兎も角、備砲等皆舊式の小形のみにして實用をなさず。故に外人等上陸の際砲を覆ひ隠して、彼等の冷笑を免かれんとせし程なりき。されど何時しか彼等に看破せられて、徒らに輕侮を招きしに過

ぎず。右の有様なれば、安政元年函館奉行を置くや、奉行竹内下野守、堀織部正幕府に稟申して、舊砲臺改築、並に辨天崎、立待及港内の築島等に新砲臺を築造するの案を立てしも、例の財用に窮して、容易に實施するを得ず。幕府と奉行との間に數次の評論を経て、漸く安政三年の末に至り、只辨天崎臺場の築造を許し、其翌年より龜田の役所に土壘を築く事となれり。是れ夫の有名なる五稜廓也。其他蝦夷地の武備は一も云ふに足るものなく、到底外人の窺竄を防ぐべき實力を有せざりき。

参 考

(一)陸軍歴史、開國起原、懷舊紀事等を参看せり。

第三節 庶政の釐革

國防の完成、軍備の充實も、所謂富國強兵の一面に過ぎず。故に幕府は前二節に述ぶるが如く、種々施設すると共に、他方には窮乏に苦める諸侯幕士の救済に苦心せり。こは容易に其效を挙げ難き者なるも、さりとて漫然其成行に放置するを得ず。而して开が救済の手段として、常に試みらるゝものは夫の儉約令なり。されば嘉永六年七月米艦退去の後日ならずして、幕府は諸侯諸士に令して、從來驕奢の舊習を改めざる者も少なからざれども、近年外艦渡來して、國費多端の際なれば、府中に於ても、今後五年間特別の儉約を行はるべければ、一般臣僚に於ても、格外に冗費を節し、武備防

禦に全力を傾注すべしと云へり。九月に及び再び同様の主意を敷衍して、麾下の士を戒飭すると共に彼等の窮迫を救はん爲めに、幕士一般に率を定めて、二兩以上二百兩以下の金員を貸與し、其家政を整理せしめたり。されど此の恩惠の幾何の効果ありしやは固より疑問なり。此の金員貸與の事は、幕府古來慣用の手段なれども、困迫を極めし季世の幕士の内政に對しては、恐らくは涓滴の微功だもなかりしなるべし。されど同く窮迫せる幕府の財力を以てしては、右以上の措置は到底望むべからざりしなり。

幕士救済の策としては、右の如く姑息の手段に依りしが、之を列藩に施す能はず。由來幕府の諸大名駕馭の要訣は、彼等の富厚を妨ぐるにあり。二百年間將軍の威令の動かざりし所以も、幾分か此の秘密の中にあり。然るに時勢の變化、外敵の逼迫は、此の秘策の繼續を許さず。さりとて俄に諸侯をして富強ならしめんとすれば、同時に幕府の基礎の動搖を覺悟せざるべからず、幕末改革の困難職として之に因る。故に安政元年六月、老中伊勢守の水戸齊昭に致せる庶政改革の意見書中にも、諸家常例の獻上物を、或る年限の内三分の一に減じ、又朔望二十八日幕吏の外登城を免じ、間席間席にて割合登城せしむるの案を立てしも、成るべく諸侯の負擔を軽くせんとしたるものなり。然るに尙將軍の盛威を減するの恐ありとて、決行する能はざりき。右二條の如く、些屑の事にも尙此の如し。故に當時福井侯松平慶永等の私に案出して、幕府に上申せんとせし諸侯參勤交代の制の變改等

の如き大案件は、到底採用せらるべき理なく、單に「御威光」に拘るの一言は、之を抑阻するに餘ありしなり。されば二年十一月更に儉約を申令して、妄に金銀具を用ふるを禁じ、又向後邸第を始めとして、萬般の生活に質素省略を命ずると共に、諸侯の隱居並に厄介の男女等の封地に歸住するを許すべきを暗示せり。蓋し公然此る令を發せざりしは、幕府自から將軍の威令を殺ぐの嫌ありし爲めなるべく、表面諸侯よりして之を請願せしむる事とせり、隨て其在府の家臣の減少を勸告せり。幕府自身財政の困難も一方ならず、故に自から儉約を勵行して、冗費を節せんとせし苦心諒すべきものあり。又安政元年の歳末に際し、伊勢守當年禁裏炎上して、聖上の假皇居に在ませらるゝ時なれば、幕府に於ても、謹慎の意を表し、歳末年始の賀儀を廢するの議を發し、齊昭亦之を贊成せしが、他の有司等異議ありて、遂に行はず。思ふに此の發議の基く所も、財用の節約に在る事勿論なるべし。

幕府は又庶政を改革して、華美の舊習を一洗し、萬事簡易素樸ならしめんと欲し、二年八月七日發令せしが、其實施の細目は知り難し。要するに幕府の次第に外部の壓迫と時運の必須とに逼られて、漸く拘泥緩漫の陋習を脱し、幾分か執務敏活となりしは争ふべからざるも、政務刷新の其主要目的なる財政に及ぼせる効果として擧ぐべきものは、極めて微々たりしが如し。故に國用の不足を補はんには、三府其他の豪戸富商に命じて、「冥加金」を上納せしめて、漸く焦眉の急に應せし有様なり。

上來敘述する所は、其實施の効果としては大に見るに足るものなかりしも、少くとも幕府の覺醒より起れる努力として、充分同情を以て觀察するを要す。

參 考

(一)本節の参考書は前節に同じ。

第九章 政局の變轉

外艦渡來して、幕府の覺醒を促したる事、前章述ぶるが如し。されど其影響の及ぶ所は、固より之に止まらず。阿部伊勢守を首座とせる幕閣は先づ動搖を始めたなり。閣老の更迭は多くの場合に於て政局の變轉を示す、幕閣の基礎は何故に搖げるか、天下は何を求めて、政權を甲の手より乙の手に移さんとするか、此る變動の結果として、生じ來りしものは如何なる現象なるか、是れ最も觀察を要する所なり。余の前章に於て、外國との交渉の跡を尋ねしも、一は其國內の政局に及ぼせし勢力を見んが爲めなり。内政と外交との兩者、相互に因果をなし、紛糾錯雜せる史實を生み出せし事情はやがて幕末史中最も興味ある點なるべし。

第一節 攘夷論と幕閣

攘夷論の本く所は種々あるべし、外人を目して、一に夷狄となし、禽獸となす思想は、云ふまでもなく漢學の影響なり。極端なる自尊心を有せる支那人の流風なり。而して之を煽るに、水戸並に本居の尙古的學風を以てす。故に徳川中世以後に於ては、右の思想の源泉なる支那をさへも、尙賤むべき外夷の亞流となせしものあり。是に於てか、四夷八蠻の中に立ちて、我が大日本豊秋津島に比

ぶべき國なしと思惟せられ、國民の自尊心は危險なる高潮に達せり。されど纏つて思ふに、漢學の流入は古き事なり。漢唐訓詁の學と雖も、其傳ふる所の文字は、多く後世伊洛の學と異ならず。然らば其特有なる自尊の思想は何故に徳川代に入りて、我人心に浸潤する事此の如く甚しかりしか、是れ説明を要する點なり。思ふにこは勿論何人も知れる如く、寛永以後世を逐うて偏固となりし鎖國政策の影響に外ならず。即ち漸次外國の優勝なる武力と文明とに遠かりし結果絶えず流入せる中華中國てふ思想は、多年醞釀せられて、中世以後の酸味多き自尊卑他の國風を生せしめたり。史學の發達、古學の復興は、國民の自覺心を喚起せし效果大なりと雖も、是亦上の自尊心と相結びて、偏狹なる愛國心を生み出しぬ。加ふるに徳川代に於ける人口の増殖、生産の發達は、人足り國饒かにして、一も他國に仰ぐ所なしして自信を國民に與へて、益々右の信念を固結せしめたり。

さはれ外人に對する嫌惡の情は別個の解釋を要す。彼等を待つに夷狄禽獸を以てせし理由は、上述の如しと雖も、侮蔑の情は必ずしも嫌厭を伴はず、支那に於ける實例は之を證して餘あり。然らば我が國民は、何に因りて爾く「外夷」を忌避せるか、此の問題は余の既に屢々言及したる所にして、明らかに、葡萄牙、露西亞、英吉利等諸外人の我に對する異圖、若くは不法亂暴の我が人心に及ぼせる感應なり。鎖國政策の本く所も之に外ならず。實に元和寛永の際に於て、國民は自衛上彼等を拒斥して、鎖國獨立の策を講せざるを得ざりき。此の如き苦き經驗は、當路の政策により、學堂の

講説によりて、又家庭の訓育によりて、自然に子孫に傳はりて、後代國民の頭腦に膠着せり。乃ち右の排外思想は國民的感情となりて幕末に及びぬ。只蘭學者の如く、海外事情の變に通せる一部有識の士の開國の已むべからざるを豫言せるは、寧ろ例外のみ。

されば嘉永以前、幕府の當局者たるものも、固より鎖國を以て其對外政策の根本となさざるべからず。當時にありては、何人と雖も攘夷論者たらざるはなし。即ち攘夷は當代の國是なり、動かすべからざる祖法なり。此の國是に遠ざかる事一步なれば、即ち一步國家を危険に導くものと信せられたり。夫の海防論の唱導せられしは、勿論攘夷を豫定するを以てなり。水戸齊昭の初めに名聲を揚げたるは、攘夷家としてにあらず、寧ろ海防論者として、又時代の改革者として當代に仰望せられしが故なり。安政以後の齊昭と混同すべからず。

然れども米艦渡來後の狀勢は、攘夷の不可能なるを示せり。蘭學者の豫言は適中せり。幕府の有司は怒ながらも、外人に誘はれて、一步々々世界の壇場に進まざるを得ざりき。しかも其始めに於ては、此る外人の強請に對し、甚だしく危懼の念を懷きしが、漸く彼等に接觸親近せし結果は、其の決して夷狄禽獸の群にあらずして、往々嘆異すべき偉大なる人物（例へば、ペリー、ブーチャチンの如し）の存するを見、又其有する文物武備の、却て我に勝る事數等なるを知るに至ては、先の危懼の念は一轉して、漸く尊敬親昵の情となり、外人に接する機會多きに隨つて、排外的思想を脱却し、

我より進んで彼等の伍班に就かんとするものもあるに至れり。是に於てか、從來多數の國民と同様の信念を有し、之と共に祖宗の垂示せる國是を遂行せんとせし幕府當局者は、一步外人に接近するに隨つて、一步國民に遠ざからざるを得ず。一般國民に於ては、固より外人の思想感情を理會し得る機會少なきを以て、容易に舊時の信念を動かさず。彼等の強要を聞く毎に、或は宋の遼金元に屈せし歴史を想起し、或は我が弘安文祿の偉蹟を回想して、益々所謂「夷狄」に對する反感情を催起し、一概に當局の有司を以て、怯懦にして外夷の威迫に屈するものと認めしが故に、次第に幕府と國民との間に一大鴻溝を穿つに至りぬ。余の前章に述べたる幕府の覺醒も、一面より觀察すれば、國民との睽離を示す。見るべし幕閣の遭逢せる運命の極めて艱難なりしを。

參 考

(一)……今は日本の近所、乍浦、廈門、廣東等みな夷の出ばりあり。しかるに薪水を乞ふとて來のみならず、測量などをするといふは不届なり。……され共剛にして恐る、所なき時は、はては頭にはほることあるまじきにもあらず。この邊の味なくてはならぬなり。いづれにも長くはかるにしかぬことなるべし。我を制する撃と和の二ツなり、撃は人あらざれば不能、和はやすし。時にとりては和によきことあり。乍去…和は士君子のいやがることなり。それは皆宋朝と契丹、元、金などの體をみて、それが腹にあればなり。宋朝は一旦徽宗皇帝、欽宗皇帝の擒となりし上は、我は國家の大なる敵なり、例にならず。され共とかくにこれを引用ひ、其上に弱くみゆることなれば、後世の書生風の人に彼はいはる、をおもひて人々口外せぬなり。……

…(川路聖謨日記の一節)

第二節 幕閣の動搖

余の前節に於て、一般國民と稱せしものは、必ずしも現代の如く、百姓町人職人をも併稱せるものにあらず。此の三階級の民衆は、先づ大體に於て、未だ政治上の勢力を有するに至らず。固より町人の富力は、優に武士を壓せりと雖も、又町人百姓の或る者は、次第に武士の階級に潜入して、異常の勢力を振ひし者ありと雖も、階級としては、彼等は尙政治圏内に活躍し得べき充分の準備を有せず。故に當時の政治上注目に値するは、諸侯と武士との二に過ぎず。

諸侯中最も地位の高きは、尾紀水の三親藩なり。右は「御三家」として、特權と聲望とを有す。其提封も亦三十萬乃至六十萬石に及び、優に天下の大諸侯たり。今安政初年に於ける三藩の状態を瞥見するに、先づ尾張中納言(慶恕)は年齒既に長けたるも、其支藩美濃高須(三萬石)より入りて本宗を嗣ぎ、しかも家督後日向淺かりし事情は、閣老をして稍之を輕んせしめし感あり。紀伊中將(慶福)は固より幼主にして、云ふに足らず。水戸中納言(慶篤)は父齊昭幽居の後、家を繼ぎしも、近年閣老伊勢守の周旋によりて、齊昭再び藩政に干與するに至り、從來相摺撃せる藩内の二黨再び相軋りて、一藩和協せざりしが、尙齊昭の聲望は正に天下の一半を率うるに足るが如く感せられ、確かに

幕閣の最も顧慮すべき一大勢力者なりき。

三親藩に亞いで重を爲せるは、大廊下席に班する大諸侯なり。大廊下席なるものは、假令其家は外藩なりとも、入嗣若くは結婚によりて、當時の藩主の幕府の近親たりし者の一列を云ふなり。津山、福井、明石、金澤、鳥取、徳島等の諸藩主是れなり。此の中福井の松平越前守(慶永)最も名望あり。徳島の松平阿波守(蜂須賀氏、齊裕、家齊將軍の子)も、元外藩とは云々、當時にありては、將軍近親の最たり。鳥取の松平相模守(池田氏、慶徳)は未だ少壯なるも、水戸齊昭の子なるは注意すべし。

次に外様の諸侯は、多く大廣間席に列す。是れ幕府の最も憚りし所にして、安政の頃に在りては、彼等は表面恭順を失はざれども、近年稍放恣にして、時に幕命を拒捍せんとする傾あり。水戸齊昭等の如き、常に之を指摘して、幕閣の反省を促せり。就中島津鍋島兩氏の如き、夙に時勢の轉せんとするを洞見して、自家の封疆を固むるの計を爲し、以て將來風雲の變に應せんとせり。故に此の兩藩の態度は、表面最も和順にして、力めて幕府の猜忌を避けつゝ、私に自家富強の策を運らせり。嘗て鍋島齊正の參府するや、閣老伊勢守は之に問ふに米國に對する處置の當否を以てせり。此の時齊正は陽に之を翼賛せしも、心中には陰に時勢の推移を洞見して、姑らく幕旨を迎合せしのみなりと云ふ。安政四年島津齊彬の伊勢守に請託し、廣大院尼(家齊夫人、島津重豪の女)の遺言と稱し、自

己の姪女(或は云ふ齊彬の侍女の出なりと)を以て、將軍家定に納れたるも(篤子、天璋院)其の目的の一は、幕府の猜忌を避けて、自國を經營せんとするにありと云ふ。要するに右兩藩の如き、後年の活動の準備に汲々たりしが如し。毛利細川山内三氏の如きは、之に反して、往々鋒鏖を露はすを憚らざりき。

右に述べし如く、大廣間の諸侯は幕府の最も忌憚する所なり。而して之に對抗して幕閣の後援をなすものを溜間詰の大名とす。溜間詰は本來將軍の諮詢に應じ、又さなくとも自ら進んで獻替するを得しものにして、幕府勢力の中堅なり。故に之に列するものは、家門若くは譜代の諸侯、若しくは老中の退職せるものなり。嘉永安政の比に於ては、高松、會津、彦根、姫路、松山、桑名、忍の諸藩主にして、堀田備中守(正篤、後正睦、佐倉侯)、酒井修理大夫(忠義、小濱侯)、土屋采女正(寅直、土浦侯、大阪城代)等之に准せり。就中彦根侯井伊掃部頭(直弼)最も勢力を有せしが、外國處置に就いては、夙に非戰論を主持し、堀田備中守と共に頗る開國に傾けり。隨て安政初年に於て、は、陰然として非戰派の一方の勢力を代表せり。此他帝鑑間雁間に列せる譜代、柳間菊間に列せる外様の小藩の如きは、當時に於て重を爲すに足らざりしなり。

此の間に立ち、天下の政機を握れる幕閣の組織は如何。安政元年に於ては、阿部伊勢守、首班として、牧野備前守(忠雅、長岡侯)、松平和泉守(乗全、西尾侯)、松平伊賀守(忠優上田侯)、内藤紀伊

守(信親、村上侯)、久世大和守(廣周、關宿侯)等共に之に列す。伊勢守は天保十四年以來在職十年を超え、最も時務に通ず。彼は水越改革に對して起れる保守的反動の勢力を代表し、一方には水戸齊昭の如き革新主義の人を延いて、自家藥籠中のものとなさんと試むる事年あり。米艦渡來以前は、天下も亦小康を得て、多大の聲望を博せり。牧野備前守は初より伊勢守の閣僚にして、又共に海防掛なりしも、本來溫雅の質なるが如く、久世大和守は伊勢守の姻戚にして、同じく心を水戸齊昭に傾けたりしが、是れ亦穎敏の資たるを失はず。和泉守もまた體良の人なるが如し。只伊賀守に至りては、姫路の前藩主酒井忠學の弟にして、上田を嗣ぎしものなるが、性質剛健にして、主角多かりしと見ゆ。嚮に米艦の要請に對する幕閣の態度と、國論の歸趨とを説きたる節に於て述べし如く、幕府も亦初めにありては、當時一般の輿論なる排外的思想を脱却するを得ず。諸侯多數の建白、殊には水戸齊昭の所論及有司の議に隨うて、外人を拒斥せんと試みたり。されど事志と違ひ、安政元年に於ては、到底外人の入國を拒み難きを明らかに覺知せり。此くて去年十一月諸侯に對して宣言なしたる幕府の對外方針は、實行し難き空言となり了せり。危懼不信の念を以て、有司の言動を注意せる諸藩は、一齊に憤懣の聲を洩らしぬ。外交に參與せる水戸齊昭の如きも、終に己が主張の行はれざりしを見て、甚だ平らかなる能はず。勢已むを得ざるものあるを諒しながらも、尙有司無力の致す所なりとて、米國和親條約を締結せる林大學頭等に切腹せしむべしとまで極論せり。齊昭の憤慨の聲は直ち

に外間に洩れて、實情に疎き諸侯に、閣老非難の材料を與へたり。攘夷を以て動かし難き祖法と信じたる諸大名諸藩士は、己が仰望する齊昭の意を得ざるを見て、罪を幕閣に歸し、伊勢守をして一時責を引いて辭職せんと決心せしむるに至れり。彼は將軍の恩命默止し難く、やがて辭意を諷せしも、此る形勢を熟知せる伊勢守は、尙更齊昭の意を迎へ、依りて諸侯の心を繋がんが爲めに、他の閣員及び諸有司と齊昭との調和に苦心せり。蓋し當時齊昭を度外に於けば、其の同志の諸侯と共に、恐るべき政敵たるべき事明らかなればなり。若し是に至らば政海に大波瀾を捲き起して、多難の外交に更に内政の紛糾を加ふる恐れあり。そも齊昭の爲人を見るに、私心の有無はとも角、彼は自ら持む所深くして、容易に人に許さず。察々の明ありて、却て寛弘の襟度に乏し。故に嘉永六年七月隱居の身を以て、前將軍の顧命を受け、再び出で、政務に參與するに至りしに關せず、八月に及びては、米艦の處置に就き、年來の主張を貫徹するを得ざりしを憤り、早くも辭任の意あり。眞意は知らざれども、憚焉の情を洩らせし爲め、彼を信奉せる松平慶永等深く憂慮して、伊勢守に勸説する旨あるに至れり。此の間伊勢守は齊昭を慰諭するに力めしも、數次隱退の意を示せしと見え、十月には公然將軍より、今暫時舊に依り登城すべき旨を達せり。蓋し伊勢守強ひて彼れを抑阻せしものならん。從來閣老の中伊勢守及び牧野備前守の二人、海防掛として外交の局に當りしが、用務多端なる爲め、六年十二月より、松平和泉守伊賀守二人同じく之に與る事となりて、やがて幕閣動搖の因をなせり。

即ち閣老及び有司は目を逐うて、海外の情勢を明らかにするを得て、次第に外人攘斥の念を脱却せり。假令未だ進んで開國するの決心を有せざりしとも、其齊昭等の固持する排外的思想と相距る事漸く遠し。安政元年米英露との和親條約遂に成るに及びては、齊昭と幕閣との所見の背馳愈、甚しきを加へしなるべく、到底兩者は調和すべからざる異分子なり。然るに伊勢守獨り此の協和を熱望して已まらず。故に元年の末に及びては、幸ひ軍艦製造の議ありし爲め、豫て齊昭の熱心考究せし所なればとて、彼を勸めて此の局に當らしめたり。然るに造船の功容易に成らずして徒に宏費を糜せしを以て、幕府財政の局に在るもの、之に堪へずして、中止せんと請ひしも、伊勢守肯んせずして曰く、老侯は豪邁至剛の氣象にして、材力も亦當今第一と認められ、天下の均しく畏服する所なり。然るに將軍家の懿親の家に生まれたるは、國家の大幸なり。但其性無事に堪へざれば、如何にもして倦怠の情を生ぜざらしむるを要すとて、獅子に丸毬を與ふるが如く、造船の任を負はして、其怒を殺がんとせり。伊勢守の苦心の存する所之に在り。此の如くして、伊勢守は攘夷開國兩黨間の鴻溝に架せられたる橋に等しく、齊昭と幕府諸有司との連絡は、單に彼の一身に繫れり。然るに松平伊賀守は前に云へる如き性質なれば、漸く齊昭と相容れず、齊昭の伊勢守を説きて參畫する所、多くは彼の阻む所と爲りしが故に、齊昭は彼を認めて、廟堂俗論の根原となせり。備前守和泉守も碌々無能なりとて、同じく齊昭に指彈せられたり。爲めに安政二年八月に及びては、伊勢守は齊昭の逼迫を制し得ず、遂に和泉守

伊賀守の二人をして退職せしめたり。蓋し伊勢守は此の兩閣老を犠牲としても、尙齊昭の歡心失ふべからずと思惟せしなり。或は曰く、伊賀守等伊勢守と異論あり、陰に謀りて之を除かんとし、却て之に退けられたりと、恐らくは實に非じ。此の時齊昭の若し伊勢守にして、伊賀守を除くの勇なくば、豫て内願の如く、自ら退かんと云へるは、確に伊勢守をして右の免黜を斷行せしめし所以なり。

此る措置は齊昭を満足せしめ、従前毎月三度のみ登城せしを、爾來隔日登城して、政務に參與する事となり、又攘夷派の諸侯も、此の政變を聞きて、陰に甘心せしに相違なし。然るに一方に之に反抗して起てる一勢力あり、之を溜間詰グロウマツヅメの一行とす。當時溜間詰の諸侯は、井伊掃部頭を初めとして、多く開國に傾き、閣中に在りては、伊賀守等と相應援したるなるべく、三奉行、應接掛等實際外交の局に當る者も、皆自ら之に牽引して、齊昭等の無謀の建論を排せしが如し。然るに伊勢守は齊昭を敬重して、其勢力盛なりしが故に、掃部頭等は溜間詰にして、前代の老中なる堀田備中守を推して、閣中に入らしめんと力めぬ。由來調和を専らとせる伊勢守は、一方齊昭の離反を恐れて、伊賀守等を排すると共に、他方掃部頭等の要求を容れざるを得ずして、遂に二年十月備中守をして入閣せしめたり。即ち備中守は溜間詰の勢力を代表して、老中となり、しかも伊勢守に代りて首座を占めたり。そも備中守は往年一度老中たりしも、天保の末年病を以て辭職し、溜間詰グロウマツヅメに列し居りしが、夙に家臣をして蘭書を學ばしめ、隨つて己れも海外の情勢を詳にするを得て、領國攘夷の到底行はれざるを熟

知せり。其の入閣の事發表せらるゝや、齊昭を始め松平慶永等攘夷派は、豫想外の事として、一時驚駭せしが、其井伊直弼等の推擧に出るを探知して、自から不信の念を挿めり。是れ開國攘夷兩黨の相軋る事漸く甚しきを加へし原因なり。

之を要するに、阿部伊勢守の水戸齊昭を延き、其盛名を藉りて、諸侯の心を攪らんとせしは、却て溜間詰の反抗を招きて、自己の勢力を殺ぐの因をなせし趣あり。齊昭の所見と幕府諸有司の處置と益相背馳し、到底調和の見込なきに拘らず、強て協力せしめんとせし結果、却て時局の紛雜を來せり。然れども翻つて考ふるに、備中守の彼に代りしは、即ち諸侯の睽離アイリを顧みず、幕府の所信を斷行せんとする決心を示せし所以にして、諸侯に向つて放ちたる挑戦の第一矢と認むるを得べし。されど外人の逼迫は、到底齊昭等の所説に隨ふを許さず、換言すれば、幕府は外交の圓滿を希うて、内治の紛擾を顧みるに遑あらざりしなり。今に於て、當時爲政者施設の巧拙當否を論ずるは愚なり。只世界の氣勢は、徳川幕府をして自から自己の幸福を犠牲に供せしめし所以を看取するを要す。

參 考

(一)左の書翰は能く幕閣動搖の因由を示すものなれば載録すべし。

日々不定之候、洪水並作毛如何と被_レ案候、先以無_ニ御障_一令_ニ大賀_一候。扱は過日於_ニ營中_一、内々御相談有_レ之候
米夷應接、三箇條とも御斷之儀、彼不_レ奉_ニ承伏_一候は、本國へ御人可_レ被_レ遣儀、御注文の通りにさへ参り候

へば、先々折衝禦侮之御處置とも可申、何分御同意に御座候。乍ら國家の大患を身に引受、着實に考慮を盡し候人、乍ら御乏しく候間、只今の姿にては、何程貴兄のみ着實に御建議有之候ても、御同列一致之儀何共無覺束、たとひ表向御同意申ても、三奉行應接掛り等より、彼是姑息の論起り候へば、御同列にて、暗に右へ和し候も難計、つまり隙取居候内、米夷渡來、何事も間に合不申、自然苟且遠巡の御處置に落入可申哉と過憂いたし候。仍ては彌々右之儀御貫徹の御含に候は、過日極密御話有之候、二(第二席の老中備前守を指す)三(第三席、和泉守)は勿論、四(第四席伊賀守)迄云々表發が何よりの急務と存候。右を表發の上にて、米夷斷りは勿論、大御改正等も被行可申候。左も無之、平々無事の中より、非常の論御懸にては、毎度反古紙たまり候のみと恐入候。扱萬々一、二三四云々一條表發御六ヶ敷位にては、乍ら御貴兄も御在職に相成間敷、愚老は勿論勇退の心得に候間、何分爲宗社御擔當、乍ら恐尊慮を御かための上、迅雷不及掩耳の御決斷相祈申候。御書取之趣再三熟覽の處、逐一御尤故、一々論判不致候。外國へ被遣候御人撰等も、迅雷一震之上は破竹の勢と存候也。

大 稜

水 隱 士(齊 昭)

六月晦日

勢 州 殿(阿 部)

二白、梵鐘一條も、迅雷一震、小人面を革候上は、存外御主意貫き可申、只今の姿にては、政府さへ二半故、自然僧徒へも響き、益々混雜可致候間、寺社奉行へ御差圖等も、一震後迄御見合之方と、右書類は先づ御預り申置候事。

又啓、本文二三四之一條、貴兄御身に取り候ては、嗚々御心配と深察致し候へ共、かゝる御大事の場に臨み、

聊も對砂無之候て、非常の改正被行候筈は決て無之候へば、爲國家、御一分の御迷惑を御忍び、御決斷之方と存候。扱二三は碌々備員のみ故、御轉に可相成候へ共、四は先々御用に立候由、過日御内話の節も愚意申述候處、今程御決心に相成候哉。愚老見込は二三は元より不足論候處、四は俗論苟且、御承知之通に有之。畢竟御席に右様の人罷在、侍中に煉藥等暗に和し居候故、當正月元日より云々の議杯も立消に相成候事と存候。改正を不れ好ものへ改正を被命候は、連も出來ぬ相談と存候。第一此節下田三箇條の事御建議にても、四は必御同意申間敷、左れば四は廟堂俗論の根元に候間、萬一二三のみ御動し、四が二番席に相成、貴兄の權を分ち候様に相成候は、必牛角兩派の勢をなし、當初俗論家は向に可相成、左候へば天下の事不可奈何、臍をかみ候ても間に合申間敷候。仍ては二三四一同表發は今日の上策、右が御六ヶ敷候は、二は古老の廉にて先づ御居置、三四は是非御決斷有之度、何共差越候へ共、台慮御伺も却て四を專と被成、同人御轉無之候ては、廟堂一致不致、隨て天下の人心二半に相成、御爲不相成廉を以て御伺。三は碌々、殊に北地の事杯に付、評議差支候廉にて可然哉。是等之斷御如才は有之間敷候へ共、一片の老婆心無三黙止、縷々申述候。人才無之て事を爲し候得ば、連も出來不申處、參政も遠本(遠藤但馬守胤統、本多越中守忠徳)の外、寥々無人、其遠本も不和事由、是等も追々兩板の類(備中松山侯板倉周防守勝靜、及上野安中侯板倉伊豫守勝明を指すか)御人選、遠本を調和爲致度、前文煉藥も行々御休樂にて可然、右様之御勢に候は、愚老杯乍ら微力、少々の裨補も可有之、左も無之ては、實に恐入候のみ故、兼て内願の通、海防御用御免の義御周旋相祈候也。

又曰、過日御内話の櫻(佐倉侯堀田備中守)は、愚眼にては大任擔當の人とは不存、且一體の御居りも不_レ宜、又佞佛家は以の外と存候。尤も當時は御人別過に相成居候故、二三四の缺は、一人被命候のみにて御間

に合可し申歟如何(懷舊紀事所收)。

(二)本節は懷舊紀事、昨夢紀事に據れり。

第十章 米國總領事ハリスの來着

安政三年七月二十一日、米國軍艦サンゼシント下田に渡來し、提督ゼームスアルムストロング (James Armstrong) の外に、一米國官吏を乗せ來れり、之を總領事タウンSENDハリス (Townsend Harris) とす。彼の來着は正に日米關係の一轉進を促せし所以にして、幕府をして愈々世界列國の伍班に就かんと決心せしむる機會を與へたり。之と同時に彼の強硬なる辯論は、國內人心の調和に苦慮せる幕吏をして窘窮せしめ、隨つて時局の艱難を激成せりと雖も、其の世界の情勢に迂なる邦人を啓發し、列國の虎視眈々たる間に、漸次我が國運の發展を誘導せし努力は、正に國民の感謝に値するものなり。其自國の利害を主眼とせしは云ふにも及ばざる事なれども、少くとも彼のモンロ主義を標榜せる平和的國民の代表者たりし事は、動もすれば頭上に落下せんとせし外來の危難を緩和するに與りて力ありし事疑ふべからざるなり。

第一節 外國官吏商民在留許否の議

安政元年三月の日米和親條約第十一條は、調印後十八ヶ月を経ば、兩國の協議を以て、米國官吏を下田に駐在せしむる事あるべしとの約あり。其後成りし日露の條約にも同様の條項ありて、締結の

當時幕府に議論を生せし事は、既に述べたり。齊昭は一概に外人を以て、國土侵略の非謀を包藏するものと考へしを以て、其官吏をして國內の一地點へなり共、足跡を印せしむるは、即ち侵掠の第一着手を看過するものとなし、排外思想を有するものは、總て之に同じたり。故に伊勢守の如きも、最も之を憂ひ、如何にもして、外吏の在留を拒否せんと思惟せり。而して日米條約には、豫め兩國の協議を要するとあるを待み、下田奉行に對し、其期に臨めば、極力拒絶すべきを命じたり。然るに安政三年七月に及び、米人ハリス果して軍艦に送られて下田に着し、上陸に先ちて、艦上より一書を下田奉行に贈り、爾來亞米利加合衆國總領事として、我が港上に在留すべきを告げ、之と共に、本國政府の信任狀及び自己の書翰を出して、我が老中に送附する事を求めしが、此等の書には、皆在留の決心を確言し、且つ總領事たる官職に相當する待遇を要求したり。幕府は之を得て、例の如く有司をして凝議せしめしが、漸く天下の大局に通曉するに至りし大目付等の議を採用し、到底拒絶し難きを曉り、八月に至り、前議を翻して、外國官吏の駐在を許せり。尙二十四日には特に目付岩瀬修理に下田出張を命じ、奉行井上信濃守(清直)、岡田備後守(忠養)と共に協議して、萬般の取締を整へ、以て「邪教」の傳染と下民の「外夷」の風習に浸染するを防がしめたり。此くてハリスは柿崎村玉泉寺に止宿せしが、幕府は絶えず小吏をして其止宿處に勤番して、其舉動に注意せしめぬ。是より先き、安政二年春、露使ブーチャチンの戸田に滞留せし時、會下田に渡來せし米船を雇ひ、

其兵員の一部を還送せんとするに當り、奉行に請うて、船中なる米人の男女、小兒等を上陸せしめ、柿崎、玉泉寺に止宿せしめたり。然るに其の後其云ふ所に隨へば、彼等は條約第四條及び第五條に於て、下田函館の兩港に上陸滞在するを許さると思惟せしに似たり、是れ條文の誤解に基くものなり。第四條に曰く「漂着或は渡來の人民取扱の儀は、他國同様緩優に有之、問籠候儀致間敷」とあり、我に於ては勿論米人の主張する如く在留せんが爲めに渡來せし米人を含みしものと解せず。又他國同様とあるは、地を假り、家を建て、居住するを許せる他國の處置と同じくせんとの義に非ず、只漂民若くは他國に赴くの途次入津せし船舶の再度出帆の準備を整ふる間、一時上陸遊歩するを許し、之を舊制の如く禁囚せざる事、他國の例の如くなるべしと約せしに過ぎず。然るに米人は極めて廣義に解釋せり。其の故意の曲解に出でしや否やは知れざれども、我は認めて「外夷」侵擾の慣手段となし、會渡來せし米國測量船長ロツテイルの勸解ありしに拘らず、極力其退去を促がし、遂に露兵を送り還して歸來せる米船に乗りて、下田を去らしめたり。

下田を去れる米人は函館に赴き、恰も別船にて來着し居れる他の米人と共に、函館奉行に對し、前同様の請求を繰返し、又之に先ち、下田より廻航せる測量船長も、亦彼等の爲めに、數次書を奉行に呈して、暫時の上陸滞在を許さん事を求め、且つ若し聽かずんば、已むを得ず軍艦を以て要求すべしと脅せり。就中下田に回航せし米人は、初めより函館を志せしものにして、其目的は渡來の米

船に對し、本邦にて得難き必需品を供給せん爲めなり。函館奉行竹内下野守、堀織部正等後患計り難しとして、其要求を拒絶せんとせしも、尙誤て禍機を發せん事を憂ひ、結局情を具して、幕命を請ひ、之と共に條約の本義の何れにあるかを問へり。此の報の幕府に達するや、有司の間に條約の文義に就て議論を生じ、調印者たる林大學頭等辨疏する所ありしも、結局蘭譯漢譯等に比照すれば、米人の所言絶對に非理と斷じ難き不備の點ありとの理由を以て、有司多數の議に隨ひ、米國有司の渡來を待つて談判すべく、それ迄は期日を定めて、一時滯留する外人を許容するに決せしが如し。然るに函館來着の米人は、間もなく自から退き去りて、幸ひに事なきを得たり。

さてハリスの下田に來りし後、彼の差出せし要求箇條の中には、果して下田函館兩港にて、米人の借地並に家屋購求、建築及修復等の自由を得べき一條ありて、如上の懸案は愈、決定を要する時となれり。ハリスは渡來の初より、其國民の爲めに、右に述ぶる如き權利を取得すべき任務を有せし事明らかなれど、此の時其の要求の根據とせし所は、邦人に取り甚だ意外なるものなりき。

ハリスの渡來に先つ事數月、前年十二月長崎出島在留の和蘭領事官（元甲比丹と稱す）クルチウスと時の長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、目付長井岩之丞、淺野一學との間に一條約を締結せり。（此れに就いては、次章に述ぶる所あるべし）こは四年八月批准交換の際、多少改訂する所ありしも、其假條約の第十二條に、「出島商館住居、土藏等讓請、地面は借請、滞在之阿蘭高官のもの支配いた

し、入費は阿蘭商館にて取賄候」云々、第十三條に「出島内土藏住居修復取建取拂、或は變革等の節、長崎奉行に相届、阿蘭之商館協荷銀を以、日本職人相雇材木等買入候」云々、及び第十四條の内に「阿蘭政府あらん限りは阿蘭人共出島滞在」云々の文あり。ハリスは此の條約の成りしを知り、米國條約の第九條に約せし所謂最惠國條款を根據として、米國も亦和蘭條約成りし其の日より、之と同様の權利に均霑するものなりと主張せり。我の蘭人に許せるは、勿論出島内に限りしものにして、二百年來の舊誼に本きしものなるも、ハリスは蘭人に限りて特權を附與するを諾せず、爰に一大難件を惹起せり。そもハリスの自國人下田函館在住の許可を求めし眞意は、當時太平洋に於て盛に捕鯨に従事せる自國船舶は、三百艘を超ゆるを以て、其必要品なる帆、木綿、鐵鎖、牛羊豕の類を供給せん爲めに、自國の商民を兩港就中函館へ居住せしむるを要し、若し然らずんば、函館開港の詮なしと云ふにあり。其の求むる所、自國にとり必須なるを見るべし。されば彼の態度強硬不屈にして幕府の如何にもして之を拒絶せんとせしに拘らず、安政四年の初より五月に至るまで數月を、幕府内部の協議、及びハリスと下田奉行（中村出羽守岡田備後守に代れり）との談判に費したる後、結局其請に應じて、下田函館兩港に米國商人の在住を許し、又函館に副領事を置かしむる事となり、五月二十六日下田に於て調印せる規定書中に、此の事を載するに至れり（此の規定書に就ては、次章に云ふべし）。而して此の談判中、ハリスは往々脅威喝の言を弄し、我が全權をして事毎に讓歩せし

めたるの感なしとせず。此くて二年以來の懸案は我が讓歩を以て局を結びぬ。

參 考

(一)本節の参考書は開國起原、條約彙纂なり。

第二節 ハリスの參府及登城謁見

ハリス渡來の後、九月二十七日下田奉行に託して、一書を老中に呈せり、其要旨に曰く、米國政府は余をして日本に大關係ある至重の件を上陳せしめ、又合衆國大統領より、將軍に致せる一書を捧呈せしめんとす。然るに此の如き重事は、必ず當國の最高最貴の官人と共に議定するを要するも、之を單に書翰を以て處理せんとする時は、大に稽緩を招き、又言語文法の相違より、誤解を生ずる事を免かれざるべし。故に余は此の不幸を避けん爲め、江戸に赴き、最高有司と直接に議定せんと決心せり、閣下は我が爲めに、旅行の準備をなすべきを有司に命じ、事成らば、直ちに通報を賜ふべし。本來余の軍艦に搭乘して、直ちに江戸海に入るを避けしは、無智の衆人の擾動を恐れたればなり。隨て我が旅行には、秘書と二三の使役の者のみを携ふべしと云ふにありて、終に其近時締結せる暹羅と米國との條約の蘭譯を送るが故に、反復披覽せられたく、又香港總督バウリング (Bowling) より聞知せる英國の日本に對する企圖を、江戸に赴くの後傳説すべしと附言せり。其述ぶる所、條

理極めて明晰なり。されば此の書を得るの後、海防掛大目付目付は(筒井伊澤岩瀬大久保等の卓識家を含む)直に議を老中に上りて、和蘭甲比丹五ヶ年毎に參府の例に準じ、老中應接及び登城謁見をも許すべしと云ひ、若し躊躇して決せず、彼より自國軍艦の渡來を待ちて、直ちに江戸に乗り込むべし杯と脅威せられし後、之を許す事あらば、必ず侮蔑を招き國體を損せんとまで強論せしは、最も時勢を達觀せる策論と云ふべし。然るに容易に外人の請を許すを以て、國家の面目を損する屈辱と思惟せしもの多き世なれば、諸侯の多數は勿論此る處置を酷しく非難すべし、故に幕吏の多數も之を憚りて、尙其時機に非すとなし、ハリスの要求を拒絶せんと論せり。されば老中備中守等も此の說を採納し、十月晦日を以て、下田奉行に指令し、此る事の爲めに奉行を任命しあるなれば、之に告ぐるは則ち老中に述べると同じきが故に、巨細奉行に談判すべしと答へしめて、別に老中よりの答書をも與へざりき。是に於てハリスは十二月十三日再び一書を老中に送りて、米國大統領に關する重要案件に、老中ならざる別人(下田奉行を指す)の口上を以て返答を與へらるゝは、極めて不當の處置にして、禮節を失する事甚だし。されどこは恐らく此等の事體に通せざるに坐せし過ならんと述べて、老中の返翰を要求せり。是に於て已むを得ず、安政四年正月老中五人連署し、嚮に下田奉行をして口頭を以て答へしめし趣を記して送りぬ。然るに一方には、幕府も此の比に及びてはハリスの強硬なる態度を聞き、到底彼の要求を拒絶し能はざるべしと思惟したるが如く、正月十六

日諸有司に向ひ、米吏の參府を許すも計られざれば、待遇の禮節等を議定すべしと下命せり。されど尙能ふ限り之を避けんとせし事疑なし。

右の返翰に接したるハリスは、一層抗爭の氣焰を高めたり。即ち二月七日下田奉行と應接するに當り、機密の件を述べしとて、屬僚の退席を求め、自國外相より彼に與へたる密命なりと稱して、英文にて認めたる一紙を示せり。其要旨は、若し日本人にして、溫和に米國の要求を容れずんば、大統領は彼等を強制するに足るべき手段を講ずべしと云ふにあり。こは通詞等の充分了解し得ざる英文を、彼の蘭譯して示せるものなれば、其果して大統領の眞意を記せる下知書なるや否やは明らかならず、恐らくは我が吏人を脅かさん爲めに設けし計策なるべし。其後一月、三月三日に至り、ハリスは復一書を老中に呈して、最初の書翰の三要旨を反復摘録したる後、老中の返翰は、其第一要旨なる米國大統領書翰につき、一語だも言及せざりし無禮を難詰し、若し大統領にして知るあらば、自國の面目を保つに足るべき何等かの處置を施す事疑なしと威嚇し、尙下田奉行は全權を有せざるを以て、彼等と共に、夫の重要事件を協議する能はずと云へり。幕府は此の如き強請に接しながらも、尙ハリスの參府を許容する爲めに生ずべき内政上の紛議を憂ふる事甚しく、諸大名の外國の狀勢に通ずるに至るまでは、必ず其要求を屈せしめんとし、下田奉行に命じて、談判せしむる事尙二月餘、五月十七日に及び、流石のハリスも、稍我が國情を理解せしと見え、若し奉行にして、

談判の全權を與ふとの將軍の朱印を得て、之を示さば、出府を求めず、萬般下田に於て開陳すべしと讓步せり。仍て奉行も稟申して、右の朱印の下附を請ひ、將に兩者委任狀を照應して、所謂重要案件の議に移らんとするに及び、ハリスは先づ委任狀の譯文を求めて、之を一覽せしが（閏五月八日）、奉行は處置の全權を有する事疑なきも、決斷の全權を有せざるに似たりと難詰し、奉行の之を有すと確言せしに拘らず、直に前言を履まんとはせざりき。其後ハリス病に罹りて數日を過せし間に、彼は又深く思ふ所やありけむ、十五日の會見に於て、俄に前言を翻し、大統領書翰を何れにて受授するや、其次第によりては、重要な件を述べがたく、書翰は必ず將軍に直接捧呈するを要すと斷言し、決然たる態度を示せり。今當時の談判を通觀するに、彼は至重の件を傳告すてふ事を以て我を釣り、我が有司も其如何なる重事なるかを聞かんと焦心して、彼の云ふまゝに翻弄せられたる趣あり。こは前年蘭人よりして、英のバウリング渡來して求むる所あらんとするを聞きて痛心せし際、ハリスよりも再び之を告げられしが故に、一層介心に堪へず、速かに之を知らんと欲せしなり。然るに今又ハリスは事に託して口を開かざらんとせり。爲めに井上信濃守歸府し、幕府に具狀して指揮を請へり。右の如き談判の經過を知りし幕府有司の間に、種々の議論を生せし事察すべし、しかも遂にハリス參府の到底拒否し難きを覺悟し、六月の末、下田奉行に令達して、其出府を許すべきをハリスに達せしめ、只列侯の調和等種々の事情もあれば、今直ちに決行し難く、其期は奉行を

して、重要事件の申立を聞きたる後、協定せしむるに決せり。但し書翰は將軍に直達するを許さず、老中に差出さしめんとせり。然るにこれも亦徒らにハリスの猜疑を招ぎしのみにて、數次の會見に談判進捗せず。奉行は心力を盡くして、辯難するも、ハリス容易に讓歩するの色なかりしが、結局彼は七月十二日に至り、參府の上將軍に直接に國書を捧ぐるを得ば、出府以前下田に於て、右重要な件を告ぐべく、若し又之にして不可ならば、謁見を了へし後、書翰を老中に呈する事とせんも、此の場合には下田に歸りて、次の要件を述べしとの兩條件を提出し、此の孰れか一方の外決して許容する能はずと云へり。下田奉行は初めハリスの言を信じて、重事を聞き出さん爲め、將軍の朱印を請ひし事情を顧慮し、必ず出立以前之を語らしめんと争ひしも效なく、幕府も流石に奉行の苦衷を諒して、同月二十一日令して、談判を中止せしめ、愈ハリスの要求を諾し、其提言の第二案の趣に隨うて、出府及登城謁見を許すに決しぬ。凡そ此の議起りしより殆んど一年を経過し、遂にハリスの強請に屈す、其の共に肝膽を碎きし大難件なりしを見るべし。而して此の如く幕府をして脚躡せしめし所以は、次節に述ぶる如き諸侯の反對を恐れしが爲めり。

此の後登城謁見の禮典等の協議に、數次の談判を重ねし後、ハリスは十月七日下田を發して、陸路出府し、蕃書取調所に止宿し、月の廿一日を以て、遂に登城謁見を了し、閩老備中守の手を経て、大統領書翰を捧呈し、其所志を達せり。其禮典蘭人の謁見に數等の上せ、溜間詰以下の幕府の諸有

司、皆直垂、狩衣、大紋、布衣、素袍等夫々の禮服を着して、此の盛儀に陪せり。此の時將軍は大廣間上段に厚疊七枚を重ねて、其の上に座し、ハリスは下段に立ちて拜禮を行ふ。將軍遠來の勞を憐うて後退かしめたり。我れの「外夷」を待つ法としては、頗る懇遇を加へしものなるべし。是に至りて外國通交の禮節始めて形を成せりと云ふべし。

參考

(一)本節參考書は前節に同じ。

第三節 列侯の異論

安政四年幕府に於て、ハリスの出府を許すの議を決するや、先づ溜間詰諸侯及び尾紀水の三家に右の内旨を達して其意見を徴し、尋いで八月十四日、一般諸侯に向ひ、寛永以前英吉利人度々謁見の先蹤を逐ひ、又萬國普通の例規に隨ひ、下田在留の米國官吏の參府登城を許せし旨を布告せり。之に對して溜詰に列せる彦根、高松、會津、忍、松山、桑名の六侯は、内旨を受けたる後、在國の者の意見をも徴し、八月に入りて、一の建白書を出せり。之には米國使官の請を許さば、將軍の職掌に關する萬世の規格一時に輕消すべく、又當代に至りて、初めて蠻夷に面會せらるゝ事となり、後患計り難し、故に登城は勿論參府をも許すべからずと論じ、又事の決するに先ち諮詢あらざりしを遺

すを得ず。彼等相互の間若しくは藩中に於ては、激越なる議論の行はれしを見る。

次に尾水兩親藩の態度に於ては、頗る注意すべきものあり。就中水戸齊昭は前章に述べし如く、一時阿部閣老に通りて、松平伊賀守等を卻け、己れ専ら政務に與らんとせしも、間もなく堀田備中守入閣して首班たるに及び、元來蘭癖家又佞佛家として疾視せし人なれば、齊昭心甚だ平らかならず、其主張も多く幕議と齟齬して、行はれずなり、僅かに伊勢守の調和によりて事なかりしが、安政三年十月より備中守専ら外交の局に當る事となりては、齊昭の勢威愈、昔日の如くならず、遂に四年正月よりは自から引退して登城せず。此る中五月の比より、豫て病に罹れる伊勢守の健康益衰へて、屢々登營を缺き、遂に六月十七日卒去して、幕閣と齊昭との一脈の連絡全く斷絶し、其後直に（七月二十三日）幕府は齊昭の機務參與を止めたり。加之九月十三日齊昭と相惡める松平伊賀守再び老中となりし爲め、彼は益々憤恨の情を以て幕閣に對する事となり、漸く將來の禍亂を馴致せんとす。ハリス參府登城の事決するや、備中守は八月五日封書を以て、更に尾紀水の三親藩に通達せり。是に於て齊昭は尾張慶恕と謀りて、幕府に稟議し、外吏の入府を抑阻せんとせしが省せられず、又家臣安島彌次郎を松平慶永の謀臣中根靱負の許に遣はして、米使の入府を阻遏するの策を講せんとせしも、靱負は此る事は發令の後に、今更行はるべき事にあらずとて應ぜざりき。是に於て齊昭は國家の前途を憂慮する念と、幕閣に對する憤恨の情とに驅られて、所謂京都手入なるものを行へり。

水戸齊昭は朝廷縉紳の間に姻戚を有せり。即ち其二姉は二條齊信及鷹司政通の室たりしを以て、齊昭は此の兩家に依りて、自己の所見を朝廷に達するを得たり。就中鷹司太閤には、既に安政三年の比より、國事に就て入説を試みし事ありしが如く、此の事近衛九條三條諸家より洩れて、何時となく幕府及び他の諸侯に聞知せられ、自から嫌疑を惹くに至れり。故に幕府に於ても、密かに京都所司代をして武家傳奏に向ひ、堂上に於て、齊昭の言に耳を傾けざる様希望せしめし事もありしと云ふ。さて齊昭は今回米國官吏の參府せんとするを見て憂憤に堪へず、又幕府の己れの所説を容れざるを怒り、密に長文の建議を草して、九條關白に奉り、年來の持論を披瀝して明察を仰げり。此の時の文書として世に流布するものは偽作なりとの評あれば、強ち之を信受するを得ざるが如きも、此の時之に類したる建議を上りし事は疑なしと云ふものあり。余は今其眞偽を確言し難きも、之には「西洋諸夷」は我が領土を覬覦し、漸次侵削を謀るものなりとの推斷を根據として、幕府の措置の失當なるを責め、是れ全く有司の己が利祿に戀々として目前の安逸を貪り、又蘭學者輩の庸俗の見に迷はざるゝが爲めなりと斷じ、本來吾國には、古より勇猛果敢の風氣あれば、若し廟堂の議論一決して、攘夷を發令すれば、人心頓に奮興し、身命を抛ちて國恩を報ずる事疑なし。又夫の財用の不足を口にするが如きは、太平の儀禮に拘泥し、冗費を省きて武備を張るの念なきに因るのみと論破して、結局に至り、目下某藩の如きは「德島藩也と云ふ」朝旨を奉體するに熱心し、此他の大名中

にも、幕府の處置に服せざるもの多ければ、朝廷より幕府に嚴令して、又大小名の戮力に須ちて、外吏の入府を止めしめ、以て無前の國患を除かれん事を希望し、今は天下有志の士に代りて上言すと記して、筆を止めたり。假令此の文にして、何者かの偽作に出るとするも、當時所謂有志の齊昭に待ちし所以、即ち彼の政治上に於ける地位勢力を領會するに充分なるべし。何れにしても、齊昭の京都へ入説を試みたるは、勿論憂國の至情に出でたるものあるべきも、今後天下列侯の朝廷を擁戴して、徳川氏の鼎の輕重を問はんとする端を開きしものと云ふべし。

然らば朝廷は何を以て幕府を控制するを得しか、幕府は何故に朝命に抗争するの勇を缺くに至りしか、列藩は朝幕の間に立ち、如何なる態度を取りしか、是れ最も考究を要すべき問題なれば、後章に於て論述すべし。只此處には齊昭の京紳に接近せし事情を叙せし事の序に、諸侯と公卿との間柄を一瞥して、其親和力を想像するの資とせん。今寛永年間の武家法度を見るに、公家と縁邊を結ぶに於いては、向後奉行所に達して、差圖を受くべしとありて、爾後天和以降の法度、皆此の制條を載せたり。然らば諸侯は幕府の允許を得ずして、恣に公卿と姻親を結ぶを得ざるなり。されども實際五代將軍綱吉の未だ館林侯たりし時、鷹司房輔の女を娶り、甲府綱重の二條光平の女を娶りしを始として、後世親藩外藩の諸侯の公卿と姻戚たるもの漸く多し、今幕末に於ける二三の實例を云はんに、水戸齊昭の二姉の事は前述せる如くにして、齊昭自身は、有栖川織仁親王の王女に尙し、松

平慶邦(陸奥守、仙臺侯)は近衛忠熙（近衛）の養女を娶れり。此の他松平齊裕(阿波守、徳島侯)の鷹司政通に於ける松平豊信(土佐守、高知侯、容堂)の三條實萬（三條）に於ける、共に舅婚の關係あり。又松平齊恭(加賀宰相、金澤侯)の妹は鷹司輔熙(政通の子)の室となり、松平齊彬(薩摩守、鹿兒島侯)の養妹は近衛忠熙に適さぬ。此の如く大諸侯の京紳に接近する便宜を有せしは、幕末に於ける公武の交渉に於て尠なからざる影響ありしを認めざるべからず。

参 考

(一)主として昨夢紀事に據れり。

第十一章 通商條約の締結

西人渡來の本旨は互市の利を占むるにあり。必ずしも領土の侵略を目的とせず、又自國の船舶に、薪水食糧を給與せらるゝを以て満足せず。其究竟の希望はペリー渡來の時に於て既に顯然たり。只彼は當初一氣に要請するを得策とし、我は外國交易は國家の弊患なりてふ古來の傳説に執着し、如何にもして、之を杜絶せんとしたるが爲めに、問題の解決は數年の後に延ばされたるのみ。然るに神奈川條約成りし後、久しからずして諸國の要請愈見はれ來り、英蘭露米の勢力期せずして一致の姿を呈し、我が有司をして遂に積習を破りて、彼等嗜利の求に應せしむ。當時我に於て、充分に貿易の利を認めて、門戸を開きしにあらず、武備廢闕の弱點は彼等の利する所となりしなり。故に有司の商量並に外使と折衝の委曲を見ては、國民の自尊心を傾くるものなきに非ざれ共、彼等の機に臨みて決斷し、禍を轉じて福となせし技倆は推獎せざるべからず。通商開始の後、一時財界の動搖を來たし、經濟の新舊制度轉變に伴ひし弊害は少からざりしも、却て萎靡沈衰に陥らんとする恐ありし生産状態に、一道の活機を與へしは疑なき所にして、此の點に於て、外人に感謝すべき理由あり。そは兎も角、此る困厄の間、徐々に國家經濟の基礎を確立せしめしは、全く我が國民の彈性を有する所以にして、國運隆昌の要素必ず之にあるべし。余は本章に於て、右に所謂活機即ち外國貿易開

始に至りし顛末を叙せんとす。

第一節 英船渡來の豫報と幕府の決心

幕府は嚮に諸國と和親條約を締結するに當り、一も通商に就て許容する所なく、又何時々々までも此の條約を保持して、此以上更に外人の要求に應せざらんとせり。然るに安政三年七月八日長崎に渡來せし蘭船は、香港より一の重大なる報知を齎らせり、仍て同地在留の和蘭領事官クルチウス(Chunius)は、直に之れを長崎奉行川村對馬守に傳告せり。其の大意に曰く、英國は嚮にスタールンダの調印せし協約に満足せず、故に香港總督パウリングは別に新條約を締結せん爲め、遠からずして長崎に來るべく、其新に要求せんとするは交易の開始にあり、且つ彼は近時成立せし英國と暹羅との通商條約謄本を蘭人に託して、長崎奉行に送らしめ、又渡來の豫報を奉行に傳達するやう依頼したりと。クルチウスはまた之に關して、歐洲諸國交易盛大の狀、並に本邦にして彼等の請を聽かずんば、清蘭二國は自國の特權を保持し、利益を壟斷せん爲め、一般通商の開始を阻害するものなりとの猜忌を免かるゝ能はざる所以を開陳せり。尋いて(二十三日)又一書を奉行に送りて、諸外國の日本と貿易を開始せんとの希望切實にして、若し強いて之を拒絶せば、忽ち世界の數國を敵手として戦はざるべからざる悲運に遭遇せん事は、和蘭政府の確知する所なりとて、縷々自國の本邦に對

する懸志と、貿易の方法とを説述し、先づ日蘭兩國の間に、右に關する規定を結ばん事を勸告せり。上述の如き英國強請の風説と蘭人の勸告とは、忽ち幕府を動かせしが如く、八月四日老中伊勢守は有司に命じて、交易の方法を如何にすべきかを評議せしめたり。此の時彼は未だ貿易の性質を詳かにせざりしが故に、邦人の外國渡航を許し、交易互市の利益を以て、富國強兵の基本となすは、時勢に適應する處置なるを知らざるに非るも、尙こは數年を経ざれば、實行し難きが故に、差當り本邦所産の中日用の餘分を以て外國無限の求に應ぜざるべからずとて、其困難を恐れたり。殊に彼は外人の最も望む所は必ず銅にあるべしと思惟せしが故に、當時其採掘額の減少せるに顧みて一層杞憂したるが如し。されど尙將來に資する爲め、如何なる方法に據らば國力の疲弊を免れ得べきかを討究せしめんとせしなり。

右の下問に對し、長崎在勤の目附永井玄蕃頭、岡部駿河守二人の、諸外國互市の願意は甚だ切實にして、殆ど騎虎の勢を爲せば、今に於て、英斷を以て、貿易開始の議を決し、中外に公表して、人心を一定し、且つ速に考究を重ねて、方法の大綱を立て、請市の諸國渡來すれば、我より進んで之を許すべしと上申せるは、彼等の屢次外人に接して、時勢の已む能はざるを察知せるに由るものなり。然るに江戸に於ける風氣は、尙此の如く進歩せず。比較的時勢に通せる大目付目付の如きは、方今世界航海盛に開けし上は、舊制を改めずんば富國強兵の基を立て難しと論斷するを憚らざりし

も、尙諸有司中躊躇の色を示すものも少なからざりき。

此る間に政局は轉變せり。三年十月十七日、豫て開國の意見を持せる閣老堀田備中守は、専ら外交の局に當る事となれり。是れやがて、幕閣に於て、開國論の勢力を得たるを示すものに非ずや。同月二十日備中は貿易取調の命を受けたり。此の日大目付跡部甲斐守(良弼)、土岐丹波守(頼旨)、勘定奉行松平河内守(近直)、川路左衛門尉、目付岩瀬修理(忠震)、大久保右近將監、勘定吟味役堀越藤助、中村爲彌の八人共に其掛となれり。此の時下命の文には、將來貿易開始の事あるやも知れざれば、取調を要すとあれども、其實幕議は既に通商開始に決したるものなるべし。此の比備中守の右の取調掛に下問せし手書あり、其第一項に曰く、外國處置の旨趣、隣國に交る道を以てすべきか、將夷狄を待つ法を以てすべきか、こは外交の大本なれば、先づ之を決せずんば、諸人の調査に齟齬を生ずべしと、以て對外方針の一變せんとする機に至れるを見るべし。其他英國の動靜に關せず、互市開始を内外に發表するの可否、并に互市の利權商賈の手に落ちず、幕府及び諸侯積年の疲弊を補ふに足る方法の考究、外數項あり。之に據れば、幕府の政策の外國に向ては、漸く進取的ならんとするを徴し得ると共に、尙内政に於ては、商民を壓して武家の利權を張らんとするが如き、保守的態度を變せざるを見るべし。こは勿論幕府建立の基礎より見て當然の希望なれども、財力の所在は到底之を空想に終らしむ。こは本章に論すべき所ならざるも、後來外國貿易の内政に及ぼしたる影

響を考ふる上に於て、又開國に對する武人の失望怨嗟エンサの由來を知るの鍵カギとして、頗る考究に値する點なれば、序に讀者の注意を促し置くものなり。

參 考

(一)本節は開國起原、懷舊紀事に據る。

第二節 和蘭及露西亞の追加條約

蘭人は二百年來本邦と通商の利を獨占したるが故に、常に歐米諸國の嫉視を受けたり。こは同國政府も自覺したる所なるが故に、出來得べくんば、本邦に勸説して、開國を行はしめ、互市の利益を他列國にも分かち、以て彼等の妬忌を免かれんとせし事、弘化元年の勸告に始まり。されば米艦渡來の事決せし時は、彼れは逸早く嘉永五年にドンクル、クルチウスを遣はして之を豫報し、又種々の忠告を試みたる事嘗て述べたるが如し。而して此の時クルチウスは、歐米諸國の我に互市を求むるの志望甚切なるを見、又自國利害の打算並に本邦に對する好意よりして諸外國と開始すべき貿易方法に就いての一案を具し、時の長崎奉行を経て幕府に進言せり。其提案の要旨は、通商は長崎一港に限り、又從來の和蘭貿易に對する、江戸、京、大阪、堺、長崎五所の商人の專賣權モノポリを保存し、又交易取引は双方長崎會所又は大阪會所の手形を以て辨すべしと云ふなり。其成るべく我が舊制を

維持せんとせしを見るべし。蓋し我をして長崎以外の開港、全國商民の自由貿易並に正貨の外國輸出を許さしむるは、國法の大本を動かさしむるものなるが故に、祖法墨守に熱心なる邦人の堪ふる能はざる所なるを諒せしものなるべし。然るに翌年、翌々年の兩度渡來せる米艦は蘭人の豫期に反し、單に薪水食糧の給與に満足し、通商を要求せずして歸りし爲めに、右の勸告は姑らく問題とならずして終り、クルチウスは單に安政二年十二月、長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、目付永井岩之丞淺野一學の四人と、二十七條より成れる日蘭條約を締結し、從來の特權を保留する外、英米露等の和親條約に均霑オシヤクして、蘭船の出入、出島の住居等に就き、多少の自由を得たるのみなりき。

然れどもクルチウスは、諸外國互市の要求の必ず事實として顯はれ來るべきを熟知せしが故に、此の比に於て、日蘭條約の追加として、一の通商規定を作り、以て我が爲めに諸國との通商條約の基礎を置かんとせり。此の時彼の希望せし所は、蘭人を媒介者として、諸外國に對し、所謂仲繼貿易ナカツグを開始せしめんとするにあり。即ち双方の貿易は必ず蘭人の手を経由するを要せしなり。此る方法の諸外國を満足せしめ得べき事は頗る疑はしきも、其主旨の一は、正に我が國法に向て、根本的改革を要求するの困難を曉トモり、我が邦の爲めに調和の任に當らんとせし好意に出でしなり。されば之を聞きしたる米人の如きは、依然通商の利益を壟斷せんとする蘭人の利己的策略に外ならずとて、非難せしが如し。

右の提案を得たる我が有司は流石に慧眼なりき。蘭人の微力は到底此の大任を負荷するに堪えざるを洞見せり。諸外人は決して蘭人の議論を聴くものにあらざるを知れり。されど前節に述べたる如く、次第に外國貿易の遂に避くべからざるを曉りては、何等かの通商規定を議定して、以て諸國の要求に應ずる準備となさんと欲するに至れり、故に貿易取調掛の設けらるゝや着々此等の調査に従事したる如く、遂に安政四年八月二十九日、長崎に於て和蘭領事の提出せる草案を變改し、彼と勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、目附岩瀬伊賀守(即ち修理)との間に、一の追加條約を締結し、以て諸條約の基礎となせり。

右の條約は總て四十條より成れり、之には長崎の外、函館に於て外國貿易を許し、渡來の商船數及貿易額に制限を置きし舊制を廢せしも、尙出島以外に於て、内外人の直接貿易を禁じ、會所にて見分の上入札拂をなすを原則とし、代料の支拂の如きも、直接に正貨を授受するを許さず。日本商人にして正貨を以て支拂はんとせば、會所に納付するを要し、若し代品を以てすれば、會所監視の下に授受せしむる等の規定あり。但し入札商人々數の制限を除きしは、古來の專買の制度を廢止せしものなり。之に據れば當時幕府の自ら進んで許さんとせし貿易なるものは、尙外人の希望せる所謂勝手貿易カッパ・バウ・エキを距る事遠きものと云ふべし。

嘉永六年露使ブーチャチンの來りし時、彼の頻りに交易の開始を求めし事は既に述べたり。然るに

其目的を達せず、安政元年再び渡來せし時は、艱難困頓の後、漸く和親條約を結び得て歸り去れり。其後ブーチャチンは安政四年夏復長崎に來り、遂に九月七日を以て、水野荒尾岩瀬の三人と、和蘭に同じく、一の追加條約を結べり。本條約は二十七條より成る、其眼目とする所全く上述の和蘭追加條約に等しく、依然勝手貿易を禁じ、必ず運上所(即ち會所)の仲介を以て、賣買の貨物及び其代品の授受をなすべき事と定めたり。思ふに當時の露國は、未だ海外貿易を以て天下に雄飛するものにあらず、隨つて本邦に對する通商上の利害に於ては、英米兩國の如く周密なる注意を拂ふの必要なく、姑く我が要求に應じて、右の如き不自由なる交易に満足せんとせしなり。蘭露兩國の追加條約は、間もなく廢棄せられしものなれども、之は當時の幕府の諸國通商條約の基礎を之に求めんとせし點に於て興味あるものなり。

參 考

(一) Hawk's "Japan expedition"

(二) 本節は開國起原、條約彙纂に據る。

第三節 米國通商條約の談判

安政三年七月下田に渡來せる米國總領事ハリスの齎らせる使命は、我に數ヶ所の開港を促して、其

欲するが如き勝手貿易の許容を得んするにあり。されど彼の巧慧なるや、始めより此の希望を明言せず、先づ彼自身下田在留の認容、次に下田、函館、長崎に自國人の在留して、米船の爲めに、本邦にて得難き物品を供給する許可を求め、又總領事及び其家族の日本商人より直買する権利を要求して、皆之を得たり。是れ前に述べたる安政四年五月二十六日調印せる規定書の示す所なり。故にハリスは之を以て、米國和親條約より一步を進め、將來通商條約締結に至る間の一時的協約と認め、姑らく機の至るを待ちしなるべし。

ハリス談判の順序を見るに、其策略の巧妙にして、機會を捉ふるに敏なる眞に讚嘆に値ひするものあり。彼は一面下田に於て、種々の利權の獲得に盡力せる外、他面に參府を要請し、我が有司を誘ふに、本邦の爲めに極めて重大なる事件を語るべきを以てせり。後にして思へば、こは或る有司の看破せる如く通商開始の切要てふ事に外ならざりき。彼は巧に自國の願望を包みて、以て我を釣るの好餌となし、漸次に幕閣に接近するの手段とせり。且つ彼は此の甘言に交ふるに脅威を以てせり。然るに其の脅迫は全く他國の勢力を利用せしものなるに至りては、巧妙も亦極れりと云ふべし。

ハリスは本邦に來るの途次、支那に於て英國香港總督バウリングに會し、其本邦に對する企圖を知るを得たりと云へり。此の事は前節に述べたる如く、幕府の既に蘭人より聞知せし所なれども、之を再びハリスの口より聞くに至ては、益其實實なるを信せざるを得ず。加之一八五六、七年（安政

三、四年）に亘る英清紛亂事情は、クルチウス及びハリスによりて傳へられ、痛切なる感動を幕府に與へたり。其原因の清國の外人を待つ道を誤りしにある事、并に英人の廣東を砲撃せし事は、幕閣の反省を促すと共に外人の言の必ずしも啞喝アホコウに非るを曉らしめたり。慧敏なるハリスは、固より此の形勢を利用すべき機會を逸するものに非ず。彼は屢、下田奉行等を説伏し、遂に所謂重大事件を以て幕閣を誘ひ得て、四年十月參府登城の素望を達せしなり。

十月二十六日堀田備中守邸に於て、備中守とハリスとの接見は、本邦開國史上最も重要なものなり。ハリスは最初に、合衆國は東方諸國の領土に就いて、毫も野心を有せざるを言明して、我が不安の因を除かんとし、次に五十年以來西洋の文明殊に交通の發達は、世界を打て一團となすの傾あるを説き、此の世界的同盟に支障を與へんとするものあれば、之を排除するに躊躇せずとて、暗に我が鎖國の舊習を守るの危険を諷示し、進んで此の目的を達成せん爲め、日本に向つても次の二條を要求せざるを得ずとて、一に外國使節の都下在留、二に勝手貿易の許容を擧げたり。彼は又右二條は單に米國のみの希望に非ずして列國の等しく必須とする所なりと云ひ、又日本の頭上に落下せんとしつゝある危難は、英國及び他の歐洲諸國より來るものなりと公言するを憚らざりき。彼は尙滔々數千言、或は歐洲諸國の恐るべきを説き、或は貿易の利益の大なるを述べ、現今世界の狀勢にては孤立せる一國は殆んど獨立を保ち難きが故に、日本に於ても宜しく速に米國と條約を締結して、

國本を固くすべきを勸告せしが、畢竟上の二條を承認せしめん爲め、反復論述せるものなりき。右の如きハリスの雄辯に驚かされたる有司の中には、以前蘭人の差出せる風説書等を參考して、其詭譎を疑ふものなきに非ざりしも、結局現今世界の趨勢を聞知して、我が邦家の危険なる地位を領得せざるを得ず。爲めに外國交通に傾ける幕閣の態度は愈、明白となり、今や開國てふ新國是を主持せんとするに至れり。

十一月六日大目付土岐丹波守等五人は、ハリスを其止宿所に訪ひ、其の老中邸に於て論述せし中に就て、尙領會し難き點を質問して、一層其論旨を詳らかにするを得しが、其後貿易を開始するに當りて、彼の我に求むる所の何なるかを問うて、其主なるものは漆器、絹織物、茶及び銅なりとの答を得たり。

此の間に幕府は有司の反復討論を経て大體に於て、ハリスの要求を容るゝに決し、當時敏腕の聞ありし下田奉行井上信濃守、目付岩瀬肥後守(伊賀守)の二人を拔擢して、ハリスと應接の任に當らしめたり。仍て十二月二日老中備中守は、其邸に於て再びハリスと接見し、備中守先づ口を開いて、貿易の開始并に公使の都下在留共に之を諾するも、後者に在ては國內人心の調和に關すれば、其期限及び住所は應接掛より談判せしむべしと告げ、又開港場は既に定まれる三港より増加するは困難なとも、以前陳言の如く下田不便ならば、他に一港を許すべしと云へり。此の下田は安政元年の海

嘯に殆んど全市破壊し、爾來外國貿易港たるに堪へざれば、露米共に其轉港を希望し居りしなり。上の老中の所言に對し、ハリスは、不_ニ取敢_一、周廻八百里に及べる日本(本洲を指す)に於て、僅かに一港を開かんとせらるゝは解するを得ざる所なりと抗議し、又應接の任に當るべき吏人は、必ず交渉談判の全權を有せざるべからずと注意し、結局不日双方の全權委任狀照應の上、異事なきに於ては、ハリスより條約の草案を提出し、之によりて議定すべき旨を約したり。後二日ハリスは十六條より成る通商條約、及び六則より成る通商規定の草案を提出したり。

此の後番書調所に於て、十二月十一日より明年正月十二日に至るまで、十三回の應接あり、下田に於ける談判以來、交渉に練熟せる井上信濃守、及機才縦横にして、流石老猾のハリスをも驚かしたる岩瀬肥後守の此の間に於ける苦心は、後人の須らく諒察すべき所にして、兎も角も大なる失體なく、屈辱なくして、古來先蹤なき通商條約を締結したる功績は、充分國民の感謝に値するものあり。余は以下項を分て談判の經過を概説すべし。

一、米國官吏の駐在及旅行 ハリスは其提出の草案に於て、江戸には外交官(Diplomatic agent)開港場には領事若くは貿易事務官の駐在、及び彼等の日本國內を自由に旅行し得べき許可を求めたり。是れハリスの帯びたる使命の第一要件なるが如し。而して幕府は既に下田及び函館に米吏の在留するを許せる事前に述べし如く、又安政四年の規定書第六條に米國總領事の自由に旅行し得る權利を

認むるも、只難船等切迫の場合の外は、此の權利を行使せざらん事を約したり。故に今回の要求に對しても、甚だしく惶惑するを要せざるが如きも、排外思想の尙頗る盛んなる當時に於て、所謂「外夷」の將軍の「御膝下」なる江戸に永住し、又國內を隨意に横行するは、ハリスの參府に對する諸侯以下の態度に徴するも、國內の人心を激昂せしむるの恐あるが故に、容易に認容し難し、されどハリスの官吏在府に關する請求は、頗る強硬にして、清國の禍亂も主として公使の都下に駐在せざりしに基くものなりと論斷し、言を英國等の武力に藉りて威迫を逞うせり。是に於てか、幕府は左右顧眄の結果、第一回の應接に於いて、神奈川と六郷川との間に於て一地を選び、之に外吏を駐在せしめ、只公務を以て出府するを許さんとせり。然るにハリスは又もや方今日本に落下せんとしつゝある危難は、歐洲諸國の互市を請はんが爲に、日本人の抗爭し能はざる武力を用ゐんとするにあり、米國大統領は之を慮り、日本に對する懇志により、余を遣はして、列國の來らざるに先ち、日本の爲に都合よき、又略、諸州の希望をも満足せしめ得る底の條約を締結せしめんとするなり。而して余は其必須の二要件として、公使の江戸在留及び勝手貿易の許可を求めたしと諄々として公使在府の切要なる所以を説き、又言葉を強めて、公使の江戸に入るを許さざるは、日本人の自尊にして、外人を蔑視するの證となるべきを論じたり。此くて我が全權は再び疑議せし結果、遂にハリスの言に隨うて、公使の江戸駐在を許すに決し、第二回の應接に於て此の旨を答へしが、一方に於ては公

使をして在留せしむべき期を緩くせんとせり。之に就いても、ハリスは公使在留に期限を定むる時は、米國は他列國に對して威信を失すとして、容易に我が請に應ぜず。信濃守等の求むる所は、一八六二年より公使を來任せしめんとするものにして、其理由は、此の間に人心の調和を計らんとするにあり。之に對しハリスの此の如く數年延期すとも、之に因りて民心の鎮靜を期し難し、夫よりは一日も早く外人に接せしめて、異俗に慣熟せしむるに如かずと説きしは通論と云ふべし。此後尙數次の辯論を重ねしが、結局實際一八六一年正月以前(安政四年十二月は一八五八年に當る)には使節を來任せしめざる様、ハリスより米國政府に上申すべきを約して落着せり。次に官吏旅行の件に就いては、我よりは公使總領事の公務を帯びて旅行する場合にのみ限らんとせしも、ハリス強辯して公務の二字を削らしめたり。

二、開港開市の場所 ハリスは下田函館の外、更に大阪、長崎、平戸、京都、江戸、品川の六ヶ所、及び本州の西北海岸の二港の開放を要求し、後の二港は合衆國の選擇に任すべく、又九州に於て、長崎よりも一層同地の石炭坑に近き港を發見せば、之をも開港すべし、但し江戸品川開港の後には、下田を閉ざすべしと提議せり。之に對して幕府は、初め既に蘭露兩國條約に於て互市場と規定せる長崎函館の二港のみを許さんと欲せしも、ハリス嚮に下田の轉港を望めるを見て、其意の枉げ難きを察し、右二港の外に神奈川を開かんとせり。ハリスは第二回の應接に於て、滔々として我が處置

の不當なるを論ぜしが、中に長崎より函館に至る海岸四百里に超ゆ、然るに其日本海方面に一港をも開かざるは何ぞやと云ひ、又外國貿易開始後、國益の多寡は開港場の多少に因るが故に、函館等僅かに三港を開くは、充分に貿易を行ふと云ふべからず、江戸大阪京都等の大都を開放せずんば、日本の利する所は少なかるべしと説き、終に只諸所開港の期限に就いては、充分協議の餘地あるべしと附言せり。右に對し我が全權は第三回の應接に於て、力を極めて、二百年來鎖國の風習俄に改め難く、殊に武家の情狀は利得を専務とせる商人と趣を異にするが故に、今遽かに條約に掲記しては、人心の擾動を免れ難き所以を説明せしも、尙我が國情に通曉せざるハリスは之を信せず、且つ開港の實施期に就いては、如何様にも妥協するを得るが故に、先づ約を定めて、徐に諸港を開かば可ならんと抗論せしが、多少交譲の態度を取りて、平戸并に九州にて石炭坑に近き一港と云ふ要求を撤回し、又西海岸の二港を一港に減じ、單に江戸、品川、京都、大阪の四所を希望したり。是に於て我が全權は、斷然として京都を拒絶し、且つ其地は狭小にして、産物とても僅に織物を出すのみ、又交通不便の地なれば、到底開市に適せず、然るに之を望むの意解し難しと反論せしが、其真意は、皇居所在の地たるを以て、決して外人を容るべからずと思惟せしに因るものにして、後に至り又これを明言せり。彼等は又同様の理由よりして大阪をも拒めり。此くては果てじと見たるハリスは、復雄辯を振うて、米國は日本に對しては一方ならざる好意を有するが故に、其要求せし所も

僅かに其希望の一部のみ、然るに之をしも拒みては談判調ひ難しとの意を反復論辯せしが、我が全權は諸侯等に不通の論多きを遺憾とする旨を述べて、尙彼を説伏せんと試みたり。但し西海岸に、一港をも開かざるは不都合ならんとて、越後新潟を提示せしが、ハリスは實地視察の上決すべしとて兎も角何れか西海岸の一港を開くを約せり。江戸に就いては、我は神奈川開港の後に非ざれば談判し難しとて、尙之を拒まんとせしも、ハリスは江戸大阪兩都の開市を條約に掲げずんば、十分なる條約と稱し難く、英佛來るとも、亦必ず肯諾せず、別に異りたる條約を結ぶの餘儀なきに至らん。されど一八六三年正月まで江戸開市を延期し、大阪も亦同じく延期するに妨なしと議論甚だ力めたりしが、結局我に於て再考する事となれり。此くて次なる第四回の應接にては、我は遂に期を定めて江戸開市を諾し、只商民の居留は神奈川横濱に限りたり。其開市の期は一八六三年正月一日とするに定まりしが、尙商民の江戸居留許否に就いて、双方の意見容易に一致せず。我は賣買の爲め江戸に往來するのみを許さんとせしも、ハリスは神奈川江戸間の距離を擧げ、又種々の不便を擧數して、江戸在留の許可を切望せり。我は又試に川崎居住を提言せしも、ハリスは江戸にて自由に商業を行ふを得ずば條約を結ぶの詮なしとて、前言を固執し、只品川は遠淺にて、船舶の碇泊に適せざるを知り得たればとて、其開港の議を撤回せり。第五回の應接にて、兩者尙相譲らざりしも、遂に我よりして神奈川を居留地とし、江戸の内に一定の場所を選び、商業の爲め一時滞在するを許す事

に讓歩し、後遂に之に決定せり。借て第六回の應接に於てハリスは再び京都及び大阪の開市を求めしが、我は京都は皇居附近なる故を以て之を峻拒し、此の代り堺を開くべしと云ひしに、流石のハリスも曉る所ありけむ、遂に京都を斷念せり。されど大阪に至りては、彼の最も希望せし地なるが故に、遂に我が全權の言に服せず、彼は堺を開くべしと聞きて、米人此地に住居して、晨に大阪に出で、商業を營み、夕に歸宅するは如何と提案せしが、我か全權に於いても熟議の上、第八回の應接に於て遂に之を許諾し、ハリスの慮りし如く、發病の場合を豫想して、大阪堺の間に旅館一所を設け、其開市の期は一八六五年一月一日よりせんと決答せり。こゝに於てハリスは其甚しく期を緩くするを怒り、前議を聽して、之より一步を進め、大阪も江戸同様外民の滞在を許すべしと強求して已まず、若し之を聽かずんば、更に商民の全國旅行の件をも要求するの氣勢を示しぬ。そも大阪の開市は、幕府の最も難せし所にして、其京都に近き一事は、正に攘夷黨非難の燒點たるべきを知了せり。されど外民の旅行に至りては、更に恐るべき結果を生ずべき難題なるが故に、全權等は頗る商量に苦みしが遂に意を決し、江戸開市の後一年大阪を開かん事を諾せり。しかも是れ遂に國論沸騰の主因となりしは是非なし。大阪開市の議既に決せしも、こは同時に大阪港の開放をも含むもの考ふべからず。蓋し幕吏は初め單に堺港を開き、此處より大阪に往來して、商業を營むを許さんとせしかども、ハリスは所謂攝津灣の十八里に亘るを開き、風波の節は之を避くるに足るべき良

港を得んとし、嚮に我が全權の堺不可ならば兵庫を開かんと云ひし事あるに乘じ、堺兵庫の兩港をも開き、一には船舶修復の場所とせん事を求めたり。我は兵庫大阪間の陸路は、私領多くして、到底外人を通行せしめ難し、然らば兩地の往來は、必然舟路によるべくして、其結果は自から大阪の開港と同じかるべしとて之を許さず。船舶修理の爲めならば、淡路島に並べる沖之島の一地を選びて貸與すべしと云へり。爲にハリスも漸く承諾して、堺の開港大阪の開市にて満足する事となれり、是れ第九回の應接にて決せし所なり。然るに後第十二回の應接の際、外人遊歩規定を議するに當り、ハリスは四方十里を限りとせんと要求して已まざりしが、堺より十里を計れば大和にも及び、皇陵の所在地に近づくは不都合なりとて、我より再び前議を變じ、遂に一切堺を止めて、兵庫を開く事とし、其期は大阪と同じくするに定めたり。此の如くして下田函館の外、神奈川長崎を一八五九年七月四日より、新潟を一八六〇年一月一日より、江戸を一八六二年一月一日より、大阪及び兵庫を一八六三年一月一日より外國貿易の爲開放するの議成立しぬ。

三、貿易の方法及品種の制限 我は又蘭露兩國に施せる如く、依然内外商民の直取引を禁じ、貨物及代料受渡等、必ず會所役人の立合を要する事とせり。故にハリスに向ても、暫く蘭露兩條約の趣に隨うて互市を試み、我が商民の外國貿易に慣熟するを待ち、得失利害を斟酌して、逐次改正せんを提議せり。而して當時幕府は右通商實施の方法として、開港場に交易場と稱する廣き場所を定め、

彼我共に此處に貨物を出陳し、互に入札を以て取引を行はしめ、居宅にての賣買は之を禁せんと企圖せしが如し。ハリスは斯る説明を得て、固より肯諾せず、此の如くんば依然官吏立合の交易なりとて之を峻拒せり。思ふに勝手貿易の開始は彼の二要求の一にして、彼は飽く迄も之を得ざるべからずと決心せしなるべし。故に本邦に於ける問屋制度の説明を聞きても、之を支那のボンと類比し、又政府の人民の取引に干渉する手段に過ぎざるべしと疑へり。彼は又近時長崎に於ける和蘭貿易の方法を改め、舊時の貨物の員數、品目及問屋の額類等に就いての制限を撤廢せられしは、僅かに勝手貿易に一步を進めたるに過ぎずとて、所謂勝手貿易の如何なるものかを説明し、米國大統領の望む所は一に之に在りと云へり。此くて此の件は、後遂にハリスの主張貫徹して、幕吏の干渉を止むる事とせり。是に於てか堀田備中守の希望せる如く、幕府及び諸侯の疲弊を補はんが爲めに、利權の商民に歸するを防止するの策は、勢ひ施す所なきに至りしなり。されば外國貿易開始の後、商民は一般に益、富を積み、武家は一般に愈、疲憊せしは、全く時勢の然らしむる所なるを見るべし。さて貿易品種に就ては、我が要求に基き、米麥及棹銅を貨物として輸出するを禁じ、渡來船舶及び其乗員等日常の需要のみを給する事とせり。蓋し米麥は我が必須の食糧なれば、之を自由に輸出せしむれば、市價騰貴して士民の困難を生ずるを慮りてなるべく、殊に凶荒に際しては、不測の患害を生ずべしとて、衆庶の非難するを恐れしなり。銅に至りては近年諸山の採掘額漸次減少し、しかも

蘭清二國には、古來の法則として、極めて廉價に、毎年一定の額を必ず供給しつゝありしが故に、幕府は往々少なからざる損失を忍び、随つて非常に銅を貴重するの習慣を生じ、勢ひ其の海外に流出するを防止せんと試むるに至りしなり。故に銅は日本政府の所要額に餘剩あらば、時々公賣に附する事となせり。又鴉片の輸入は、ハリスの注意に基きて嚴禁せり。恐らくは英の支那に施せし所に鑑みしならん。

四、通貨交換 安政四年の規定書第三條に、米人持ち來る所の貨幣を計算するには、日本の通貨と比較し、即ち金は金、銀は銀と秤り合はせて、米貨の量目を定めて後之を交換し、此の上に日本に於て、洋貨を改鑄する費用として、六分の吹減を米人より出す事と定めたり。然るに今回の談判にては、我が全權の、互市を開始する上は、通貨交換の如き冗雜なる手数を省き、双方の貨幣を互に通用せしめんと提議せしは、頗る開發せるが如きも、流石老練なるハリスは、洋貨を見慣れざる邦人は、開港の始に於ては必ず之を好まざるべきを豫想し、右の提議は最も可なれども、尙便利を計らん爲め、是非とも交換の率を定め置かんと主張し、舊の如く同種類の同量を以ての通用、即ち金は金、銀は銀と、量目を以て比較し只六分の吹減を廢し、又邦人の洋貨に慣るゝ間の必要なればとて、交換を開港後一年に限りたり。而して此の秤量の結果は、米貨一弗の重量は正に我が一分銀三個のそれに等しき事となりしが、我も彼も、其各金貨に對する比價に、甚だしき差異あるに氣付か

ず、漫然規定せし爲め、後來非常に困難なる經濟上の問題を醸成するの因となりし次第は、頗る注意すべきものなれば、後章に詳述すべし。

五、領事裁判權 日本人の米人に對して法を犯せるものは、日本吏人判斷の後、日本法律を以て處分すべく、米人の日本人に對して犯せる罪も、之と同じく、米國領事の裁定に委し、米國の法規を以て律すべしとは今回の談判に於いて、双方に何等の異議なく決定せし條項なり。こは本邦領土内に發生せる罪人を、本邦の法律を以て處斷し得ざる所謂治外法權を認めしものなれば、現今より見れば極めて不都合の協定なり。されど安政の當時に於ては、此の條項は決して外人の強求に餘義なくせられしに非ずして、我れも等しく希望せし所なり。當時の有司の思惟せし所にては「外夷」の罪囚までを我が法廷に於て裁判するは、甚だ煩勞あるが故に、之を其首長たる外吏に委するは、極めて便利にして又當然の事となせしなり。故に後世より見て、之を我が屈辱の歴史の一に數ふるは、時勢を知らざるの見解と云ふべし。但し實施の結果は彼我國情に相違あり、又民權の強弱同一に非ざりしが故に、按律に際して意外の扞格を生じ、後人領事裁判を以て、彼の國人に私して、法を枉ぐるものなりと疑ひ、一轉して之を抗爭し得ざる我は屈辱に甘んずるものと慨するに至りしなり。されど本條約規定の始に於ては、全然意義を異にせしものなるを知るを要す。

六、外人遊歩規定 當初ハリスは、一年以上在留の者には、總て國內を隨意に旅行し得る許可を得んとせしも、既に前述せる如く、官吏の旅行さへも、總領事以上に限りたれば、此の要求を撤回し、原則として、開港場の四方十里を以て遊歩區域とせんと求め、只江戸と京都とに對しては、特別の地なれば、其心して適當の規定を設けんと云へり。然るに我が全權は、可成之を制限せんとし、辯論を盡くせしも、彼容易に屈せず、遂に十里の原則を認め、只神奈川より江戸に向ふ方面にては、六郷川を限り、兵庫よりしては、京都より十里以内の地に入らしめず、其舟路に於ては猪名河口を超えざらしめ、又長崎にては、公料地を限り、傍近の私領地に入らざる事と定めたり。

此の他本邦と歐洲諸國との間に事端を發せし時、米國の調停の任に當るべきを約したる（第二條）、又外人の信教の自由を許し、既に踏繪フムエの制を廢せし事を言明したる如きは（第八條）、亦注意すべき條項にして、總て十四條より成れる條約は、概略上述の如き經過を以て其談判を了せり。又別に貿易章程七則を議定せしが、今繁を厭ひて之を詳述せず。只其第七則に規定せる輸入率は、酒類の三割五分を最高とし、品種により或は二割、或は五分を課し、又無税なるものあり。されど決して應二年以後の如く、不當の薄税に甘んせしにあらざるなり。

右の談判は安政五年正月十二日、第十三回の應接に於て其局を結べり。而して本書の交換は、我より使節を米國都府に派して行はしむべしと提議し、ハリスを喫驚せしめしも、しかも容易に假條約の調印を了するに至らず。幕府は何故に調印を遷延せしか、是れ最も時局に關係する大問題なれば

章を改めて詳述すべし。

参 考

(一)開國起原、條約彙纂を參考す。

第四節 諸侯の建論及幕使の上京

安政四年十月二十六日堀田閣老の邸に於て、備中守と米使ハリスとの應接あるや、ハリス談論風發、盛に貿易の利と締約の急を説けり。而して其二要旨の公使の在府と勝手貿易の開始とにある事既述の如し。此の後老中は、一方有司をして條約締結の可否を凝議せしむると共に、他方之に對する諸侯の態度を窺はんとせり。仍て十一月十二日の比、三家、溜間詰及在府の大廊下、大廣間の諸侯へ、各別に、ハリス演述の筆記を渡し、此般は實施の望なき空論に馳せず、自ら局に當る者として親切に考究し、可否を建議せん事を求め、尋いで十五日常例登城に際し、一般諸侯へも同様の通達をなせり。之れに對し最も激烈なる異論を述べしは、例の水戸齊昭なり。齊昭は十五日數千言より成れる長議論を認めて備中守に送りしが、其書中固より愛國の至情の溢るゝを見れども、論旨極めて疎慢奇矯にして、寧ろ眞面目ならず。故に此の書を得たる老中等も、殆んど言ふ所を知らず、竊に此の危激の建論あるは、齊昭の爲に採らざる所なりと言ひしが、水戸の老臣等洩れ聞いて、大に恐れ、

幕府に「御見消し」(見ぬ振をするを云ふ)を請うて、下げ戻したりと云ふ。大廊下の諸侯にては、松平相摸守(慶徳、鳥取侯)は其の實父齊昭と見を同じくする所あり、依然鎖攘の説を持し、米使の要求せる兩條の拒絶を主張したれども、他の福井、徳島、明石等三侯の建白に至りては、大に従前と趣を異にし、殊に福井侯慶永の如き、極めて卓拔なる開國進取の説に變じたるは注意すべく、徳島侯齊裕の所論も亦大旨之に異ならず。思ふに慶永の所説は、多く其謀臣橋本左内の啓沃に出でしものならん。此の他大廣間諸侯中島津齊彬の如き、明に開國の已むべからざるを説きしが、其他に至ては開鎖の論區々たりと雖も、通觀して認め得べきは、大體に於て嘉永當時の如く、表面より無謀なる攘夷論を主張するものを減じたるが如し。蓋し彼等の漸く内外の狀勢に通せし結果なるべし。而して此の他に尙衆口の殆んど一致せるものあり、即ち假令條約を締結すとも、國家無上の重事なれば、必ず天朝に奏請し、勅許を得て後施行すべしと云ふにあり。そも専制の政權を把握せし幕府の、此の時に至りて何故に舊に依り獨斷専行するを得ざりしか、輿論は何故に、政治上に於て再び天朝を仰がんとするに至りしかは、最も注目し値する點なり。さはれ朝旨を仰ぐべしとの議は、當時の最も有力なる輿論にして、此の形勢は、條約の問題に接して、始めて起りしに非ず。夫の井伊直弼の如き、既に嘉永六年に於て、外國交通の事須らく天朝に奏すべきを明言せり。即ちこは如何なる人と雖も、殆んど藐視するを得ざる必須の要件にして、幕

府は勿論此の種の諸侯の建言を以て至當のこと、思惟せしなり。

是に於てか、十二月幕府遂に條約締結の議を決し、井上岩瀬の二人をしてハリスと談判の衝に當らしむるや、同時に京都所司代脇坂淡路守をして、傳奏廣橋前大納言（光成）、東坊城前大納言（聰長）の二人により、關白九條尙忠を経て、交易及び外吏の駐在を許し、只其駐在の場所及び期限は、國內人心の調和を量りて決すべく、開港場も下田を閉ぢ、代港は談判を経て定むべき旨を上奏せしめたり。尋いで川路左衛門尉の議を用ひ、特使を派して、外交の經過を奏上し、尙下間に應せしむるに決し、同月十一日儒役林大學頭（韓）目付津田半三郎（後近江守、正路）の二人に上京を命じたり。之と共に、幕府は又同十五日、一般諸侯に向ひ外交貿易を許し、大に古制を變革すべき旨を諭達せり。此の後廿九日に至り、幕府は故に溜詰、大廊下、大廣間諸侯の登城を命じ、席々各別に、將軍の謁を賜ひて後、老中列座して、條約締結に關し充分の議論を望む旨を告げ、又海防掛大目付土岐丹波守、目付鶴殿民部少輔、岩瀬肥後守等をしてハリスと折衝の始末を詳述せしめたり。翌晦日には帝鑑間以下の諸侯にも、前日同様の事あり。尙三家へは、二十九日海防掛參候して、前條の始末を開陳せしが、此の時水藩邸にては、齊昭、川路左衛門尉、永井玄蕃頭の二人を見て、大に幕府の處置を詰責し、言辭激越、老中備中守、伊賀守等を罵辱して已まず、兩人をして切腹せしめ、ハリスの首を刎ぬべし等の語あるに至れり、此の爲め益、齊昭と幕府との間に、解き難き憤怒の情を觸らしめ

ぬ。幸に一橋慶喜あり、之を聞いて大に驚き、父を諫めて、其の怒を解き、遂に謝狀を出さしめ、幕府との間を調停して、事無きを得たりと雖も、此の事は前に述べし齊昭の建白と共に、直ちに諸方面の問題に影響して、結局齊昭の不利を招きしが如し。

兩幕使は着京の後、傳奏によりて、先づ嘉永六年以後外人應接の大體を述べ、ハリスの來府より條約の談判に及びて、其請求に對する幕府の内意を上言せり。中に外國船の處置に就いては、種々批判するものあれども、徒らに柔儒の取扱にのみ泥むに非ずと述べたるは、外艦の兵威に屈せりとの讒を解かん爲めなるべし。次に今回の條約談判に就いては、外使は十港を求めたれども、大に其數を減せしむべく、京都の儀は、勿論幕府の關心せる所なれば、外人は江戸にて引請け、江戸附近に開港開市して、決して京都に接近せしむる事なしと斷言し、結局海外の形勢の變化に隨ひ、古制改易の已むを得ざる所以と無謀の開戦の非とを説述せり。

朝廷縉紳等の間には、此の上言を聞いて、議論沸騰し、多くは米人を以て本邦併呑の異圖を包藏するものと認め、通商交易に託して、人民を誑惑するの奸手段を弄するものと論じ、攘夷を主張せり。此の見解は全く海外の形勢に暗く、時局の實情に通せざるに基く事云ふを須たす。是より先き、朝廷は幕府の所司代を経て上奏せし廉に對しては、傳奏をして容易ならざる條々宸襟を惱まされ、且つ京都の防備薄弱なれば、畿内及皇都近國は、必ず外人の接近を拒むべき旨を幕府に達せしめたり

しが、林等の上言に向つては、五年正月傳奏を所司代邸に遣し、幕使に示命せしむる所あり。即ち政務の進退は悉く幕府に委任すれども、一朝にして寛永以來の嚴制を改むるには、幕府に於て充分議論を盡したる上、叡聞にも達し、已むを得ざる次第あらば、太政官符を請うて、天下に布令すべきに、其事なかりしは不可なり、往年既に梵鐘改鑄の件につき、奏請により太政官符を下されし先例あるに、之に比すれば、一層重要な今回の大事に臨みて、勿論かくあるべきに、然らざりしは何ぞやとありて、幕府詰責の朝旨は言外に歴々たり。そも安政二年梵鐘を以て砲銃に改鑄せんとするに當り、太政官符を請ひたるは、恐らく水戸齊昭の説に基き、阿部伊勢守の處置せし所にして、當時井伊掃部頭の如き大に之を非とし、武威衰替の兆、將來の事憂慮に堪えずと言へり。然るに今朝廷は之を楯として幕府の専行を責めんとす。時運の變は已むを得ずと雖も、亦意外の邊に於て政權轉移の端を啓けりと云ふべし。

此くて幕使の上京は却て朝廷の異論を挑發せしに過ぎずして、朝幕の關係漸く困難ならんとするの恐あり。此る間に井上岩瀬とハリスとの條約談判は進捗して、正月十二日第十三回の會見に於て、略其議を了せしか、其調印に先ちて、必ず勅允を得ざるべからず。林津田の二人は、到底之を齎らし歸り得べき望なし。是に於てか老中備中守、及海防掛川路左衛門尉、岩瀬肥後守の三人上京して、京紳の間に周旋せんと議起り、正月八日遂に右三人に下命せしが、其上京後の形勢は後に述ぶべ

參 考

(一)下に掲ぐる松平慶永の建白は、之を前に載せたる嘉永六年のそれに比して、其持説の甚しく變ぜるを徵すべく、又以て當時諸侯の耳目の次第に洞開したるを知るのみならず、其實橋本左内の所見と認むべきものなれば、彼の識見の如何に超過なりしかを窺ふの材として、煩を厭はず採録して、讀者の參考に供せんとす。見るべし、其言ふ所鑿々肯綮に中れるを。

去る十五日於營中、亞墨利加使節應接、并使節差出候書面和解、外に御趣意御書取共御渡、今般之儀付御處置御下問之建御演達之廉へ對し、建議仕候儀故、殊更出位之條條不_レ妙、恐懼之至に候得共、御垂問に任せ、不_レ願_レ憚左に鄙衷を陳啓仕候。

方今之急務、富國強兵を先と仕候義は、既に先般建白中致_レ記載_レ候通りと奉_レ存候。右に付貿易を繁盛に被_レ行候儀、最肝要に御座候得ば、徒に舊法に泥み、三港に相局りては、却て我之不便利と奉_レ存候。

盛大之互市可_レ被_レ行便地は、江戸并大阪に可_レ止奉_レ存候。

總て好埠吾より御開被_レ成候方可_レ然、左様無_レ之時は、後日必定彼より強願可_レ申出_レ候。其節理に被_レ屈尊を御憚り、彼に御隨順候は、拙劣之下策と奉_レ存候。

但好埠御開ヶ所之儀は、三四場に止り可_レ申奉_レ存候事。

京都之儀は、皇居之地に御座候得ば、氈腥不潔之外國人は、決して雜居致間敷事にて、徒に御國體を損害仕候儀に御座候得ば、御峻拒可_レ然奉_レ存候。

但元來海國にて無_レ之土地之形勢、舟車之運輸貿易には不便に御座候得ば、此儀之御斷りは、彼容易に承

服可致候事。

江戸品川と聯綴致し申立候得共、江戸は都下之儀に候得ば「ミニストル」之居所のみ御許容有之、互市場は品川丈にて、彼我之都合宜敷と奉存候。

但江戸品川と申せば、隔地之儀にも可存候得共、橋比之人家、其境界無之儀了解致し候は、彼亦承服必定に御座候。因之外蕃之逼迫を嫌惡致し、神奈川開港之議も可起候得ども、彼是不利と奉存候。其儀は商法に於て不便可有之候。且萬一兵端相關候は、僅半日程位之遠近にて、倉皇狼狽は同然たるべくと奉存候。

兵端相關候は、江戸に可限と奉存候。其譯は咽喉樞要之土地故に御座候。左すれば平日に戦時之覺借致可置儀最緊要と奉存候。第一人家之櫛比を避け、第二婦女子の群集を減じ、第三遊手之者を省き、第四城櫓障塙之炮火に堪へ候様御手當可有御座事、尤以來西洋各國同様兵備御精練可有之事。

外國人日本國內致旅行候儀、貿易取扱候「デプロマチーキアгент」并重立候役人之儀は和蘭、加比丹之律に基き、御免許可然候事。

但下官之遊行は、自ら取締不行届、不測之事故出來可申恐有之間、國內人氣折合候迄、御斷置可宜と奉存候。

大坂は膏腴之地、四方之中に候得ば、互市繁盛可相成候。併皇居に隣居候故、萬々一不慮之儀相發し候節、宸標を奉驚候ては臣子悔歎之極に御座候。依之大諸侯之内御人撰に相成、國替又は御預所に被仰付、兼て引越居可然奉存候。

右諸侯は鎮撫守衛は勿論、貿易庶務も併監可然奉存候。

江戸に諸蕃之「ミニストル」居候所占據致候は、護持院原等之空地可然存候。若海岸を貸與候時は全港悉く彼之有に相成、吾之害不尠奉存候。

但是も或は開港の地、又は郊外と申議も可有之候得共、萬一疊岩埠頭彼之爲に占據被致候は、可恐懼之事に御座候、究竟御膝許へ御引付置之方、常變共便利に可有御座事、事有に臨んで、八方より取圍み、其屋を火にし、其人を擧にすべき死地に御差置可然と奉存候。

寺觀取建之儀申立候は、夫々之館内に相構へ可申旨、被仰付可然と奉存候。

但他日宗論之邪正等争不起候様、鴉片同様に律を相立、御取締有之候様仕度奉存候。勝手交易之儀申立候得共、兼て商政具備不致奸商射利之風盛に御座候得ば、當分之處は官府之監督相受不申候半では必永久親睦之互市は連續致申間敷奉存候。

但西洋は元來商律も嚴重に可有之候得共、當方は西洋諸國之通里には不行届、此建國之勢然らしむるのよし、返覆御垂諭御座候は、彼亦承服可仕、是等之處は毫髮も遺憾無之様御推詰有之度候。

仄かに箱館風聞を承り候に、夷人に物を賣り、四倍之利を可取旨被命候由、此事實なるに於ては、民に奸を教へて、非義之利を貪らしむ、殆痛歎之極地と奉存候。萬一都下の貿易に於て、如斯弊政有之候ては、禍亂の端を招くのみならず、國辱之限りと奉存候儀に御座候。

諸大名豪賈共諸品物會所へ輪り、官府之檢を受候て貿易致候儀御許容に相成、國國利潤を得候様相成候方可然、尤租稅之儀は、何れも公邊可相納候事。

亞墨利加「ミニストル」之儀、大統領へ御掛合に相成、今般之使節に同官を命じ、直に差置候様相成候は、後日諸端之御都合可宜と奉存候事。

今後萬國幅濶、終には我を印度之如く看做し候儀は、照乎たる事にて、痛憤之至に御座候。左すれば此儘坐
がらに撓屈致し候半よりは、速に富國強兵之基を開き、吾亦四方に雄飛致候事は、先日建白之通りに御座候。
外國之互市を頼み、富國の基と心得候よりも、第一吾蝦夷地を開墾致し、吾府庫と可爲事は、既に先日其端
緒申上置候。

蝦夷地へも大諸侯數名被遣、山嶺を開き、漁獵を始め、巨林を伐り、軍艦を製造し、砲臺を築立、守衛を可
嚴事、方今急務之一と奉存候。

但諸侯へは、御増地或は御添地にて被差置、五七年之後に、御換地に被成遣候は、可然奉存候。

右に付ては、日本人計り被用候は、徒に失費多く、且急に開業可申に付、魯人墨人御備被成、其長所
爲御盡可然奉存候。

其後壯大之互市場相開候は、儼然たる巨鎮にて、永く、皇國之無盡藏と相成、洋夷垂涎之兆望も消沮可致
候事。

魯西亞は世界第一等之強國にて、其政事も行届き候由、且吾と唇齒之勢を爲し居候得ば、難報之恩惠を以
歡心を結置候事、是又當節之一要務と奉存候事。

亞墨利加も幸ひ彼より親昵を乞候儀故、吾器械之完全ならざるを篤と御垂諭相成、武具兵仗艦車之類一切運
輸之儀御頼相成、兵制物産等之諸料は、彼より巧手之者御借用被成候方、却而彼之心を攬之一術と奉存候
事。

趙宋は弱國故、金元之強悍に敵し兼、遂に其貪婪に任せ、果は社稷墟と相成候は實に自然之勢に御座候得共、
皇國之如きは、地靈人傑おのづから強國之勢有之候得共、近來太平柔惰之弱政に依り、併て強勢を失ひ候儀、

誠に痛歎無限奉存候事。

左あらば強勢は何等之儀と申に、既に先般申上候通り、我より航海を初め候事第一にて、此度使節へ御頼に
御成、此方之御使并有司學士商賈等に至る迄、話聖東府迄同伴致し貰ひ、彼之地へ一區之商館相建、條約相
定、貿易相創申度、箇様相成候得ば、彼我之條約双方之都合、適宜之處にて出來致し、久遠堅守之規範に可
相成候事。

次に廣東へも一場相構可申事、其次は魯西亞、英吉利、和蘭等へも人を遣し、其國內之風俗等爲觀度候事。
右航海に就ては、船具水夫抔は當分亞墨利加等より多少借用致度、航海之儀、諸大名も願出候は、御免許
相或可然奉存候事。

右を御手初めにて、大方五年程之内に、國內之御處置も御施行被成、諸藩之陋習も御透破被成候は、彼
之千八百七十二年を不待して、我も亦世界中之強國と被仰、千載之御績と可被爲成御儀と奉存事。

右件々何も至重之儀に御座候得共、既に過日被仰出候通り、日夜被勞御心思、中興之御大業被爲立度
に付御政道大御變革可被爲在との御趣意に候得ば何卒里巷之説、或は俗論に御拘泥不被爲在、所要御
國體之御維持に被爲基、萬務御更張之程奉企望候。且今般使節御應接之儀に於ては、後來洋外之諸國陸
續致渡東、強願申立候共、萬口一舌に歸宿不致候半では、墨人之不服は不及申、萬國舉而不信不義之國柄
と相心得、輕侮蔑視之所行可相生は差見え候事に候得ば、今般は營墨國行已之事には止り不申、其關係實
以至重至大之儀と存詰候。何分にも出候上、厚被遂御熟議、他日之悔恨無之様所希に御座候。將又彼へ對
し折衝辨駁之機は、畢竟問答應接之間に有之儀に御座候得ば、唯今使節申立之書面に依り、一々難詰致し申
上候ことも所詮無之、殊に一應接毎に、論機他端に相移り、此節にては既に追々別議相立、前條之儀共は總

而迂濶之次第と相成可_レ申候得共、御惱慮被_レ爲_レ在候難_レ有御切情に奉_レ感、忠愛之至心難_レ抑、固陋之愚見建白仕候條、尙廟堂高明之御諒裁奉_ニ萬冀_一候頓首。

十二月廿七日(昨夢紀事所收)

(二)本節は昨夢紀事、開國起原、徳川禁令考、川路聖謨之生涯、開國始末等に據れり。

第十二章 將軍繼嗣問題の發展

徳川氏第十三世の將軍家定は、稟性柔和にして、素質も亦病羸の人なり。國事多端の時に當り、諸侯を駕馭し、百僚を統率して、政機を運用するが如きは其の能ふ所にあらず。固より父祖の如く、奢侈に耽りて、内帑を糜_ビするの譏はなかりしも、奥深き内廷の中に長じたる事とて、世情に疎く、閣老以下の申聞に對して、其可否を裁決するの才能に乏し。故に彼の襲職に先ち、諸侯は皆心ひそかに危惧の念を懷けり。嘉永六年米艦の處分は、事全國の休戚に關し、當時に於て未曾有の大難件なり。而して此の無前の國患の突如として湧起せし時、恰も前將軍家慶_{（くわんせい）}薨去に會したり。彼は流石に其嗣子の此る難局に際して、大政を視るの器に非るを熟知せしが故に、遺命して水戸齊昭_{（せいせう）}を起たしめたり。越前慶永の阿部閣老に勸めて、外國處置を齊昭に諮詢せしめたるも、同じ理由に基けり。隨て爾後數年内外百般の政務は、實際悉く老中の斷決によりて行はれ、將軍は拱手して成を仰ぎしに過ぎず。加之閣老の進退常ならず、又時局艱險にして、政界に暗流絶えざる時なれば、彼等の施設に對しても、當否の批論區々にして、諸侯諸士の信賴を博するに足らず。固より乾旋坤轉の大活動を演じ得る蓋世の俊傑も出でざるが故に、朝野を問はず、頻に偶語を聞きしも其所なり。是に於てか、天下有志の士は、皆國運の否塞を恐れて、政務を閣老輩の手中に委するを危み、早く充分倚

頼するに足るの人を得て、之を其位に居らしめ、其手腕に須ちて、國論を一定し、國是を確立して、外人の跳梁を制せんと欲したり。而して彼等の多くの最初に望を屬せしは、夫の水戸齊昭に外ならず。されども其論策は餘りに矯激にして、又海外の形勢に疎ければ、實際の局に當りて、外人と折衝せる幕吏等の所見と相容れず。阿部閣老等の非常なる苦心ありしに拘らず、漸次に疎外せらるゝに至れり。夫の有志輩は之を見て等しく幕府を非難せり、こは全く彼等の外交の實情を知らざるに因るものにして、此の點に於て、齊昭の聲聞過當の嫌あり。現に一部の志士中には、漸次此の消息を知りて、往々齊昭に對し、慚焉たらざりしものを生せしなり。此くて有志は再び國政の指導を託する人を失ひぬ。

將軍家定は體軀羸弱なるのみならず、又到底子女を擧ぐるを得ざる病を有せしが如し。こは閣老以下諸侯の熟知せる所なりしが、是れ其繼嗣問題の家定襲職に先ち、早くも越薩兩藩主等に内議せられし所以にして、やがて、又齊昭を仰いて、國務の綜攬を希はんとせし一派をして、彼の遠けらるの後、之に代へて非常英明の主を得ん爲めに、全力を繼嗣問題に傾注せしめし所由なりとす。即ち一部の諸侯諸士は一橋慶喜を擁立して、初めて國家の安泰を期し得べしと考へしなり。されど此の問題の發展中に現はれたる凡ての現象は、悉く右の如き純潔高尚なる政治上の希望にのみ基きしものとなすは、餘りに所謂一橋黨を曲庇する言なるべし。是非曲直の論は余の關する所に非れども、

史實を知らんと欲せば、勿論私利私欲てふ他の一勢力の加はれる事をも觀察すべく、同時に將軍の近親なる紀伊慶福を擁立して、之に當らんとせし其反對黨の所見にも當然の理ある所以をも看取するを要す。

第一節 一橋黨の由來及其運動

一橋慶喜は水戸齊昭の第七子にして、幼字を七郎麿と云ふ。父齊昭弘化元年罪を得て駒込の邸に幽居せし時、七郎麿は水戸に在りしが、翌二年十一月、閣老阿部伊勢守の盡力により、齊昭の庶公子を江戸に招致するの内命下りしも、齊昭固辭して尙在國せしめしが、四年八月に至り、將軍内諭を傳へて、七郎麿をして一橋家の嗣たらしめ、仍て出府を命せり、後首服して慶喜と稱す。將軍家慶の彼を一橋邸に迎へし眞意に就いては異説あれど、少くとも三卿の幕府に對する地位より見て、後年將軍輔翼の任に當らしめんとせしは疑なし。慶喜幼にして穎悟、父齊昭も私に望を屬せり。其水藩の一庶子に終らずして、後年世人の仰望する所となりし素質と運命は、既に此の時に成りしなり。嘉永六年家定の將軍と爲るや、其到底難局に處するの器に非ず、又病弱にして嗣子を得難き底の人なるを認聞せる諸侯の、徳川氏の爲めに、私に養君を掄撰して、望を一橋公子に囑するに至りしは、少しも怪むに足らず。由來將軍吉宗家重の三卿を立てしは、其主意とする所、宗家の嗣絶えたる時、

入て社稷の祀を奉せしめんが爲めにして、隨て往年將軍家慶の慶喜を撰で一橋に納れし内旨も、之に在るべしと想像せられたり。加ふるに慶喜風に令聞あり、其器度に於て、其修養に於て、其私領の治蹟に於て、優に天下の人を繋ぐに足ると信せられたり。然るに其水戸齊昭の實子なる事の、一方に慶喜を推戴せんとせし同志を増せしと共に、他方之に反對する一黨を生せしめし所以なるは、逸すべからざる眼點なり。

余の前に數次叙述せる如く、齊昭は確に當代に欽仰せられし一大人物なるに相違なし。又其外交意見も正に國論の半を代表し、之を提げて立つの力ありし事も疑なし。然れども當時の所謂志士なるもの、最も心を傾けし所以は、彼の時代の改革者として、故格舊典に拘泥せず、門閥を打破し、人才を登庸し、以て古來の積弊を剷除して、一新更始の新政を施さんとせし意氣にあり。彼の水藩主として、天保年間の大改革を斷行せし聲譽は、其藩内の分裂を招き、失意者の怨府と爲り、延いて罪を幕府に得るに至りし後に及んで、益世上に喧傳せられたり。當時諸藩に於て、志を得ず、驥足を伸ばす能はざりし諸士は、齊昭と思想の傾向を同くし、國家の舊制度に對する利害を等くせしを以て、自から彼の改革に同情を有し、其藩内に於ける失敗と幕議とを遺憾とせり。即ち極めて概括的に云へば、當代に満足せず、心竅かに革新を希ひし天下の志士、多く齊昭の爲人と施設とを見て彼等の所志に合するものとして之を欽仰せり。隨て此等の人は皆嘉永安政の際に於て、齊昭の幕

政に參與せるを聞て一度滿悅せしが、後其輔翼の實舉らず、國家の政機は全く彼等の信任する能はざる老中以下幕吏の手に在るを見ては、齊昭の疎斥せらるゝに切齒せざるを得ざりしなり。此くて彼を仰視せし眼を直ちに一橋公子に移し、嚮に齊昭に依りて得んとせし所を慶喜に求めんとせしは、自然の數と云ふべし。

諸藩士は勿論天下の大政に容喙し得るものに非ず。されど彼等が草莽の私議も、直ちに其藩主の所見に感應し、其意思として現はれて、終に幕府に影響するを得たりし事は、嘗て述べたるが如し。即ち當時の諸侯の建論の背後には、皆所謂志士の潜めるを認めざるべからず。

繼嗣の議の發端を見るに、越前福井の城主松平越前守慶永は、其身親藩の主として、又其出身の田安邸に在りしが故に、最も心を宗家の興復に注ぎし爲め、新に將軍たるべき家定を顧念して、心私かに其養嗣子たるべき人を求め、指を諸親藩に屈して、田安(慶頼)、尾張(慶恕)、水戸(慶篤)の三親族は、皆年齢不相應にして之に適せず、紀伊(菊千代、後慶福)は實に家齊將軍の孫にして、血統最も近しと雖も、未だ十歳にも足らざる幼弱の人なれば、其建儲の目的に副はず、只一橋刑部卿(慶喜)のみは、年齢も相應にして、又不世出の英明なれば、新將軍の一臂たるを得べしと思惟し、こゝに慶喜推戴の心を定めたりしが、嘉永六年七月廿二日諸侯總登城にて、家慶の喪の發せられし時、從前より志を同くせる薩藩の主松平薩摩守(島津齊彬)を見て、私に之を語り、其賛成を得、兩人力

を斃せて周旋すべき約を決せりと傳へらる。されど慶永の外藩なる齊彬と事を共にせむとするは怪むべし。或は一世の俊傑を以て目せられし齊彬の事なれば、何等か自から爲めにする所あり、若くは國家運命の關する至重の事なるが故に、私に慶永を勸説して、右の決心を固めしものならんも知るべからず。其後八月十日、慶永の米艦に對する處分に就き建白する所ありて、阿部閣老を訪ひし時、潜かに繼嗣の議を述べて、同意を求めしに、伊勢守は己も豫て思ふ所あれども、こは無二の重事なれば、只暫く胸中の秘として之を包み、機を見て發表するに如かずとて、堅く輕々に口外するなき様制止したり。されば慶永も未だ時の來らざるを察し、本年歸邑と共に、姑く右の企畫を進めざりしが、此の間彼は其同志伊達遠江守(宗城、齊昭の女と婚約ありき)と共に、一度水戸齊昭をして廟堂の權力を握らしめんとして意の如くならず、再び尾張慶恕をして幕議を指導せしめんと試みしも、慶恕は其近き比、支藩より入りて、宗家を嗣ぎしてふ弱點に乗せられて、暗に閣老の威嚇を蒙り、幕府の嫌疑を恐れて、自から退縮せし爲め、慶永等の周旋其功を奏せず、尾水兩公握權の企畫は水泡に歸せり。只此の運動も、繼嗣問題と同様の目的を以て試みられたるものなるを注意すべし。

慶永と齊彬とは慶喜を推戴せんとする點に於て同一なり。されど其外交上の所見、隨て幕府に對する態度、さては一橋擁立の眞意等は、必ずしも初めより一致せざるが如し。第一齊彬は尙公言を揮

りしも、夙に外國と通信交易の已むを得ざるを認識し、私に企畫する所ありしは、前に述べたる如し。又其志の存する所、己が封疆を固守するに専らなるが故に、成るべく幕府の忌諱に觸れざらんとし、頗る謙抑の態を裝へり。故に繼嗣問題の運動に於ても、力めて鋒鏘を露さず、陰微の盡力をなせり。夫の松平肥前守(鍋島齊正、佐賀侯)立花飛騨守(鑑寛、柳川侯)の如きも、政見に於ては夙に彼等と志を同じくせしが如し。此くて空しく安政元年、二年を過て、三年の初に及び、水戸藩に再發せし内訌は繼嗣問題に波及せざるを得ざりき。當時齊昭の排擠を企てし結城寅壽一黨の密計に出でしや否や、事の實否は明らかならざれども、齊昭閥門の醜聲流布せられ、是と時を同じくして、慶喜の内行に關する評説も傳はりて、一橋黨憂慮の種となりしのみならず、結城黨の運動は、井伊掃部頭及松平讃岐守(頼胤、高松侯)等に牽連して幕府に及び、齊昭の勢力失墜の一因をなせり。幸に結城一黨は、間もなく水戸に於て、其首魁寅壽の殺戮と共に、壓服せられしも、尙後年水藩分裂の禍機を伏せたり。さて三年十月の末、英艦渡來の風説及米國總領事ハリスの下田渡來等によりて催進せられたる外交上の危機は、甚だしく慶永等を刺激し、益國事の處分の悉く宰執有司に出づるを危ましむるに至れり。仍て慶永は愈、力を繼嗣問題に注ぐの急なるを感じたり。是に於て彼は在國ながらも、先づ尾張慶恕と松平阿波守(蜂須賀齊裕、徳島侯)とを延いて、己が黨與となさんと欲しぬ。故に十月密使を尾張に遣し、書を致して、慶喜擁立に關し同意を求めしも、尾侯は慶喜には

只一面の識あるのみにて、談論せし事もなければ、其人物を熟察せし上にあらずば、輕々に傳聞の儘を以て推舉し難く、又親族結黨の嫌疑を受くるの恐ありと答へて、容易に協力するを諾せず。慶永は此る答書を得て、再び密書を送り、切に勸誘を試みしも、遂に彼を動かすを得ざりき。後年世人傳へて云ふ、慶永の家臣中には、其主を推して將軍の繼嗣たらしめんとの野心を有せしものありしと、或は然らん。次に阿侯は將軍家齊の子として、當時幕府懿親中の古老なれば、慶永は此の點より彼を説き、宜しく幕府の爲めに儲貳の議を建つべしと勸説し、爲めに齊裕も一時同意して、周旋するを辭せざりき。

此の時に當て、建儲の議は最早單に慶永等一派のみの熱望せし所にあらず、世上一般の問題たり、又一橋推戴を希ふものも其人に乏しからず、譜代諸侯に於ては、上野安中城主板倉伊豫守(勝明)の如き其最なり。彼は慶永と聲息を通せしが、本年九月親交ある阿部閔老及本多參政(若年寄、越中守忠徳)の二人に向ひ、私に一橋の擁立を勸説せり。此の如く慶永の苦心は一方ならざりしも、未だ成功の望を得るに至らず、彼の専ら同志と頼める島津齊彬は、此頃其養女篤子を將軍の大奥に納るるに忙はしくて、力建儲に及ばず。尤も齊彬の慶永等に約せし所に據れば、幕府と結婚の目的の一は、篤子をして將軍に説き、内よりして一橋の援立を助けしむるにあるも、此の策略の成否も覺束なし。只彼の大封を擁して、尙外戚の地位を占むるは、此の企圖の遂行に有力なる援助たれども、

彼の謀慮の周密なる、功を急ぎて事を敗るを欲せざるが故に、其周旋慶永等を満足せしめず、果ては南紀黨より彼に入説せし疑さへ傳へらるゝに至れり。要するに彼は阿部閔老等の意見に聽て、建儲の發議には未だ機會到來せずと思惟したるなり、されど彼の依然一橋推戴の念を有する事は明らかにして、現に四年三月初めて慶喜に謁し、其資質を熟察し、後慶永に向て、眞に人君の器ありと賞讃するを吝まざりき。只其父齊昭の議論の餘り空疏なるは、其の政見と扞格せしのみならず、却て累を一橋に及すものと考へしか如く、慶永に向ても、成るべく齊昭と疎濶にするは建儲の目的を達する上に必要なりと云へり。

四月六日老中阿部伊勢守病んで卒す、彼の死は一橋援立の志を有する諸侯の最も悼惜せし所にして、大船の舵を絶えて、寄邊を失へる様なり。さて伊勢守の卒後、宰執の權を專にせしは堀田備中守にして、夫のハリス參府登城の議は、當面の問題として現はれ來り、備中守の意之を許すに傾ける事、痛く朝野の非難を招きしが、慶永は流石に此の頃に及びては、漸く外人排斥の行はれ難きを曉りしと雖も、尙心中にハリスの入府を贊する能はず。之につけても、益々建儲の急を感せしも、此る問題は容易に執權の人に公言し難く、頗る遊説の手段に苦心せしが、差當り松平阿波守の幕府の近親なるを利用するの外なく、一層其勸説に力めたり。此くて慶永等の云爲は次第に外間に洩れたりと覺しく、反對黨の警戒する所となれり。さて一橋の實家なる水戸一藩の此の問題に對する態度を見る

に、齊昭及其藩臣の之を希望せしは勿論にして、夫の結城の殘黨さへも、暫く氣聲を收めて、成行を觀望せり。然るに外間の傳説する所に據れば、齊昭は早く安政三年春の頃、一書を京師鷹司太閤（齊昭の縁戚なり）に寄せて、潜かに慶喜を將軍とするの希望を述べたりと云ふ。此事何時しか幕府及び井伊等の如き反對黨の聞知する所となり、其過激なる攘夷論と共に、老中等の忌憚を招く因となり、はては京都所司代より傳奏を経て、鷹司等に對し、齊昭内々の上申を採納するなき様警告せしめたり。此の如く齊昭の嫌疑を幕府に得し事情は、直ちに慶永等の周旋に影響し、此の一派の盡力もまた齊昭の使喚に出るものと信せらるゝに至りぬ。是に於てか形勢を觀るに敏なる齊彬の如きは、益々幕府の忌諱に觸れんを慮りて、齊昭に遠ざからん事を慶永に注意せり。仍て慶永も之を諾して、稍齊昭との交通を疎濶ならしめたり。されど彼は毫も慶喜援立の志を動かさず、會々齊昭の老臣安島彌次郎（後帶刀）の慶永の謀臣中根鞆負（雪江、師質）によりて、一橋を儲君とするの希望を通ずるあり（四年八月の比）、慶永は外交に促がされて此の問題の燃頭の急に迫れるを覺えし際なれば、喜んで彼等と相應援し、やがて一橋の侍臣平岡圓四郎等全力を傾注して運動するに至りぬ。

一橋黨の周旋は益々熱心となれり、慶永等は今や幕府の内部に手を延さんとす。或は近時御側衆より、若年寄に昇進せし本郷丹後守（秦固）の三代歴仕の老吏にして、幕府の内廷に勢力あり、幸に阿波守齊裕會識の人なるを憑み、彼をして先づ内意を聴かしめ、或は慶永の養父故齊善の侍女に本立院とそは松平伊賀守の老中再任是れなり。

伊賀守と齊昭との關係は、余の嚮に述べたる所なり。一言以て之を盡くせば、兩者は兩立し難き政敵なり。嘗に其政見を異にせるのみならず、前年伊賀守の罷免は、全く齊昭が阿部伊勢守を強要せしに因るは、世に知られたる事なり。伊賀守は人情として、齊昭の子なる慶喜の儲君たるを喜ぶべくもあらず、一橋黨の運動は正に大困頓を來すべき運命に會せり。されば慶永最も伊賀守に親善せんと力め、江戸の劍客齋藤彌九郎（篤信齋）の中根鞆負に親しきを縁とし、種々斡旋の結果、伊賀守の藩老岡崎九郎兵衛等に説き、其の財政の窮乏に乘じ、利を以て伊賀守を誘はんとしたりき。

慶永は又一方に豫て相知れる信濃高遠城主内藤駿河守（頼寧）を引いて己が助となし、之をして先老中堀田備中守に建儲の意あるや否を探らしめし後、遂に九月十六日に至り、公然之を官邸に訪ひ、初めて慶喜推戴の意を明らかにして、其翼賛を促がし、尋いて其趣意を詳記せる建白書を呈し、又閣老久世大和守松平伊賀守をも屢訪して盡力を請ひ、後又平岡圓四郎をして慶喜の行狀を綴らしめ、其英明美德を稱揚し、之を伊賀守に送りて、其推戴を求めたり。是に至て將軍繼嗣問題は、既に有志隱密の希望に非ずして、幕府對諸侯間の公然なる政治問題たる色を帯び來りしなり。

慶永は嚮に尾張慶恕を説て、己が黨援とせんと試みて失敗せしが、尙之に念を断たず、此の頃再び家臣石原甚十郎を尾侯帷幄の臣田宮彌太郎(如雲、篤輝)の許に遣し、之を説きて慶喜擁立の謀を定めしめんとし、己も亦一書を慶恕に送り、反覆時勢の艱險を説き英明の建儲無くば、天下の人心を一にし難しと切論したりしが、慶恕は依然幕府の嫌疑を憚るべきに託言して應せず。十一月の比慶永等は更に一步を進め、幕府の權勢ある者を延いて、己が黨與とせんと試みたり。尙有司中にては、先づ平岡圓四郎の實父岡本近江守と師賓の縁ある勘定奉行川路左衛門尉は、容易に其本心を吐露せざりしも、志は初めより一橋に傾きしものゝ如く、其大目付土岐丹波守、目付永井玄蕃頭、鞆殿民部少輔、岩瀬肥後守、函館奉行堀織部正等の如き、皆一橋の立たん事を希ひしものにて、後に至り、皆慶永等と聲息を通じ、府の内外相呼應して運動したり。

慶永等は此の如く盡瘁して怠らざりしが、何時しか儲君は内々紀伊慶福に決せりと傳ふるものを生じ、又條約勅許奏聞の事によりて、堀田閣老上京に決したれば、備中守の在京久しきに亘らば、繼嗣の議に阻滯を來たさん恐れ、其出發に先立ち、略、落着を希望し、效を一舉に收めんとして、最後に反問苦肉の策を講じ、外藩なる松平土佐守(豊信)は本來同志なれば、之に説き彼をして堀田備中守を訪うて、建儲の論を發せしむると共に、己も亦備中守を訪うて、外藩の態度を密告して、其反省を促したり。そも外藩にては松平薩摩守、伊達遠江守、松平肥前守、立花飛騨守等慶喜に心を

傾けしも、外藩として此の如き幕府繼嗣の議に容喙すべきにあらねば、從來表面に現はれず單に慶永齊裕等の如き親藩の諸侯の盡力に委せしも、今や事急に及び、或は中原の鹿は敵手に落ちんとする恐あるを以て、慶永は上の如く土侯をして老中に逼らしめ、以て其志を遂げんと試みたり。勿論慶永は初めより外藩の徒と通謀する事なきを飾言し、しかも外藩の繼嗣問題に對する氣勢の盛なるを誇言して、徳川家の世嗣を彼等に議せしむるは、將軍の威令を失墜せしむるものにして、又彼等の中若し朝廷に内奏して、建儲の勅命を下さるゝ様の事あらば、朝廷より將軍の廢立を議せらるゝも同様にして、此上なき幕府の大事なるを痛論せしが、彼の外藩と相應援せる真相は自から發露して、却て之が爲めに閣老一部の反撥を招きしこそ是非なけれ。

此の時恰も堀田閣老は上京せり、而して繼嗣問題は條約勅許の議と相關聯して、愈、事態の紛糾を來たせり。此くて本問題は朝幕關係の一面として觀察すべき性質を帯び來りぬ、余は次章に於て之を詳らかにせん^(二)とす。

参 考

(一)本節は、専ら昨夢紀事に據れり。

第二節 南紀黨の由來及其運動

南紀黨とは紀伊中將慶福を擁立して、將軍家定の世子とせんと企てし一黨を斥すものにして、其中堅を井伊掃部頭とす。建儲の必要は其擬選する所の何人なるに關せず、夙に天下一般に認められ、前節に述べし如く、松平慶永等の一橋擁立を思ひ立ちし時には、即ち後に南紀黨として數へられし人々も、等しく繼嗣問題に思を潜めしなり。掃部頭の如き、既に安政元年五月の比、彦根に在りて一書を豫て親交ある老中松平和泉守に送りて、現今將軍一身の繫る所極めて大なるが故に、其の建康保衛の必要なるを説き、之につけても未だ世子君の定まらざるは、天下の等しく憂慮する所にして、上下危惧の念を去り、人心を齊一ならしむるは、建儲を早くするに如くはなしとて、本年中也も議定あらん事を望み、且つ當時諸方に頻に此の問題に注意する有志あるを注意したり。翌二年正月再び書を和泉守に致して、更に儲君の内定せられしや否やを問ひぬ。掃部頭は固より此の際に於て公然紀伊慶福を援立すべしとの意見を述べざりしと雖も、其の政見と水戸齊昭のそれと、水火相容れざる底のものなるを知れば、彼の到底一橋擁立に與する能はざる事情をも理會するを得べし。齊昭は極端なる攘夷論者なり。直弼は嘉永六年米艦渡來の後、明らかに開國の已むを得ざるを斷言せり、是れ兩者の兩立し難き政敵なるを示す。齊昭は幕政に參與するの初め、江戸灣の防備を策して、品川砲臺の築造を主張せり。直弼は之を無用の業と誹るを憚らざりき。安政元年直弼の祖先以來の舊格によりて、京都守護の命を受くるや、彼は銳意熱心將軍の委託を全うせんと努力せしに拘

らず、翌二年露艦の大阪に來り、京畿動搖するに當り、井伊家の處置當を得ずとの譏江戸に起りて、京都所司代脇坂淡路守(宅安、龍野侯)より、同家の京都留守居を呼び出して戒飭せし事あり。直弼は幕府の輒く流説を信じ、審に査察せずして此の戒飭を取てせしに平なる能はず、私に以て何者かの誣説に基くと思惟したり。當時の井伊家の處置の機宜に適せりや否やは問はずとも、當時齊昭の阿部閣老に重んぜられて、廟議に參し、脇坂淡路守の寧ろ齊昭と親善なりし人なるを知らば、這中の消息領會し難きに非ず。要するに齊昭と直弼は各自の施設に於て、互に同情を有せざりしは疑なし。而して此の如く兩者の間に蟠りし反感は、種々の問題に觸れて、益、高まり來りしと察するに足るものあり。

安政二年水藩内訌の再發するや、齊昭は結城黨の谷田部藤七郎なるもの、水戸の支流なる高松の藩臣澁川秋山等と結託して、藩主讀岐守を説き、更に其同席にして親交なる井伊直弼に連り、其の勢力によりて、阿部閣老を排斥し、隨て水藩に於ける齊昭の地位を動かさんと疑へり。其實を得たるや否は知れざれども、齊昭と直弼との拮抗は此の如く水戸の内政にも波及せるが如し。又余の第八章第二節に於て叙したることく、安政三年に於ける閣老の交迭は、其一面に於て、齊昭直弼兩人抗爭の結果なるを見るべし。此の時排斥せられたる松平和泉守は、直弼と相應援せる人にして、齊昭の爲めに彈劾せられたり。而して此の時新に堀田備中守の入閣せるは、即ち齊昭の甚だ好まざりし

所なるも、阿部閣老の直弼の推輓を拒む能はざりしによるなり。且つ此後に至りて漸く齊昭の疎外せられしを見る。此の如くして兩黨の勢力は一消一長して、やがて將軍繼嗣問題に逢着せるなり。松平慶永等一派の英明を要とするの故を以て、一橋を推すに對し、直弼は甚だ異なりたる見解を有せり。直弼等以爲らく、古來徳川氏の治世無比の太平は、全く將軍家の威徳の然らしむる所にして、其人の賢愚に因るものに非ず。正しき近親を措きて、單に英明を選ぶは外國の弊俗にして、皇國の美風に背く、故に本邦に在りては、血脉近き人を立つるは、即ち天下の人心を繋ぐ所以なりと。こゝは直弼の謀臣長野主膳(義言)の其主の素意なりとして、九條關白に説きし所なれども、必ず直弼の持論なるべく、其の古學流の修養より得來たれる信念なるを察すべし。其議論の當否は姑く措き、所謂南紀黨の主眼とする所、飽く迄も將軍の威嚴を維持して、徳川幕府の基礎の動搖を防がんとするにあり。即ち一橋黨の希ふ所は、天下の人心を一にせんとするにありて、必ずしも將軍の威令を顧慮せず、南紀黨の最も恐る所は幕威の陵夷にして、現將軍の意思を矯めて、獨り多數の議論に従はんとするは、之を維持する道にあらずと考へしに似たり。然らば家定は果して一橋を喜ばざりしか。

幕府大奥の隱微は知り難し、されど將軍の人物より推すに、彼は強ひて我意を立つるの人にあらず。只生母本壽院を始め、内廷に異常の勢力を張れる老女輩は、皆齊昭を忌む事甚しく、隨て慶喜の西

城に入るを喜ばざりしなり。當時に於ける大奥の勢力は、家齊家慶の時の如く制馭し難きものにあらざりしも。尙閣中を動かすの力あり。殊に其内部に在りては、全然情實妬忌の府にして、夫の島津齊彬の内命を含みて入り來りし天璋院夫人も、奈何ともする能はざりし有様なり。さはれ上の事情は南紀黨の奇貨置くべしとなせしものなる事洞察に餘りあり。

南紀の君臣と井伊直弼と結びし所以、及び其幕府の内外に於ける周旋の状態は、余の詳らかにするを得ざる所なり。只紀の附家老水野士佐守(忠央)は、二萬五千石餘を領して、紀伊新宮の城主たり。素より紀藩の附庸たる地位を脱して、獨立の一侯たらんと望めり。彼の慶福を西城に納れんとして極力運動せるも、此等の野心に基くものと傳へられたり。又彼の周旋は頗る隱微にして、多く路遺内謁の間に功を收めたりと稱せらる。されば夙に御側衆平岡丹波守(道弘)、夏目左近將監(信明)等に結託し、將軍の身邊及び大奥をして悉く南紀に傾かしめたり。

一橋黨の運動激烈を加ふるに及び、其論辯を傾聽せる老中等も、陽には贊意を表し、強ひて異論を挿まざりしも、堀田備中守の如き、安政五年上京以前に於ては、内心慶福を迎へんとせしもの、如く、直弼等と密語して、一橋黨の運動を警戒し、松平伊賀守に至りては、本來姫路酒井氏に人と成りし者、其境遇の感化を一考すれば、其の直弼と等しく、「將軍家御威徳」の謳歌者たりし事疑ふべからず。されば彼の再任の後、井伊掃部頭等頻りに誘説せし形跡あり。彼の慶永等に對し其盡力を

翼賛する如き態を装ひしは、其權詐にして、幾くならずして激烈なる反對者となれり。久世大和守は到底己の利害を顧みず、好で嫌疑の地位に立つ底の人にあらず。又備中伊賀の兩人に讓るを常とせしと云へば、其態度も知るに難からざるべし。之に據りて察するに、堀田閣老上京以前にありては、三四の有司を除けば、幕府を擧げて南紀黨なりしを知るに足る。宜なり慶永等の東西奔走せるに當り、南紀の一連泰然として安んずるの色ありしと云ふや。

是に於てか、余は安政四年の末に於ては、大勢既に定まり、事實南紀黨の勝利疑なかりしものと推斷せんとす。然るに五年に及び、稍、此の形勢を動搖せしめ、南紀黨をして一時憂色あらしめしものは、三四の大諸侯の京師に試みたる最後の運動にあり。此くて將軍繼嗣問題は、一轉して朝廷對幕府の問題となり了りぬ。

參 考

(一)本節は昨夢紀事及び開國始末に據れり。

第十三章 朝幕の交渉

嘉永の末年、米艦渡來し、外事切迫内政紛糾を加へし際、最も後世學者の注目を惹ける史上の現象は、朝廷幕府相互の政治的地位の轉變に如くはなし。往昔徳川家康弱府を開き、十七條の禁中條目に、朝廷上下の控制を畫して以來、萬乘の尊も天子御藝能の事、第一御學問なり、和歌は綺語たりと雖も、我國の習俗なり、棄て置くべからず云々の勸奨に餘儀なくせられて、一生の御事業讀書吟詠の外に出でず。三公以下の朝紳も、冠蓋相望みて、徒らに虛位空名を競ひ、しかも其多くは幕吏の鼻息を窺うて、一身の安を求めんとす。果ては武家の官位は公家當官の外たるべしとて、幕府は國家至重の名器授與の權をも私したりき。其後二百年、朝幕關係推移の狀今詳述し難しと雖も、近くは寶曆明和の竹内式部、山縣大貳の事件、并に寛政の尊號問題に處する幕府の態度は、依然辛辣を極めたり。されば古來内外百般の政務、大小となく幕府の專決に成りて、朝廷は殆ど成を仰ぐに過ぎざりしも、亦時勢の然らしめし所なり。然るに何ぞや、嘉永以後幕府屢、狀を上り、使を馳せて内外の機務を叡聞に達するのみならず、時に朝令を藉りて、己が政令の遂行を計れり。余の前章に述べたる梵鐘改鑄の如き其一なり。朝廷も亦未だ俄かに閫外の任を輕んずるの意なしと雖も、全く幕威を抑へんとする鋒鏘を露はさざるに非ず。此の如き朝幕關係の變遷は何に基けるか、古學の復

興と支那文教の普及とによりて、醜醜ウツウツせられたる尊王斥シヤクの思想は、固より之に影響せし事大なりと雖も、要は、幕權の陵夷に因む事疑ふべからず。幕威衰へて諸侯漸く鴟張シヤクヤクとなり、何時しか制令を恐れずして朝廷に近邇し、縉紳に交遊するに至りぬ。是に於てか天下漸く朝廷の尊嚴を知りて、幕命の峻烈を忘れしも怪むに足らず。然らば此の如き時勢の變は、政治の局面に於て如何に發展せしか、本章に於て之を述べんとす。

第一節 嘉永安政の際朝廷に對する幕府の態度

古くは徳川光圀、下ては本居宣長等の鼓吹したる所謂水戸學及古學は、古典の研究によりて、萬世一系の帝祚を踐み給へる我が天皇の、宇内無比の尊嚴を有せらるゝ所以を明にし、往時に於ける列聖の德澤と皇室榮貴の状態とを詳らかにして、國民の注意を喚起せんと力めたる結果空しからず、寛政以後に於ては帝室至上の觀念は、天下到る所に遍蔓するに至りぬ。是に至りて、一方皇室及び之を圍繞せる朝紳の間に、自尊の念を生せしと共に、他方幕府及其群僚は、衷心より朝廷に對し謙抑の已むを得ざるを認めたり。隨て爾來幕府は天子の尊貴は到底干犯し難きものなるを認め、朝旨を畏むを常としたり。

嘉永六年米艦の渡來は、國家無前の大事なり、其處置の當否は全國の休戚に關す。幕府は假令機務

裁制の權を有すと雖も、此の如き重事朝廷に奏せざるべからずとは、諸侯及幕府自身の等しく認めし所なり。故に同年六月九日幕府は京都所司代脇坂淡路守をして、傳奏デンソウに米艦四隻の渡來を報じ、深く憂ふべき事態には至るまじきも、或は國家の面目に關する事なきを保し難し、幕府に於ては固より非常の備を有すれども、京師に蜚語ヒゴの生せんを恐るゝが故に、事情を達する旨を告げしめたり。之に對し同十六日傳奏より所司代に達せり曰く、朝廷は幕府の施爲に信頼し給へども、尙叡慮安らかならざるにより、七社七箇寺へ祈禱を命じたりと。而して此の日を以て、朝廷より十四の寺社へ世上靜謐の祈禱を勤行クシヤウすべき旨の宣命を下されたり。

家慶薨じて家定職を襲ひ、十一月二十三日將軍宣下の議あり。此の時傳奏三條實萬等勅使として東下せしが、二十七日請暇の爲め登城せし際、老中阿部伊勢守等に向ひ、亞米利加の處置に就き、關白の内旨を認めたる書を傳へ、且つ口頭を以て爾後叡慮を安んずべき施設を望めり。老中等相傳へて披見したる後、伊勢守詳らかに目下の情勢を語り、何を云はんにも軍備充足せざれば、輕々の措置を施し難し、若し誤つて禍機一發すれば、之を拾收すべき期を知らずと云へり。此の時彼は力めて京紳の感觸を損せざらんと試み、幕府に於ては宸襟を安んずるを以て當然の務となすが故に、若し叡慮に思召さるゝ節もあらば、憚なく下命あるべく、或は兩傳奏より傳宣すべしとの言をなすに至れり。以て當時幕府の如何に朝命に重きを置きしかを察すべきなり。

翌安政元年四月六日禁中火あり、宮殿多く烏有となる。主上以下難を避けて聖護院青蓮院宮等に遷幸せられぬ。此の凶報に接し幕府の滿廷震駭せしが、直ちに阿部閣老以下に禁裏御所の作事奉行を命じて、再建に着手せしめ、同年八月更に普請掛勘定奉行石河土佐守、勘定吟味役立田岩太郎等をして京都へ出張して、工事を督勵せしめ、又深川木場貯藏の良材を惜まず回漕して、其工程を急がしめたり。而して今回の建築には尾張慶恕等近衛忠烈の請に應じて、幕府に勸説し、舊に比して築地を擴げし所あり、是亦朝旨迎合の一端と見るべし。

さて京師守護の任は、徳川初世以來彦根井伊氏の當りし所にして、家康の密旨を承けたりと稱す。其故にや、彦根侯の特權として、山城に鷹場を有し、古來放鷹に託して、京師に入るを許されたり。米艦渡來以後京師の人心動搖し、爲めに宸襟を惱まざるに至りては、幕府默視するを得ざる理なり。是を以て本年四月九日、恰も皇居炎上の報の達する前一日、將軍は井伊掃部頭を召し、内旨を含めて専ら京師の守護に任せしめ、從來其負擔せる羽田大森海岸警衛の任を解けり。仍て掃部頭は請假して、五月封地に就けり。此の時井伊氏の外近江膳所侯本多隱岐守(康融)、攝津高槻侯永井遠江守(直輝)の二人も、同じく京師警衛の命を蒙れり。

同年九月露國水師提督ブーチャチンの搭乗せる軍艦デアナ、突然大阪の海面に現はれ、京攝の上下驚動する事大方ならず。時に井伊掃部頭は彦根に在りしが、其藩臣の京師に留守居たる者、警報を

得て直ちに一隊の兵を發し、尋いで彦根よりも出兵せしめて、非常に備へたり。幸に露艦滯泊久しからずして去りしが故に、擾動甚しきに至らずして終れり。されど此の經驗により、幕府の有司は益々京師の警衛の忽にすべからざるを知り、種々評議の後、一層備禦の法を嚴にせり。即ち井伊掃部頭が十月彦根を發して、京地巡察の途に上り、十數日を経て歸邑したるは、京師守護の法を講せん爲めなりしなるべし。加之十一月には、井伊氏の外更に小濱侯酒井修理太夫(忠義)、郡山侯松平時之助(保徳、柳澤氏)の二人に、京師警衛を掌らしめ、笹山侯青山下野守(忠良)、淀侯稻葉長門守(正邦)、及膳所、高槻の四侯をして京師の七口を警固せしめ、又傍近諸侯には、急に應じて赴援するを得せしめたり。而して二條城の守禦は、京都所司代の掌る所と定む。此の外尙近海に外艦の襲來せん事を慮り、宮津(松平伯耆守宗秀)田邊(牧野豊前守誠成)峯山(京極備前守高富)の三侯をして、北海の變に應ずるの準備をなさしめ、又一方攝海方面に對しては、紀伊、徳島、明石(松平兵部太輔慶憲)の三侯をして、各紀伊加田浦、淡路由良及岩屋、播磨明石の四所へ砲臺を建築し、其備砲を悉く洋式とし、以て大阪港を防護せしめんとせしも、全く京師守護の策なり。

此の如くして、幕府は決して京師の守護を忽にせざるを明らかにしつゝありし際、御所の新築尙成功に臻らず、天子准后假皇居に御して、不便を忍ばせらるゝを見て、少からず恐懼し、安政元年の末には將軍の微志を表せん爲め、金壹萬兩を献上し、朝紳を感動せしめしが、尙此る御困厄の中に、

新年を迎へらるゝを憂懼し、阿部閣老は水戸齊昭と謀りて、幕府に於ても、明年歳旦の祝式等を省略して、謹慎の意を表せんと發議せしも、尙儀禮を以て幕威を維持するに缺くべからざるものと思惟せし有司多ければ、異論百出し、事遂に行はれずして已みき。こは勿論經費節減の目的をも含みしものなれども、一には至尊に對する幕府の態度の、頗る恭順を旨とするを示さん爲めなり。此くて皇居は二年の末に至りて、漸く功を竣へ、初めて幕府の天朝崇奉の本意を達せり。

前年將軍襲職の際、東下の勅使に對し、老中の述べたる所言は、自から朝廷の政務に干渉する端を開かんとするに殆かりしが、本年十二月露使の下田に在つて、我が有司と北蝦夷地の國境を争ひつゝありし時、老中等は又國境劃定の如き重事は、宜しく其交渉顛末を朝廷に奏すべしとて、所司代に傳命せしめぬ。此の後二年三月の比、幕府の水戸齊昭の議に隨うて、梵鐘改鑄の令を下さんとするに當り、累世の規矩を破りて、太政官符を請ひ、以て責任の推委を企てしは、當時朝野の非議を招きしのみならず、後條約勅許申請に際し、朝廷をして口を之に藉りて、幕府の國家の大事を專決せしを尤めしむるに至りしは、時勢の然らしめし所とは云へ、最初幕府當局の用意に缺けし所なしとせず。

同年七月禁裏附都筑駿河守(峯重)の京師に赴任するや、老中は昨年中に調印せし米英露三國の和親條約書の寫を與へ、着任の上所司代に諮り、關白以下公卿縉紳をして外交の狀勢を詳らかにし、開

國の已むを得ざる所以を領會せしめ、又時宜によりては、叡聞にも達する様處置すべきを命じたりしが、幸に鷹司關白の承認を得て、九月には幕府の外國に對する處置叡威の上、老中等の苦心をも諒とせられし旨の論旨を發せられしは、以て當時朝幕の略、協和せしを徴すべし。

安政三年後に至りては、米國總領事ハリスの到來により、外交の局面は俄に多忙を極め、爲めに上下の人心激動し、國家危殆に瀕するが如き感を懷かしめたり。隨つて京師の守衛も一層嚴重にすべしとて、五年に、従前下命の諸侯の外に、高松侯松平讃岐守、桑名侯松平越中守(定猷)、松江侯松平出羽守(齊貴)等の大阪警衛を止めて、京師守禦を命じ、又津侯藤堂和泉守(高猷)には、臨時出張して、京都諸口の援兵たるべきを令せり。次に従來品川砲臺を守る鳥取侯松平相摸守、房總の海岸に備へたる岡山侯松平内藏頭(慶政)、池田氏)及高知侯松平土佐守の三人をして、大阪海岸を警衛せしめ、又相摸を守りし萩侯松平大膳大夫(慶親、毛利氏)は兵庫に、上總富津に備へし柳川侯立花飛騨守は堺に、各其守備地を變換せしめたり。右は稍外人渡來の本旨を知り、安んじて江戸傍近の防備を撤去するを得て、之を政略上の必要ある攝泉の地に移せしなり。又之に先ちて米國通商條約締結の後、幕使林大學頭等上京の事あり、其顛末は略、前章に述べたり。

參 考

(一)左に抄出せる三條家記(懷舊紀事所載)の文は、幕府の朝廷に對する態度を示すものなり。

廿七日登城日也。諸事如例了、老中面會之時、予向伊勢守云、近來度々異國船渡來候、殊には當夏亞米利加國差出候書翰不_レ容易儀、深被_レ惱_レ宸襟候。於_レ當地不_レ一方御配慮之儀と被_レ思召候。右に付御沙汰之儀も被_レ爲_レ在、今度幸參向に付、可_レ申述旨關白殿被_レ命候旨申述了る、一紙授_レ之、如_レ左。
近來度々異國船渡來有_レ之、殊には去夏亞米利加國より差出候書翰之趣、不_レ容易事と深被_レ惱_レ宸襟候處、今般右御取計方之儀、急度兩人へ被_レ達置候旨、脇坂淡路守より致_レ承知、即及_レ言上、當地不_レ一方御配慮之御事と被_レ思召候。誠に神州の一大事に候得ば、彌衆心堅固に、國辱後禍無_レ之權にと被_レ思召_レ配慮をも幸此度_實明_實兩人參向に付、宜_レ申述旨御沙汰に候。仍此段申入候事。
伊勢守披見了傳_レ備前守、次々傳覽。

伊勢守被_レ示_レ予云、右異國船一件、上にも_{將軍}の事段々御心配、私共にも色々評議仕居候と被_レ申懸、其後委曲精密に被_レ申、至極和談之氣味也。其肝要意趣粗如_レ左、前後言辭等不_レ能_レ詳_レ之。

一容易に取計も難_レ成儀は、常に御世話も御座候得共、何分當時十分之御手當も相成居不_レ申候。

一時の儀は兎も角も可_レ相成候得共、一發すれば何く迄も參らねばならぬ事故、得と整備出來之上ならでは難_レ取計、夫故彼是と隙取御詮議の事に有_レ之候。

先平穩に爲_レ取計、其上彼より亂妨も有_レ之時は盡力候て取計候積の事と委數被_レ申候。

一何分配慮をも被_レ惱、關白殿にも御心配被_レ思召候と存候。上には_{將軍}の事_{を云ふ}配慮を被_レ安候様に被_レ遊御趣意專らの御事、私共にも、一同其心得にて、精々心配致居候由、尤當地にての御取計は、配慮を被_レ安候様に被_レ遊候事こそ御當然の御事、一同にも其心得と申事繰返し被_レ申述了。

一配慮に箇様被_レ遊度と申思召も被_レ爲_レ在候は、無_レ御遠慮被_レ仰出候様、左候は、又其思召にて御取計

可_レ仕儀と申事、再應被_レ申述、若直御沙汰も如何にも被_レ爲_レ在候は、兩人より申越候様にと随分懇切に被_レ申也。

一今度兩人出會幸の儀に付、從_レ彼方も右之次第被_レ申述由、何卒此趣も配聞にも達候様、殿下へも申入候様にと懇懇に被_レ申也。

語中に被_レ申候條、無_レ左右取計は如何様とも可_レ相成候得共、及_レ異變何方へ亂妨候も難_レ計、何分十分御備出來候上ならでは難_レ成旨吳々被_レ申述。

一相授候書付の趣は猶可_レ申上との返答也。

(二)本節は主として懷舊紀事及陸軍歴史に據れり。

第二節 米國通商條約勅許の奏請

安政四年の末、幕使林大學頭等先づ上京して、外交の經過を奏上し、以て朝廷の承認を求めんと計りしも效なく、却て朝廷より幕府の專斷を以て條約を締結せしを尤めらる、端を開きし事前に述べたり。是に於て、大學頭等の歸府に先ち、五年正月八日、更に老中堀田備中守、勘定奉行川路左衛門尉、目付岩瀬肥後守の三人台命を奉じて上京し、愈、外國處置に就き、公武の融和を試むる事と定まれり。就中岩瀬等の締結せし米國通商條約の調印は、必ず勅許を得て後に行ふべしとの議論、幕府の内外に勢力を占めたる際なれば、彼等は如何にもして其目的を果たさんと決心し、同月二十一日三人各屬僚を隨へ、相前後して京師に向ひぬ。

備中守等は先づ京師の形勢を観察する上に於て誤を致せり。彼等は朝廷縉紳に對する幕威の、尙往昔の如く熾盛にして、老中等の一言は能く朝臣を威服せしむるに足らんと豫想したり。海外の形勢に盲に、天下經綸の才に迂なる公卿殿上人は、到底彼等の口舌に敵するを得ずと思惟したり。彼等は又黄金の勢力は能く累世困窮に甘んじたる雲上人の口を緘して、唯々幕命を奉せしむべきを信じてたるが如し。されば備中守は朝幕の交渉のさまで紛糾錯雜し、重大なる事態を生み出すべしとは考へざりき。故に出立に先ち、松平慶永等に向ひ、一句の滯京は能く萬事を處理し了すべしと公言するを憚らざりしのみならず、既に米使ハリスに向つても、三月五日を以て條約調印の期と定め、ハリスをして備中守上京と同日に一度下田に退去せしめたり。

然れども焉ぞ知らん、安政年間の幕威は、決して寛政のそれと同日に談すべきものに非ず、所謂強弩の末力は魯縞を穿たず、徳川氏實力の漸衰は、尊王思想の勃興と相俟ちて、幕權の陵夷を來せり。隨て當時の京紳も亦往昔のそれと同じからず、尊王論の唱道により、自己の地位に就きての自覺心を喚起したる彼等は、直ちに幕府の壓迫に對し、祖先以來の積忿を洩らすべき好機の到來を認識したり。固より當時の朝廷は一面より見れば、尙國家の大事を論ずるに堪えざる迂人の府たるを免かれざりしも、中には慷慨悲憤朝家の復興を以て自ら任じたる人なきにしも非ず、好んで氣節を負ひ幕威を干犯するを以て快となすの人に乏しからず。しかも尙別に彼等の依頼する有力の後援存せし

なり。

幕府は未だ京師の情形を詳らかにせず、隨て單に縉紳の態度を正當に理解するを得ざりしのみならず、彼等の背後には四五の大藩の憤恨と野心とを懷きて、潜在するを知らざりき。尙一層注意すべく、畏憚すべくして、冥々の間に、幕府の基礎を動かすに足りし一大勢力者、即ち當時王室家と稱せられし書生輩の、潜に縉紳の間に出入し、無責任の言論を以て、彼等を風動しつゝありしを知らざりき。假令全然知らざりしに非ずとするも、之等のさまでに恐るべきものなるを充分に意識せざりしに似たり。そも所謂王室家なるもの、多くは、從來有爲の才を懷きながら未だ驥足を伸ばすを得ず、現今の社會に對し、不平憤懣の情を蓄へながら、草莽に雌伏せし輩なり。故に心中自ら事を好むの傾なきを得ず。外艦頻來して國運否塞の恐を見るや、彼等は等しく攘夷の必要を痛論して、時政を非議したり。是より先き、天下に普及せし本居平田一派の古學、若くは水戸一流の學説は、彼等によりて始めて政治上の運動となるを得たり。彼等は外交の問題に逢着して、始めて平素の磊塊を遣るを得たりしなり。而して幕府當局の施設は彼の希望と相乖戾する事甚しかりしが故に、往年竹内山縣等の運動に、其前兆を示せし尊王斥霸の思想は、漸く實際問題となりて現はれ來れり。未だ俄かに討幕を叫ぶに至らざりしも、萬乘の天子を尊奉し、朝威を藉りて幕府の匪政を匡救せんばあるべからずとの信念は、彼等を驅つて、王室家なる稱呼の下に、諸方に遊說せしめたり。之

を要するに、尊王攘夷の學説は、諸方不平の徒の懐く所となりて、急激に政治上の大勢力たりしが如し。さて何故に當時此の如き不平の徒を生せしかは、余の緒論に於て論せし所を參看せらるれば、一考して直ちに明らかなるべし。云はば固着して容易に變改し難き社會國家の制度の、日に新にして、一刻も休止せざる人口の増殖、文物の進歩に伴はざりし結果、必然生じ來りし缺陷の産物なりと云ふを得べきなり。

王室家の輩は單に京師に徘徊して所在横議せしのみならず、各藩共に此の種の志士の議論に鼓動せられし傾あり。彼等は勿論改革進歩を標榜せるものなれば、時に藩中の保守退嬰を主張せる巨室派と衝突して、激烈なる黨争の慘禍を経験せしものあり。水戸、長州、薩摩、土佐、熊本等は其著しきものなり。夫の藩論なるものは、此の兩黨勢力の消長に隨うて動搖す。若し孰れか一方優勢を得るに至らば、其主張は藩主によりて代表せられ、時に幕議に影響するに至れり。加之或る者は、其所見の幕府に容れられざるを憤り、一轉して朝紳の背後に潜入し、鋒を逆にして幕府に迫まらんとせり、諸藩の京師入説と云ふもの即ち是に外ならず。

諸藩の入説は其運動隱密にして容易に的知し難し。余は嚮に當時諸藩主の公卿と姻戚の關係を有するものなるを指摘したるが、此關係はやがて、彼等に朝廷に接近するの機會を與へしものなり。又假令婚家たらずとするも、何等かの方法によりて、朝紳に縁故を求め置くは、當時一般の傾向なり。

尾薩兩藩の近衛家に於ける、水藩及阿波蜂須賀氏の鷹司家に於ける、土佐山内氏の三條家に於ける若くは彦根井伊氏の九條家に於ける、其最たるものなり。而して此る隱微の關係の政局に及ぼせし影響は後段に述べべし。

堀田閣老以下は、二月四五兩日に入京せり、朝廷は其の翌日を以て、滯京中の林津田の二人に歸府を許されたり。後數日九日に及びて、備中守初めて參内し、傳奏を経て一書を上り、亞米利加との通商條約に就き勅允を請ふ旨を述べたり。此の書は簡單に海外形勢の變動せし爲め、國家の舊法を墨守するを得ず、故に祖法を變改して、外國との條約を締結せんとす、尤も成るべく彼の要求を削少すべきも、此が爲め國內人心の不調を招きては内外禍亂を招くの恐あれば、此の處斷に就き、朝旨を伺ふ旨を記せり。此の日備中守の參内せしは午半刻(正午過)なりしも、夕七時(午後四時の比)に至るまで朝見を得ず、漸くにして小御所に於て天顔を拜せり。しかも此の日關白九條尙忠徹じやくたつありて參内せず、備中守は議奏傳奏に面せしのみ。退朝の後、關白及前關白の私邸を歴訪せしも、九條關白の病を力めて面會せしのみにして、鷹司太閤は接見を避けたり。此くの如くして、朝紳は先づ幕府宰臣の膽を奪はんとせり。

此の時に當り、公卿殿上人の多くは、外國の事情に盲に、又保守的風習を脱せざるが故に、外夷の攘斥を極論して已まず、且つ書生の横議先入して、容易に幕府の言上に耳を傾くるを欲せず。故に

天子旨を下して、諸卿の奏議を徴せられしに、皆斷然攘夷を云はざるなし。

同月十一日、兩傳奏(廣橋光成、東坊城聰長)及議奏久我建通、徳大寺公純、萬里小路正房等備中守を旅館本能寺に訪うて、質問する所あり。従行の幕吏川路岩瀬の二人も、共に出で、之に應じ、稍議論を上下せり。朝廷よりは參議以上の建言書を示したりしが、悉く強硬の主張なりき。後二日、十三日亦議奏傳奏共に本能寺に赴きて問答せし後は、朝廷群議に忙しく、備中守等は豫期に反して、落着の遷延すべき形勢に心熬らしも、已むを得ず、空しく滯京して勅答を待てり。

是より先き、安政四年中米使參府等の件に關し、水戸齋昭より九條關白へ入説せし趣は、以前述べたるが如し、其論旨頗る幕議と相違へり。其後十一月十六日の比、又鷹司太閤に密啓して、近々幕吏上京して朝旨を伺ふ由なるも、斷たる攘夷の勅命を賜はらずんば、天下の爭亂立ろに至らんと云ひ、十二月に入りて、再び密啓する所あり、其書又一橋建儲の問題に關連せりと傳へられしが、此の事、何時しか、漏泄して、水公陰謀ありと疑はるゝの因をなせり。又備中守上京の後二月十一日、阿波齊裕より亦鷹司太閤へ内書を呈せり、言ふ所必ずしも攘夷を主張せしに非ざるも、目下臨深履薄の時態、憂慮に堪へざるものあり、外夷も亦逼迫して、皇居近き海岸を要望し、國家危急の時に際す、若し非常の事あらんには、警衛の爲め出兵せしむべく、愈、亂に及べば、自ら上京し、諸侯に先ちて禁中を守護すべしとて、尊王の趣旨を達せんと力め、別紙中には、從來屢、上書して聞

老を戒めしも、採用せず「最早諫争之道絶え果て」、歎息を極む等の言あり。此の上書は當時世人の意外とせし所にして、其初め越前慶永等と同く幕府を翼賛せし態度一變せし爲め、世に反覆の譏を受けたり。蓋し勤王を主張せる藩論勢を得て、彼を強ひしものならんか。尾藩も亦陰に近衛家を経て勤王の意志を述べたりと云ふ。此の外仙臺鳥取諸藩の重臣も、陰に上京して、運動せし形跡あり、其委曲は知り難きも、何れにしても、此の如く幕府の宗藩を首として、三四の大諸侯に異論あるを見ては、縉紳たるもの、いかで幕府と諸侯との睽離に乗じて、益、自己の主張を強論せんと試みざらんや。國論の紛々擾々此の時より甚しきを致せり。

此くて二月二十三日に至り、朝議漸く決し、兩傳奏、議奏共に本能寺に至り、備中守に示命せり、其要に曰く、條約勅許の一條、神宮以下皇祖宗の靈に對せられても、叡慮安からざる趣あり、且つ最も重事とすべきは、國內人心の協和にあるが故に、叡旨三親藩以下諸侯の赤心を知られん事を望まれば、今一度幕命を下して、諸侯の意見を上書せしめて、叡覽に呈すべしと。見るべし、諸侯の入説の直ちに反映し來りしを。又別に數條を、諮問せらる。即ち一、事情已むを得ず、開港を許すとするも、去冬下命せし如く、畿内及皇居近國に外人の接近するを欲せざれば、兵庫開港の議を撤するを望む如何。二、皇居の防備薄弱にして、不安心なれば、然るべき大封の諸侯をして京師の警衛を掌らしめんを望む。三、數港を開き、外人の商館を建てらるゝの後、目下は嚴制あるべきも、

將來に至り、無虞の夷情、反亂を企つるに至る事なきを保し得るやの三條なり。此の尋問に對しては、間もなく備中守より夫々答申せしが、要旨第一、米使は始めより深く京大阪江戸の三大都會を望みしも、種々談判の上、漸く京師十里四方には米人を立ち入らしめず、其代に兵庫を開き、遊歩區域も猪名川を限りとせし次第なれば、今更兵庫撤去の議を承諾せしむるは容易に非ざるべし。第二、兵庫開港の上は、尙更の事なれば、目下幕府に於て取調中なり。殊に朝命を蒙りては、愈々評議を盡すべし。第三、目下の情勢、外人を待つに和親を以てせずんば、忽ち世界列國を敵とするに至るべし、故に和親交易を以て富強の基を立てざるを得ず。條約は和親を固うするを目的とすれば、我に不條理の處置なくんば、妄りに擾亂を生ずるの恐なし。勿論今後如何なる變故を生ずべきかは豫想し難きも、萬一の變を慮りて、現今の條約を拒まば、戰亂目前に至るべし、故に今後弊資を生ぜざる様、武備教化を盛にするを力むべしと云ふにあり。又前出の示命は、備中守より直ちに幕府に達せしに、三月朔日、松平(伊賀守)、久世、脇坂三閣老の連署を以て、人心協和の議を宸念せらるゝは、其理あれども、此の儀は幕府に於て、如何にとも引受くべきが故に、叡慮を安んせらるべしとの幕旨を傳へ、備中守より朝廷へ轉奏せり。(此の答奏は實に傳奏の内意に基きしと云ふ)しかも此の高手的の奏上は、却て朝紳の感觸を傷け、愈々困難ならしめたり。

是に於て、余は九條鷹司以下諸公卿の態度を一瞥すべし、先づ前關白鷹司政通と關白九條尙忠との

相乖戻せるは注意すべし。由來兩家は互に善からず、事に當て所見の相反するも、幾分か此る私情の融和せざるに因するものなるべし。初め二月の交、京師に落首あり曰く、「世の中は欲と信との堺町、東はあづま西は九重」と、蓋し堺町門内東側に鷹司邸あり、西側に九條邸あるを以て、之に縁りて、鷹司は幕府に傾き九條は之に反するを諷せるなり。殊に政通齡七旬に及び、至尊鞠育の勞あり、内覽宣旨の職に居りて、其勢威滿廷を壓せしが、此の人改革を喜ばず、舊習を守りて群議を容れずと傳へられぬ。其子輔熙も亦右大臣の要職を占む、又青蓮院宮尊融法親王、左大臣近衛忠熙、内大臣三條實萬、大納言久我建通以下諸卿、多くは攘夷を主張して、幕府を抑ふるに意あり。殊に法親王の言、直ちに叡聞に達して、宸念の幕府を信せられざるは、主として之に因ると云ふ。然るに三月の上旬に至り、鷹司九條の兩人の態度、硬軟所を換ふるに至りしは、主として諸藩士の遊説に基くものゝ如し。

是れより先き、二月二十三日、諸侯の赤心を聞かれたしとの朝旨の下りし後、堀田閣老等頗る勅許の得難きに窘迫し、遂に傳奏東坊城を介して、頻に賂遣を行ひしと傳へられしが、此事却つて上下の非議を招き、其目的の遂行に寸効なきのみならず、主上は鷹司前關白に嫌疑を挿まれ、其奏言を一切に聽納せられざるのみならず、二月二十八日、辭表を出すべき旨の内命あり。仍て即日之を出せしも、議奏の抑阻によりて、決着に至らず、東坊城の如きも、其傳奏の職を褫はれんとするに至

れり。

此の時彦根の藩主井伊掃部頭の謀臣に、長野主膳(義言)なるものあり、機才縦横にして、又頗る辯口あり。堀田上京の事あるに臨み、掃部頭の内旨を含みて、潜に出京し、主として九條關白の家臣島田左近と結びて、幕府の爲めに斡旋せり。蓋し掃部頭はもと堀田閣老を推輓せしのみならず、其政策には大體に於て同情を有せしが故に、陰に外部より彼を幫助せんと欲し、長野をして朝幕調節の任に當らしめしなり。其如何なる手段を用ひしかは知れざれども、彼が周旋の効次第に顯はれ、九條關白を動かして、漸次幕府に傾かしむるを得たり。之と同時に鷹司關白の態度も亦豹變せり。初め其家司に三國大學なるものあり、儒を以て業とし、同家の侍講たり。太閤の幕府に傾きて、朝議を阻却するを慨し、同家の諸大夫小林筑前守と謀りて屢直諫せり。而して彼等を誘ひしものは、恐らく水戸、阿波等の君臣なるべし。此の爲めにや、前關白父子は、漸次幕府を離れて、當時の有志の所謂「正論」を把持するに至りぬ。此の如く九條鷹司兩人贊否地を換へし變態は、全く兩者の軋轢と、諸藩臣の誘導に基くものと認むべし。

されば九條關白の所論漸く因循となり、平穩と強硬と兩端を持して、姑息曖昧の處置多しとて、上下の憤怨を招けり。されど關白私に大に決する所ありしと見え、夫の青蓮院宮の屢至尊に咫尺して獻替するを憚り、三月六日の比、傳奏をして命を傳へて、其參朝を止め、又近衛左府に對しても同

様の處置あり。次いで三條内府にも及ばんとせしが、傳奏等内府の方嚴を憚りて命を受けず。事忽ち洩れて、三條内府は八日夜俄に參内し、勅問の公卿一統に下れる時に當り、三公の參朝を止めし不法を詰り、近衛左府をも誘ふて參朝せしめ、三公は關白の内命によりて閉居するの理なしとて、三人激論を發し、九條關白頗る窘迫せりと云ふ。而して此日は關白の獨斷にて、幕府への勅答案定まりし日なり。其要旨は、幕府に於て人心調和の任を負ふ上は、別に下命せらるべき事なし。萬事關東に委任せらるれば、尙勸考すべしと云ふにありしが、上の三公の激論によりて、決評に至らず。蓋し九條關白は一時異論の公卿を遠け、獨斷專行を以て、幕府委任の勅答を與へ、公武の和協を計りしなるべし。仍つて九日、右の勅答案を以て裁可を請ひしも、主上は其關白の斷獨に出しを知りて許し給はず。俄に三公議奏の參朝を促されしが、近衛三條の二相は、前日の愠によりて命に應ぜず、仍て鷹司右府、二條大納言(齊敬)の二人を使として、勅答案の可否を諮詢せらる。此夜三條内府參朝して、一概に關東へ委任するの不可を論せしが、公卿之に左袒するもの多し。此くて廷議決せず、徹宵曉に至れり。翌十日、關白は多少勅答案を改めて奏聞せしも、依然關東へ委任の意ありて諸卿服せず、廷中騒動す。硬論を主張するものは長崎函館の外開港を許さず、下田をも閉づべしと論するに至りぬ。此の後青蓮院宮も亦參内せられ、鷹司父子の態度も愈明白となれり。此くて廟堂の上九條關白及傳奏東坊城二人のみ、幕府を庇護するものとして、指目せられたり。當時公卿の中

最も慷慨激烈の稱ある大原三位重徳の如き、此の頃夜私に東坊城を斬らんとし、誤認して徳大寺の駕を襲ひしとの説あり。此くて廟堂の風雲愈々穩かならず、兩黨の抗爭愈々熱烈を加へぬ。

十一日、關白は又案を改めて、漸く奏可を得しが、長崎函館二港の外開港を許さずとの文意の末尾に、尙關東委任の文字ありて、群議の囂々を招けり。殊に鷹司前關白十二日に至り、大に硬論を發し、青蓮院宮、近衛三條等皆之に同意せしが、關白は一度奏聞を経しものを改竄せし例なしと主張し、遂に廷上の大争議を惹起せり。此の夜現任の公卿其他合して三團、百五人、關白の邸に赴きて、前關白の議に同意を迫り、關白も已むを得ず、案文を改むべきを約せしが、翌十三日、非藏人等六人亦關白第に詣りて、幕府の請を許すならんを請願したり。此の後も尙關白に向ひ、頻りに外人攘斥の論を致せしもの少からず、此の後十五日に至り、海防掛の撰あり。青蓮院宮、三條内府、山中大納言(忠能)の三人之に任せられ、遂に朝廷は攘夷黨の有に歸せり。隨て傳奏東坊城に對しても、先づ幕府の同意を要せし數百年の規格を破り、朝廷の獨斷を以て、其職を免じたり。

十九日に至り廷議は決せり、同日裁可を得て、翌日降命に定まりぬ。二十日堀田閣老、京都所司代土屋采女正(寅直)と共に參内せしが、小御所に於て、關白三公議奏傳奏列座の上、近衛左府より勅答書を達しぬ、文に曰く、

墨夷之事、神州之大患、國家之安危に係り、誠に不容易奉^{ナラ}始^リ神宮御代々被^レ爲^レ對、恐多被^レ

思召^ニ候。東照宮以來良法を變革之義は、闔國人心之歸向にも相拘り、永世安全難^ク量^シ、深^ク被^レ惱^ム。叙慮^ニ候。尤往年下田開港之條約不容易^{ナリ}之上、今度假條約之趣に而は、御國威難^ク相立^テ被^レ思召^ニ候。且諸臣群議にも、今度之條々殊に御國體に拘り、後患難^ク測^ル之由言上候。猶三家以下諸大名へも被^レ下^ニ台命、再應衆議之上、可有^ル言上旨被^レ仰出^ス候事。

又別に速に歸府して、將軍に復命すべき旨を口達せり。之を要するに朝廷は條約調印の勅允を賜はず、幕府の外交政策を非認せられしなり。蓋し當時廟堂の所論、大抵海外の事情に盲にして、空拳虛威を張りしものに過ぎざりしも、徳川氏に對する公卿等の積忿、一頓に發するの機會となりて、勢の激する所、一大震盪となり、將に幕府の根基をも覆さんとする力ありしなり。

堀田備中守は勅答を受けて退き、三日間熟考して後命を拜すべしと告げて歸り、川路岩瀬等と擬議せしが、一議もなく之を甘受するに忍びずとして、翌日傳奏議奏を招きしが、辭して來らず。翌二三日漸く來りしを見て、備中守一難問を出して、指令を仰げり。曰く條約締結に就き、叙慮を憚まざる、趣は恐悚に堪えざれども、黒夷との應接は、事情切迫し、今後の異變計り難し。今回勅答の趣にては、今後幕府に於て、和戰何れとも處置し難し。故に若し事態急迫に際しては、機を見て孰れか一方に斷決して差支なきや。又「英夷」渡來に及びても、同様に心得べきや云々と。蓋し備中守は、嚮にハリスに約して、三月五日を以て調印の期となせしが、二月二十八日、江戸在留の同僚

より報あり、三月二日ハリス病を力めて出府し、條約調印を促さんとするが如しと。仍て三月朔日、備中守より一書をハリスに與へ、勅許奏請の半なれば、少しく其期を緩くせん事を求めたり。然るに其後遷延二旬を過ぎて、結局勅允を得る能はず、此のまゝにして歸府せんか、當に使命を辱しむるのみならず、ハリスの切迫を奈何せん。之を以て、如上難詰を發して、今後外交の危機に臨み、幕府にて獨斷すべき口實を萬一に僥倖せんとせしに似たり。内外多難の局に當れる宰臣の苦心亦諒すべし。且つ朝臣の外交の情形に通せずして、妄りに無謀の建論をなすを憂ひ、川路岩瀬及京都町奉行淺野和泉守(元中務少輔長祚)等をして、親しく諸卿に接して、委曲の事情を開陳せしめ、詰問にも應せん事を求め、又岩瀬の如き、當時の利害得失を詳論せる書類を呈して、披閱を求めしも、共に省せられざりき。彼等苦心慘憺の状想見すべきに非ずや。

右の如き備中守等の難詰は、一層朝臣を憤激せしめたりと見え、二十六日に至り、決然たる指令あり。其趣旨極めて強硬にして、要は今回の條約は到底許容せられ難し、衆議中若し切迫の形勢に臨まば、勅答の旨を含みて、精々鎮定し、若し、彼れより兵端を發すれば、事情已むを得すと云ふにあり。外に又一、永世安全に叡慮を安んじ、二、國體を損せず、後患を貽さず、三、非常の際の防禦を全うすべき三方略に就き、衆議を聽きて奏上すべしとの下命あり。是れ幕府に難きを責むるものとす。又衆議奏上後、叡慮尙決し難くば、宗廟の神慮を伺ふ事あるべきを告げたり。是に於てか、

備中守等は、第二度の勅答の如何なる場合にも今回の條約を許さずとの意を含めるは、初度の朝旨と齟齬するを指摘し、結局幕府より再應衆議の趣を奏する迄は、今回の條約を許容し難しとの旨意なるを確かめたり。されど此の如きは事枝葉に屬す、朝廷幕府兩者の外國處置は、根本に於て柄鑿相容れざる底のものなる事、愈、明らかなるに至りぬ。

岩瀬肥後守は一人衆に先ち、二十五日發程して、歸府の途に就けり。蓋しハリスと交渉の破綻を彌縫せん爲めなりしなるべし。備中守は尙滯京して、斡旋せん考なりしも、到底成功の望なきを見、四月三日遂に辭見し、後二日を経て出發せり。彼の辭見に當り、朝廷は更に京師の警衛を嚴にすべき旨を含められたり。是に至りて、朝幕の間に、容易に踰越し難き鴻溝穿たれ、兩者の乖離漸く大にして、遂に大壊裂を生ずる端を發しぬ。

參 考

(一) 昨夢紀事、秘書集錄、開國起原。

(二) 左の松平慶永の謀臣中根勲負より慶司の家司三國大學に與へたる書は、能く當時の形勢を示すものなれば、參考の爲掲載せり。

念八之御書中、横山生云々に付て之御答は、倉卒中ながら、既に御報候得ば、定て御承知と存候。其他來示之趣反覆拜誦、君侯へも申上、故國之爲に、種々御盛意、越鳥胡馬之御衷情、實に不堪感激事共に候。就中諸侯之疲弊を救ひ、參勤交代を被弛、大諸侯へ京畿之守衛を被命、諸侯妻子を國土に就しめ、各國大艦

を造り、神州を護するの件々は、癸丑以來君侯度々之建白に無_レ殘處_レ陳狀有_レ之候儀共にて、拙子輩に於ても、尤希望罷在事に候。且宗藩に於ては、官武兩全 皇國の神威を不_レ汚様、幕府之根本を堅固にし、列侯一致、不_レ挾_レ私心、内亂を未萌に消滅、且外夷之覬覦を一拂する事、六十餘州之人物、孰其不_レ欲等之至論明確、吾藩之議と同一轍にして、間然すべき事無_レ之候。乍_レ併來示中淵底難_レ計、且不_レ得_レ不_レ辨件々は、左に及_レ陳述_レ候。人心之折合、國家之重事に候間、三家始諸大名之赤心 勅問之趣、乍_レ恐 天意之御疑惑は御尤至極に奉存候得共、右疑惑之根本は、如_レ來示、宗藩大藩より所縁之縉紳家へ、直筆之密啓有_レ之より起り申候。別而阿侯密告之如きは更らに難_レ及_レ信用_レも此事若實ならば、阿侯諫諍之次第一々御糾問有_レ之、一々忠誠に出て事務に益ある事ならんには、其條御内々關東へ御心添に相成、又反覆に出て、不當ならんには、阿侯へ御懇諭有_レ之、内訴之道を邊絶被_レ成置_レ候は、官武兩全之御處置に可_レ有_レ之歟。此度之降 命、今以於_レ此地、御沙汰無_レ之、其故難_レ計候得共、今後被_レ仰出_レに相成候共列侯一舌に赤心既に舊冬及_レ建白、餘蘊無_レ之趣に可_レ被_レ申立_レは必然之勢と相見え候ば、其旨關東より奏上に相成候は、廷議如何可_レ有_レ之哉、密啓之諸侯は、關東へ反覆を抱く歟、朝廷へ阿諛する歟之兩途を不_レ免事と可_レ相成_レ候得ば、朝廷之御疑念も、一層を増すとも、氷釋之様は有_レ之間敷候。兄之阿侯之事を被_レ示候は、褒乎、貶乎不_レ肖不_レ知_レ所_レ解候。萬一阿侯之言を褒美信用之御垂諭に候は、嫌疑蕭牆之内に起り、東西中四之諸侯四分八裂之基に可_レ有_レ之候。如_レ此候は、皇國之神威を不_レ汚、幕府之根元を固くし、列侯一致不_レ挾_レ私心、内亂を未萌に消滅せん事を欲するとも、砂を蒸して飯とし、木に縁て魚を求むるが如くなるのみならず、霸府の政令を違奉する武家に於て、陰に官家縉紳に阿附佞媚する者を被_レ歡候様にては、内亂之焰を已萌に煽くとも可_レ申儀にて、不_レ肖の所_レ以不_レ得_レ解なり。吾藩の如きは幕府の親胃、休戚を一にし、身心を貳にせず、幕府を奉するは 天朝を奉する也、天朝をおい

て幕府なく、幕府をおいて 天朝ある事を覺えず。生死窮達身命を幕府に委す、征夷之號、將軍之職、尊皇攘夷之五字に出ず、親胃列侯も此四字を奉するに出ず。仍_レ之有志之列藩に於ては、萬國の形勢を察し、夷狄之情狀を明かにし、其機に投じ、其會に乘じ、和戰宜に適て、遂に 神州之威風を九夷八蠻に偃へ、辱くも日本 天皇を奉じ、四海萬國之至尊に推戴せん事を希望する權略宏圖を懷けり。當今之形勢にては、掛まくも畏き事實に候得共 天皇之 御元祖とあらせらる 日の大神は、遍ねく地球を照臨まし、萬國其恩顧を蒙らざる事なきに、日の大神の 皇孫は、僅に日本一洲之至尊として、剩夷狄之睥睨を受させ給ふ事、大和魂ある者は切齒憤慨、髮上衝_レ冠之秋に候。此時に當つて、瓊々たる尺寸を争ひ、粟散邊土に躡踏して、死を決し國を守るは、猶溝瀆に溢る、愚に等し、眼孔潤大之志士は會而所_レ不_レ取也。於_レ此吾侯之赤誠策略は、既に幕府へ呈露し、尊 皇攘夷之大功業大勳績を贊成窮極せん事を欲せる也。所見所期如_レ此候得ば、見に不_レ忍所は恐らくは大謀之屑とせざる所にも可_レ有_レ之候。

仄に聞く、廷議紛紜として無_レ歸着、上洛之執政有司失策亦不_レ少、仍_レ之遷延亘_レ旬、區々之浮説、喋々之流言、殆列國に充滿せり。兄之垂諭も、天朝之威を不_レ汚様、幕府之根元を堅固にし、列侯之内亂を消滅するは確論なり。當時の形勢外夷は元より、列國も倍置、公武之内亂已に萌すに非らずや、幕府の威權は天朝に仰て立、天朝の威風は幕府に命じて偃しむ。幕府威を外夷に失するに似たるを怒て、其奏上を拒み、其宰臣を容辱せるは、僅に其醜憤を泄暢するに似たれども、畢竟幕府威を失ふの甚しきものにして、天朝の威を隨て墜_レざるを得ず。小憤之爲に大體を誤るの嫌あり。又聞く、宰臣は議するに足らず、大將軍并三家々門之内、上洛合議之説有_レ之由、國體を解せざるの甚敷儀と被_レ存候。譬ば 廷議幕府之議を厭ひ、關東の政權を關西に移さん陰謀有て、先づ飽迄其威を挫折して、列侯をして其違奉すべきの實なきを知らしめ、其心を離し、其勢